

官報

號外 昭和十三年二月二十七日

○第七十三回 帝國議會衆議院議事速記錄第十九號

昭和十三年二月二十六日(土曜日)

午後一時十九分

議事日程 第十八號

昭和十三年二月
午後一時開議

第一 商法中改正法律案(政府提出、貴

第一讀
族院送付

第二 稽法中改正法律施行法案（政府提出、貴族院審討） 第一章

第三 有限公司法案（政府提出、貴族 抗議 貴族院通過）

院送付) 第一讀

第四 社會事業法案(政府提出)
第一讀

第五章 商店法案（政府提出）

第六 石油資源開發法案(政府提出)

第一讀

第七 樺太地方鐵道補助法中改正法律
案(政府提出) 第一續

第八 第一回
昭和十二年法律第九十二号中改
第(政府提出)

正法律案（輸出入品等ニ關スル臨時

措置ニ關スル件) (政府提出 貴族院
第一回

第九 日滿司法事務共助法案

第六回
出、貴族院送付) 第一讀

第十 民法中改正法律案（政府提出、

貴族院送付 第一讀

第十一回 諸侯請賀淮中改正淮徐第一讀

第十二 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助

法中改正法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀

官報號外 昭和十三年二月二十七日

衆議院議事速記錄第十九號

議長ノ報告

提出者	建築士法案
提出者	平川松太郎君 手代木隆吉君 田村秀吉君 内藤正剛君 原玉重君
提出者	野村嘉六君 多田満長君 熊谷直太君 岡田忠彦君 星島二郎君
提出者	武道審議會設置ニ關スル建議案
提出者	大麻唯男君 信太儀右衛門君 漢那憲和君 種牡馬國有竝放牧地用國有林野解放ニ關スル建議案
提出者	伊藤五郎君 山田六郎君 (以上二月二十五日提出)
提出者	中井川浩君 堤康次郎君 高橋壽太郎君 森田重次郎君
提出者	農林書記官石黒武重
第七十三回 帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付	一昨二十五日帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付
第四部選出	一昨二十五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
豫算委員	野中徹也君(清瀬一郎君 補闕)
國家總動員法案(政府提出)委員 ノ如シ	小川郷太郎君 豊田豊吉君 山道襄一君 中村不二男君 中山福藏君 齋藤隆夫君

一	昨二十五日ニ	於ケル特別委員ノ異動左ノ
二	増田	義一君
三	林	平馬君
四	真鍋	勝君
五	宮澤	胤勇君
六	川崎末五郎君	
七	西岡竹次郎君	
八	篠原	義政君
九	小高長三郎君	
十	羽田武嗣郎君	
十一	板野	友造君
十二	熊谷	直太君
十三	猪野毛利榮君	
十四	若宮	貞夫君
十五	坂田	道男君
十六	藤本	捨助君
十七	清瀬	一郎君
十八	三輪	壽壯君
十九	西尾	末廣君
二十	三田村	武夫君
二十一	山本	古屋
二十二	眞鍋	儀十君
二十三	池田	秀雄君
二十四	高橋壽太郎君	
二十五	長井	源君
二十六	宮脇	長吉君
二十七	河野	一郎君
二十八	泉	國三郎君
二十九	濱田	國松君
三十	河上	哲太君
三十一	植原悅	二郎君
三十二	牧野	良三君
三十三	井阪	豊光君
三十四	山崎	常吉君
三十五	守屋	榮夫君
三十六	淺沼稻次郎君	
三十七	今井	
三十八	新造君	

重要鑛物増産法案(政府提出)外一件委員
辭任砂田 重政君 補闕土倉 宗明君
○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、御報告申上ゲルコトガアリマス、朝香
宮殿下ニ於カセラレマシテハ、本日目出度
ク御凱旋遊バサレマシタノデ、議長ハ本院
ヲ代表致シマシテ、午前十時十五分宮邸ニ
參殿、御祝詞ヲ言上致シマシタ
(拍手起ル)
○議長(小山松壽君) 山階宮故菊麿王妃常
子殿下ニヘ今朝薨去遊バサレマシタノデ、
議長ハ午前十一時參内 皇后陛下ノ御機嫌
ヲ奉伺致シマシタ、尙ホ山階宮邸竝ニ久邇
宮邸ニ參殿、御弔詞ヲ申上ゲマシタ、此段
謹シニ御報告申上ゲマス
(拍手起ル)

其本國ニ於ケル商標権消滅シタル場合ニ於テハ消滅スト規定シテアリマスル法文ヲ削除スルト云フノガ、此改正ノ趣旨デアリマス、是ト同ジ意味ニ於キマシテ、外國ノ登録商標トシテ登録ヲ受ケマシタル商標ニ付テハ、其本國タル外國ニ於テ存續シテ居ル以上ハ、從屬的ニ我國ニ於テモ之ヲ存續セシムルト云フ規定ヲ削除致シマシテ、本國タル外國ニ於テ商標権ガ存續シテ居ツテモ、我ガ帝國ニ於テ登録ノ日ヨリ一箇年間其商標ヲ使用シナイ時、又ヘ引續キ三年間其商標ヲ使用スルコトヲ中止シテ居ツタ時ヘ審判ニ依リマシテ商標ノ登録ヲ取消スベシト云フコトニ改メントスルモノデアリマス次ニ不正競争防止法中改正ノ第一點ハ、我國ノ現行法ニ依リマスレバ、不正競争ノ目的ヲ以テ他人ノ商品ト混同ア生ゼシムガ如キ方法ノ差止、及ビ之ニ對スル損害賠償、此二ツダケヲ認メテ居ツタノデアリマスルガ、斯ノ如キヘ商取引ノ圓滿ナル遂行ヲ確保スルニハ不十分ノ嫌ガアリマスノデマシテモ、損害賠償其他ノ義務ヲ負ハシムルノ規定ヲ設ケントスルノデアリマス、第ニ點ハ、前段ト同様ノ趣旨ニ依リマシテ、現行法ハ他人ノ商品ノ信用ヲ毀損スル行爲ニ付テノミ救濟手段ヲ認メテ居ツタノデアリマスガ、改正ノ倫敦條約ニ於キマシテ、害賠償其他ノ救濟手段ヲ行フコトヲ認ムルコトニ致シタノデゴザイマス、此趣旨ニ從ヒマシテ不正競争防止法第一條、第二條、第六條中、ソレゝ改正セントスルモノデアリマス

ス、現行法ニ於キマシテハ、辨理士ハ特許
實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ、特許局ニ
對シテ爲スペキ事項ノ代理ヲ爲スコトヲ以
テ、其業務ト爲ス旨ノ規定ガアリマスケレ
ドモ、辨理士ノ實際ノ業務範圍ハ、雷ニ是
バカリデハゴザイマセヌ、工業所有權ニ關
スル事柄ニ付テノ鑑定、或ハ各種書類ノ作
成、或ハソレニ素聯致シマスル事柄ニ及ブ
モノデアリマスルカラ、此實際ノ事情ニ適
應セシムル爲ニ、規定ヲ改正スルト云フノ
デアリマス、其第二ハ辨理士ノ資格ヲ高メ、
地位ノ向上ヲ圖リ、以テ一般依頼者ノ信用
ヲ深カラシムル趣旨ニ出デタ改正デアリマ
ス、是マデ一定ノ學業ヲ修メタ者ニ對シテ
ハ、特別ニ無試驗、辨理士ノ資格ヲ與ヘテ
居ツタノヲ改メマシテ、國家試驗ヲ經タ者テ
ナケレバ辨理士タルノ資格ヲ與ヘナイト云
フノガ一ツ、今一ツハ、刑罰其他ノ制裁ヲ
受ケマシタ者ニハ辨理士タル資格ヲ與ヘナ
イト云フコト、其次ニハ辨理士ノ業務ヲ行
フニハ、辨理士組合ニ入ラナケレバナラヌ
ト云フコトニ改メタノデアリマス、更ニ進
ミマシテ其人格ノ陶冶、品性ノ向上、業務
ノ統制等ニ付キマシテモ、自治的ニ自肅自
戒シテ、其向上發展ニ遺漏ナキヲ期セント
スルノデアリマス、辨理士法改正ノ第三ハ、
辨理士ニアラザル者ガ辨理士類似ノ行爲ヲ
スルト云フコトヲ取締ル規定ヲ設クルノデ
アリマス、是等ノ僞辨理士ハ動モスレバ善
良ナル發明家ヲシテ、其苦心ノ結果ヲ徒勞
ニ歸セシメ、間接ニハ辨理士ノ信用ヲ失墜
セシメ、其統制ヲ紊ス虞アル現狀ニ鑑ミマ
シテ、是等不正業者ヲ根絶セシメテ、以テ
其弊害ヲ芟除セントスルノデアリマス
以上ハ各法案ノ大體ノ要領ヲ申上ゲタノ
デアリマスルガ、委員會ハ會議ヲ開キマスル
コト五回、各委員諸君ハ熱誠且ツ適切ナル
質疑ヲ致サレマシタ、之ニ對シマシテ政府
當局ヨリ詳細且ツ懇切ナル答辯ガアッタノ
デアリマス、其細カイコトハ速記録ニ就テ
御覧ヲ願ヒタイノデアリマスガ、今其主ナ

モノニ付テ一二ダケヲ御報告申上ゲマスル
ナラバ、委員橋井兵五郎君、星一君、稻田
直道君、山崎常吉君、川崎巳之太郎君等九
ラ、目下ノ時局ニ鑑ミ、特ニ發明獎勵ノ施
設ヲ擴充スベキ必要アル旨ノ、適切ナル
質問ガアッタノデアリマス、政府當局ハ
之ニ對シマシテ、十分御趣旨ニ副フヤセ
努力スル旨ノ答辯ガアリマシタ、尙ホ本
員今成留之助君ヨリ、辨理士法中改正法
律案ノ第五條第一號ニ禁錮以上ノ刑ニ處
セラレタル者ハ辨理士タルコトヲ得ザル
コトニナツテ居ルノヲ、實情ニ照シテ辯
當ヲ缺ク嫌ガナイカト云フ適切ナル質問
ガアリマシタガ、之ニ對シマシテ政府當局
ヨリ、辯護士法トノ關係ガアリマスカラ、
將來篤ト研究ノ上善處致シマスト云フ答辯
ガアッタノデアリマス、討論ニ入リマシテ、
今成留之助君ハ民政黨ヲ代表シ、星一君ハ
政友會ヲ代表シ藤本捨助君ハ第一議員俱樂
部ヲ代表シ、野溝勝君ハ社會大衆黨ヲ代表
致シマシテ、各發明、特許、審査等ニ對シ
テハ、丁寧迅速ナル取扱ヲ爲スコト、發明
家優遇ノ途ヲ講ズルコト、是等ノ諸點ヲ希
望致シマシタ、尙ホ今成留之助君ハ、辨理
士ノ缺格條項ニ對シテハ、辯護士法改正ノ
際ニ均衡ヲ保ツヤウニ留意セラレタシト述
べラレマシテ、本案ニ對シテ贊成ノ意見ヲ
唱ヘラレタノデアリマス、討論ニ移リマシ
テ、ソレハ其主張ヲ明ニ致シマシテ、採
決ノ結果總員起立、滿場一致ヲ以テ之ヲ可
決致シタノデアリマス
(拍手)
○議長(小山松壽君) 四案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○服部崎市若 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長ノ報告通 リ可決セラレントヲ望ミマス	○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異 議アリマセヌカ (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
特許法中改正法律案 商標法中改正法律案 不正競争防止法中改正法律案	○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマ セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、四案トモ委員 長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)日程 第一乃至第三ハ便宜上一括シテ議題ト爲ス ニ御異議アリマセヌカ
辦理士法中改正法律案	○議長(小山松壽君) 第二讀會(確定議)
	第一讀會(確定議)
商法中改正法律案	第一讀會
第一編 總則	第一讀會
商法中改正法律案	第一讀會
第一章 法例	第一讀會
第二章 商人	第一讀會
第三章 商業登記	第一讀會

第四章 商號

第五章 商業帳簿

第六章 商業使用人

第七章 代理商

第二編 會社

第一章 總則

第二章 合名會社

第一節 設立

第二節 會社ノ内部ノ關係

第三節 會社ノ外部ノ關係

第四節 社員ノ退社

第五節 解散

第六節 清算

第三章 合資會社

第四章 株式會社

第一節 設立

第二節 株式

第三節 會社ノ機關

第四節 會社ノ計算

第五節 社債

第六節 社債權者集會

第七節 定款ノ變更

第八節 會社ノ整理

第九節 解散

第十條 特別清算

第十一條 外國會社

第十二條 罰則

第十三條 法則例

第十四條 第四編トス

第十五條 第四編トス

第十六條 第四編トス

第十七條 第四編トス

第十八條 第四編トス

第十九條 第四編トス

第二十條 第四編トス

第二十一條 第四編トス

第二十二條 第四編トス

第二十三條 第四編トス

第二十四條 第四編トス

第二十五條 第四編トス

第二十六條 第四編トス

第二十七條 第四編トス

第二十八條 第四編トス

第二十九條 第四編トス

第三十條 第四編トス

第三十一條 第四編トス

第三十二條 第四編トス

第三十三條 第四編トス

第三十四條 第四編トス

第三十五條 第四編トス

第三十六條 第四編トス

第三十七條 第四編トス

第三十八條 第四編トス

第三十九條 第四編トス

第四十條 第四編トス

第四十一條 第四編トス

第四十二條 第四編トス

第四十三條 第四編トス

第四十四條 第四編トス

第四十五條 第四編トス

第四十六條 第四編トス

第四十七條 第四編トス

第四十八條 第四編トス

第四十九條 第四編トス

第五十條 第四編トス

第五十一條 第四編トス

第五十二條 第四編トス

第五十三條 第四編トス

第五十四條 第四編トス

第五十五條 第四編トス

第五十六條 第四編トス

第五十七條 第四編トス

第五十八條 第四編トス

第五十九條 第四編トス

第六十條 第四編トス

第六十一條 第四編トス

第六十二條 第四編トス

第六十三條 第四編トス

第六十四條 第四編トス

第六十五條 第四編トス

第六十六條 第四編トス

第六十七條 第四編トス

第六十八條 第四編トス

第六十九條 第四編トス

第七十條 第四編トス

第七十一條 第四編トス

第七十二條 第四編トス

第七十三條 第四編トス

第七十四條 第四編トス

第七十五條 第四編トス

第七十六條 第四編トス

第七十七條 第四編トス

第七十八條 第四編トス

第七十九條 第四編トス

第八十條 第四編トス

第八十一條 第四編トス

第八十二條 第四編トス

第八十三條 第四編トス

第八十四條 第四編トス

第八十五條 第四編トス

第八十六條 第四編トス

第八十七條 第四編トス

第八十八條 第四編トス

第八十九條 第四編トス

第九十條 第四編トス

第九十一條 第四編トス

第九十二條 第四編トス

第九十三條 第四編トス

第九十四條 第四編トス

第九十五條 第四編トス

第九十六條 第四編トス

第九十七條 第四編トス

第九十八條 第四編トス

第九十九條 第四編トス

第一百條 第四編トス

第一百零一條 第四編トス

リシモノト看做ス
第十二條 登記スベキ事項ハ登記及公告
ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者
ニ對抗スルコトヲ得ズ登記及公告ノ後
ト雖モ第三者ガ正當ノ事由ニ因リテ之
ヲ知ラザリシトキ亦同ジ

ノト推定ス
第二十一條 何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以
テ他人ノ營業ナリト誤認セシムベキ商
號ヲ使用スルコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ商號ヲ使用スル
者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラ
ルル處アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコ
トヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ
請求ヲ妨げズ

第十三條 支店ノ所在地ニ於テ登記スベ
キ事項ヲ登記セザリシトキハ前條ノ規
定ハ其ノ支店ニ於テ爲シタル取引ニ付
テノミ之ヲ適用ス

第十四條 故意又ハ過失ニ因リ不實ノ事
項ヲ登記シタル者ハ其ノ事項ノ不實ナ
ルコトヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スル
コトヲ得ズ

第十五條 登記シタル事項ニ變更ヲ生ジ
又ハ其ノ事項が消滅シタルトキハ當事
者ハ遲滯ナク變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲
スコトヲ要ス

第十六條 登記シタル事項ニ變更ヲ生ジ
又ハ其ノ事項が消滅シタルトキハ當事
者ハ遲滯ナク變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲
スコトヲ要ス

第十七條 商號

第十八條 商號

第十九條 商號

第二十條 商號

第二十一條 商號

第二十二條 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第
一項ノ商號ヲ使用シタル者ハ
千圓以下ノ過料ニ處ス前條第一項ノ規
定ニ違反シタル者亦同ジ

第二十三條 自己ノ氏、氏名又ハ商號ヲ
使用シテ營業ヲ爲スコトヲ他人ニ許諾
シタル者ハ自己ヲ營業主ナリト誤認シ
テ取引ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ取引ニ
因リテ生ジタル債務ニ付其ノ他人ト連
帶シテ辨濟ノ責ニ任ズ

第二十四條 商號ハ營業ト共ニスル場合
又ハ營業ヲ廢止スル場合ニ限リ之ヲ讓
渡スコトヲ得ズ

第二十五條 营業ヲ讓渡シタル場合ニ於
テ當事者ガ別段ノ意思ヲ表示セザリシ
トキハ讓渡人ハ同市町村及隣接市町村
内ニ於テ二十年間同一ノ營業ヲ爲スコ
トヲ得ズ

第二十六條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第二十七條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第二十八條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第二十九條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十一條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十二條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十三條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十四條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十五條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

第三十六條 营業ノ讓受人ガ讓渡人ノ營
業ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營
業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受

人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

旨ヲ登記シタル場合ニハ之ヲ適用セズ
營業ノ讓渡後遲滞ナク讓渡人及讓受人
ヨリ第三者ニ對シ其ノ旨ノ通知ヲ爲シ
タル場合ニ於テ其ノ通知ヲ受ケタル第
三者ニ付亦同ジ

第二十七條 前條第一項ノ場合ニ於テ讓
渡人ノ營業ニ因リテ生ジタル債權ニ付
讓受人ニ爲シタル辨濟へ辨濟者ガ善意
ニシテ且重大ナル過失ナカリシトキニ
限り其ノ效力ヲ有ス

第二十八條 营業ノ讓受人が讓渡人ノ商
號ヲ續用セザル場合ニ於テモ讓渡人ノ
營業ニ因リテ生ジタル債務ヲ引受クル
旨ヲ廣告シタルトキハ債權者ハ其ノ讓
受人ニ對シテ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ
得

第二十九條 营業ノ讓受人が第二十六條
第一項又ハ前條ノ規定ニ依リ讓渡人ノ
債務ニ付責ニ任ズル場合ニ於テハ讓渡
人ノ責任ハ營業ノ讓渡又ハ前條ノ廣告
ノ後二年内ニ請求又ハ請求ノ豫告ヲ爲
サザル債權者ニ對シテハ二年ヲ經過シ
タルトキ消滅ス

第三十條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ガ正
當ノ事由ナクシテ二年間其ノ商號ヲ使
用セザルトキハ商號ヲ廢止シタルモノ
ト看做ス

第三十一條 商號ノ廢止又ハ變更アレタ
ル場合ニ於テ其ノ商號ノ登記ヲ爲シタ
ル者ガ廢止又ハ變更ノ登記ヲ爲サザル
トキハ利害關係人ハ其ノ登記ノ抹消ヲ
裁判所ニ請求スルコトヲ得

第五章 商業帳簿

債務其ノ他ノ財産ノ目録及貸方借方
ノ對照表ヲ作ルコトヲ要ス
會社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ
前項ノ書類ヲ作ルコトヲ要ス
財產目錄及貸借對照表ハ之ヲ編綴シ又
ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコ
トヲ要ス
財產目錄及貸借對照表ニハ作成者之ニ
署名スルコトヲ要ス
第三十四條 財產目錄ニハ動產、不動產、
債權其ノ他ノ財產ニ價額ヲ附シテ之ヲ
記載スルコトヲ要ス其ノ價額ハ財產目
錄調製ノ時ニ於ケル價格ヲ超ニルコト
ヲ得ズ
營業用ノ固定財產ニ付テハ前項ノ規定
ニ拘ラズ其ノ取得價額又ハ製作價額ヲ附
リ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附
スルコトヲ得
第三十五條 裁判所ヘ申立ニ依リ又ハ職
權ヲ以テ訴訟ノ當事者ニ商業帳簿又ハ
其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
第三十六條 商人ハ十年間其ノ商業帳簿
及其ノ營業ニ關スル重要書類ヲ保存ス
ルコトヲ要ス
前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其ノ帳
簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス
第六章 商業使用人
第三十七條 商人ハ支配人ヲ選任シ本店
又ハ支店ニ於テ其ノ營業ヲ爲サシムル
コトヲ得
第三十八條 支配人ハ營業主ニ代リテ其
ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判
外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
支配人ハ番頭、手代其ノ他ノ使用人ヲ
選任又ハ解任スルコトヲ得
支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ
以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得
ズ
第三十九條 商人ハ數人ノ支配人が共同
シテ代理權ヲ行使スペキ旨ヲ定ムルコ
トヲ得
前項ノ場合ニ於テ支配人ノ一人ニ對シ

其ノ效力ヲ生ズ
第四十條 支配人ノ選任及其ノ代理權ノ
消滅ハ之ヲ置キタル本店又ハ支店ノ所
在地ニ於テ營業主之ヲ登記スルコトヲ
要ス前條第一項ニ定ムル事項及其ノ變
更亦同ジ

第四十一條 支配人ハ營業主ノ許諾アル
ニ非ザレバ營業ヲ爲シ、自己若ハ第三
者ノ爲ニ營業主ノ營業ノ部類ニ屬スル
取引ヲ爲シ又ハ會社ノ無限責任社員、
取締役若ハ他ノ商人ノ使用人ト爲ルコ
トヲ得ズ

支配人ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ
爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ營業主ハ之
ヲ以テ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做
スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ營業主ガ其ノ取引
ヲ知リタル時ヨリ二週間之内行使セザ
ルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經
過シタルトキ亦同ジ

第四十二條 本店又ハ支店ノ營業ノ主任
者タルコトヲ示スペキ名稱ヲ附シタル
使用者ハ之ヲ其ノ本店又ハ支店ノ支配
人ト同一ノ權限ヲ有スルモノト看做ス
但シ裁判上ノ行爲ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ

前項ノ規定ハ相手方ガ惡意ナリシ場合
ニハ之ヲ適用セズ

第四十三條 番頭、手代其ノ他營業ニ關
スル或種類又ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受
ケタル使用者ハ其ノ事項ニ關シ一切ノ
裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合
ニ之ヲ準用ス

第四十四條 物品ノ販賣ヲ目的トスル店
舗ノ使用者ハ其ノ店舗ニ在ル物品ノ販
賣ニ關スル權限ヲ有スルモノト看做ス

第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合
ニ之ヲ準用ス

第四十五條 本章ノ規定ハ營業主ト商業
使用者トノ間ノ雇傭關係ニ付民法ヲ適

用スルコトヲ妨げズ
第七章 代 理 商
第四十六條 代理商トハ使用人ニ非ズシ
テ一定ノ商人ノ爲ニ平常其ノ營業ノ部
類ニ屬スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ爲ス
者ヲ謂フ
第四十七條 代理商ガ取引ノ代理又ハ媒
介ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク本人ニ對
シテ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス
第四十八條 代理商ハ本人ノ許諾アルニ
非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ本人ノ
營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同
種ノ營業ヲ目的トスル會社ノ無限責任
社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ
第四十九條 第二項及第三項ノ規定ハ代
理商ガ前項ノ規定ニ違反シタル場合ニ
之ヲ準用ス
第五十條 物品ノ販賣又ハ其ノ媒介ノ
委託ヲ受ケタル代理商ハ賣買ノ目的物
ノ瑕疵又ハ數量ノ不足其ノ他賣買ノ履
行ニ關スル通知ヲ受クル権限ヲ有ス
第五十一條 當事者ガ契約ノ期間ヲ定メザ
リシトキハ各當事者ハ二月前ニ豫告ヲ
爲シテ其ノ契約解除ヲ爲スコトヲ得
當事者ガ契約ノ期間ヲ定メタルト否ト
ヲ問ハズ已ムコトヲ得ザル事由アルト
キハ各當事者ハ何時ニテモ其ノ契約ノ
解除ヲ爲スコトヲ得
第五十二條 代理商ハ取引ノ代理又ハ媒
介ヲ爲シタルニ因リテ生ジタル債權ガ
辨濟期ニ在ルトキハ其ノ辨濟ヲ受クル
迄本人ノ爲ニ占有スル物又ハ有價證券
ヲ留置スルコトヲ得但シ別段ノ意思表
示アリタルトキヘ此ノ限ニ在ラズ
第二編 會社
第一章 總則
第五十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲
ヲ爲スノ業トスル目的ヲ以テ設立シタ
ル社團ヲ謂フ

第五十三條 會社ハ合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社ノ四種トス

第五十四條 會社ハ之ヲ法人トス
會社ノ住所ハ其ノ本店ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十五條 會社ハ他ノ會社ノ無限責任
社員ト爲ルコトヲ得ズ

第五十六條 會社ハ合併ヲ爲スコトヲ得
合併ヲ爲ス會社ノ一方又ハ雙方ガ株式會社又ハ株式合資會社ナルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ株式會社又ハ株式合資會社ナルコトヲ要ス

第五十七條 會社ハ本店ノ所在地ニ於テ合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合合ニ於テハ定款ノ作成其ノ設立ニ關スル行為ハ各會社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五十八條 第一項、第三百四十三條及第四百六十七條ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第五十九條 會社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第六十條 利害關係人ノ爲シタル第五十
八條第一項又ハ第二項ノ請求ガ却下セラレタル場合ニ於テ其ノ者ニ惡意又ハ

第五十一條 本編ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其ノ許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第六十二條 合名會社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第六十三條 合名會社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

第二章 合名會社
第一節 設立
第六十二條 合名會社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス
第六十三條 合名會社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

一 目的

二 商號

三 社員ノ氏名及住所

四 本店及支店ノ所在地

五 社員ノ出資ノ目的及其ノ價格又ハ評價ノ標準

六 本店及支店

三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタ

四 社員ノ出資ノ目的、財產ヲ目的トスル出資ニ付テハ其ノ價格及履行ヲ爲シタル部分

五 社員ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ其ノ規定期

六 數人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

七 會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役又ハ監査役ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ會社ノ存立ヲ許スベカラザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ

八 前二項ノ場合ニ於テ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

九 第二項ノ利害關係人ガ前條第一項又ハ第二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ會社ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

ニ支店ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前條第一項ニ掲タル事項ヲ登記シ他ノ支店ヲ

總社員ノ同意アルコトヲ要ス

第七十三條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アル

ニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ

第七十四條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アル

ニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

第七十五條 社員ガ前項ニ規定ニ違反シテ自己ノ行使セザルトキハ其ノ社員ハ過半數ノ決議ニ依リ之ヲ以テ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ他ノ社員ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ

一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

第七十六條 會社ノ業務ヲ執行スル社員ハ各自

意ヲ以テ業務執行社員中特ニ會社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第七十七條 會社ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ數人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 會社ヲ代表スベキ社員ハ其

社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁

判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

民法第四十四條第一項及第五十四條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第七十九條 會社ガ社員ニ對シ又ハ社員

第七十二條 定款ノ變更其ノ他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行爲ヲ爲スニハ

總社員ノ同意アルコトヲ要ス

第七十三條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アル

ニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ

他人ニ譲渡スコトヲ得ズ

第七十四條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アル

ニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社

ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無

限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

第七十五條 社員ガ前項ニ規定ニ違反シテ自己ノ行使セザルトキハ其ノ社員ハ過半數ノ決議ニ依リ之ヲ以テ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ他ノ社員ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ

一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

第七十六條 會社ノ業務ヲ執行スル社員ハ各自

意ヲ以テ業務執行社員中特ニ會社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第七十七條 會社ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ數人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 會社ヲ代表スベキ社員ハ其

社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁

判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

民法第四十四條第一項及第五十四條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第七十九條 會社ガ社員ニ對シ又ハ社員

ガ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テ
其ノ訴ニ付會社ヲ代表スベキ社員ナキ
トキハ他ノ社員ノ過半數ノ決議ヲ以テ
之ヲ定ムルコトヲ要ス
第八十條 會社財產ヲ以テ會社ノ債務ヲ
完済スルコト能ハサルトキハ各社員連
帶シテ其ノ辨濟ノ責ニ任ズ
會社財產ニ對スル強制執行ガ其ノ效ヲ
奏セザルトキ亦前項ニ同ジ
前項ノ規定ハ社員ガ會社ニ辨濟ノ資力
アリ且執行ノ容易ナルコトヲ證明シタ
ルトキハ之ヲ適用セズ
第八十一條 社員ハ會社ニ屬スル抗辯ヲ
以テ會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得
會社ガ其ノ債權者ニ對シ相殺權、取消
權又ハ解除權ヲ有スル場合ニ於テハ社
員ハ其ノ者ニ對シ債務ノ履行ヲ拒ムコ
トヲ得

第八十二條 會社ノ成立後加入シタル社
員ハ其ノ加入前ニ生ジタル會社ノ債務
ニ付テモ亦責任ヲ負フ
第八十三條 社員ニ非ザル者ニ自己ヲ社
員ナリト誤認セシムベキ行爲アリタル
トキハ其ノ者ハ誤認ニ基キテ會社ト取
引ヲ爲シタル者ニ對シ社員ト同一ノ責
任ヲ負フ

第四節 社員ノ退社

第八十四條 定款ヲ以テ會社ノ存立時期
ヲ定メザリシトキ又ハ或社員ノ終身間
會社ノ存續スペキコトヲ定メタルトキ
ハ各社員ハ營業年度ノ終ニ於テ退社ヲ
爲スコトヲ得但シ六月前ニ其ノ豫告ヲ
爲スコトヲ要ス

第八十五条 前條及第九十一條第一項ニ
定ムル場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リ
テ退社ス

一定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總社員ノ同意

三 死亡

第八十六條 社員ニ付左ノ事由アルトキ
ハ會社ヘ他ノ社員ノ過半數ノ決議ヲ以
テ其ノ社員ノ除名又ハ業務執行權若ハ
代表權ヲ喪失ノ宣告ヲ裁判所ニ請求ス
ルコトヲ得

一 出資ノ義務ヲ履行セザルコト
二 第七十四條第一項ノ規定ニ違反シ
タルコト
三 業務ヲ執行スルニ當リ不正ノ行爲
ヲ爲シ又ハ權利ナクシテ業務ノ執行
ニ干與シタルコト
四 會社ヲ代表スルニ當リ不正ノ行爲
ヲ爲シ又ハ權利ナクシテ會社ヲ代表
シタルコト
五 其ノ他重要ナル義務ヲ盡サザルコ
ト
社員ガ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表ス
ルニ著シク不適任ナルトキハ會社ハ前
項ノ規定ニ從ヒ其ノ社員ノ業務執行權
又ハ代表權ヲ喪失ノ宣告ヲ請求スルコ
トヲ得

社員ノ除名又ハ業務執行權若ハ代表權
ノ喪失ノ判決確定シタルトキハ本店及
支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

第八十七条 除名セラレタル社員ト會社
トノ間ノ計算ハ除名ノ訴ヲ提起シタル
時ニ於ケル會社財產ノ狀況ニ從ヒテ之
ヲ爲シ且其ノ時ヨリ法定利息ヲ附スル
コトヲ要ス

第八十八條 第八十六條ノ訴ハ本店ノ所
在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス
第八十九條 退社員ハ勞務又ハ信用ヲ以
テ出資ノ目的ト爲シタルトキト雖モ其
ノ持分ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但シ定
款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラ
ト看做ス

第九十条 社員ノ持分ノ差押ハ社員ガ將
來利益ノ配當及持分ノ拂戻ヲ請求スル

第九十一条 社員ノ持分ヲ差押ヘタル債
權者ハ營業年度ノ終ニ於テ其ノ社員ヲ
退社セシムルコトヲ得但シ會社及其ノ
社員ニ對シ六月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコ
トヲ要ス
第九十二条 會社ノ商號中ニ退社員ハ其
氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ其
ノ氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムベキコトヲ
請求スルコトヲ得

第九十三条 退社員ハ本店ノ所在地ニ於
テ退社ノ登記ヲ爲ス前ニ生ジタル會社
ノ債務ニ付責任ヲ負フ
第九十四条 前項ノ責任ハ前項ノ登記後一年内ニ請
求又ハ請求ノ豫告ヲ爲サザル會社ノ債
權者ニ對シテハ登記後一年ヲ經過シタ
ルトキ消滅ス
第九十五条 前二項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル社員
ニ之ヲ準用ス

第五節 解散

第九十六条 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解
散ス
一 存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メ
タル事由ノ發生
二 總社員ノ同意

三 會社ノ合併

四 社員ガ一人ト爲リタルコト
五 會社ノ破産

六 解散ヲ命ズル裁判

第九十七条 會社ハ本店ノ所在地ニ於テ
解散ノ登記ヲ爲シタル後ト雖モ第十九
五條ノ規定ニ從ヒテ會社ヲ繼續スルコ
トヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所
在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ
於テハ三週間内ニ繼續ノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

第九十八条 會社ガ合併ヲ爲スニハ總社
員ノ同意アルコトヲ要ス
第九十九條 會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタ
ルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ
會社トスル場合ニ限り合併ヲ爲スコ
トヲ得

第一百條 會社ハ前條ノ期間内ニ其ノ債權
者ニ對シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間
内ニ之ヲ述アベキ旨ヲ公告シ且知レタ
ル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコト
ヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコト
ヲ得ズ

第一百一條 債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリ
シトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス
債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ會社ハ
債務ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ
債權者ニ辨濟ヲ受ケシムルコトヲ目的
トシテ信託會社ニ相當ノ財產ヲ信託ス
ルコトヲ要ス

第一百二條 會社ガ合併ヲ爲シタルトキハ
本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ
所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存續
スル會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ
因リテ消滅スル會社ニ付テハ解散ノ登
記、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付
テハ第六十四條ニ定ムル登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

第一百三條 會社ノ合併ハ合併後存續スル
會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社
ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記

テハ三週間内ニ解散ノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス
第九十七条 會社ハ本店ノ所在地ニ於テ
解散ノ登記ヲ爲シタル後ト雖モ第十九
五條ノ規定ニ從ヒテ會社ヲ繼續スルコ
トヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所
在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ
於テハ三週間内ニ繼續ノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

第九十八条 會社ガ合併ヲ爲スニハ總社
員ノ同意アルコトヲ要ス
第九十九條 會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタ
ルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ
會社トスル場合ニ限り合併ヲ爲スコ
トヲ得

第一百條 會社ハ前條ノ期間内ニ其ノ債權
者ニ對シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間
内ニ之ヲ述アベキ旨ヲ公告シ且知レタ
ル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコト
ヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコト
ヲ得ズ

第一百一條 債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリ
シトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス
債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ會社ハ
債務ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ
債權者ニ辨濟ヲ受ケシムルコトヲ目的
トシテ信託會社ニ相當ノ財產ヲ信託ス
ルコトヲ要ス

第一百二條 會社ガ合併ヲ爲シタルトキハ
本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ
所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存續
スル會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ
因リテ消滅スル會社ニ付テハ解散ノ登
記、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付
テハ第六十四條ニ定ムル登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

第一百三條 會社ノ合併ハ合併後存續スル
會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社
ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記

ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第一百三條 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リ

テ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承継スノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各會社ノ社員、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債權者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第一百五條 前條第一項ノ訴ハ合併ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭辯論ハ前項ノ期間ヲ超過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

數個ノ訴ガ同時ニ繫屬スルトキハ辯論及裁判ハ併合シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

訴ノ提起アリタルトキハ會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第六條 債權者ガ第百四條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第一百七條 第百四條第一項ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ合併ノ無効ノ原因タ

ル瑕疵ガ補完セラレタルトキ又ハ會社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ合併ヲ無効トスルコトヲ不適當ト認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第一百八條 合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ合併後存續スル會社ニ付テハ變更ノ登記ハ解散ノ登記、合併ニ因リテ消滅シタル會社ニ付テハ回復ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一百九條 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第一百十條 合併ヲ無効トスル判決ハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅スルコトヲ主張スルコトヲ得

後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社、其ノ社員及び第三者ノ間ニ生ジタル權利義務ニ影響ヲ及ぼサズ

第一百十一條 合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ合併ヲ爲シタル會社ハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社が合併後負擔シタル債務ニ付連帶シテ辨濟ノ責ニ任ズ

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ガ合併後取得シクル財產ハ合併ヲ爲シタル會社ノ共有ニ屬ス

前二項ノ場合ニ於テハ各會社ノ負擔部分又ハ持分ハ其ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

協議調ハザルトキハ裁判所ハ請求ニ依リ合併ノ時ニ於ケル各會社ノ財產ノ額

其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第一百十二條 已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ハ會社ノ解散ヲ裁判所ニ

請求スルコトヲ得

第八十八條及第百九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三條 合名會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ或社員ヲ有限責任社員ト爲シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資會社ト爲ス

前項ノ規定ハ第九十五條第二項ノ規定ニ依リ會社ヲ繼續スル場合ニ之ヲ準用ス

第一百四條 合名會社ガ前條ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ變更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合名會社ニ付テハ解散ノ登記、合資會社ニ付テハ第百四十九條第一項ニ定ムル登記ヲ爲ス

第一百五條 第百十三條第一項ノ場合ニ

前項ノ規定ハ第百四條第一項ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ變更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合名會社ニ付テハ

民法第四百二十四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九條 會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九條 第百十七條第一項ノ規定ニ依リテ會社財產ノ處分方法ヲ定メザリシトキハ合併及破產ノ場合ヲ除クノ外

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十條 第百十七條第一項ノ規定ニ依リテ會社財產ノ處分方法ヲ定メザリシトキハ合併及破產ノ場合ヲ除クノ外

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十一條 清算ハ業務執行社員之務ニ付テハ無限責任社員ノ責任ヲ免ルコトヲナシ

第一百二十二條 會社ガ第百二十四條第四款ニ定ムル登記ヲ爲ス

ニ之ヲ準用ス

第六節 淸算

第一百六條 會社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

前項ノ處分方法ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ

於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財產目錄及貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ會社ガ第九十四條第四號又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一百條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者アルトキハ其ノ者ノ同意ヲ得

第一百八條 會社ガ前條第三項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

會社ノ債權者ハ其ノ處分ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ其ノ處分が會社ノ債權者ヲ害セザルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百九條 會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ會社ニ對シ其ノ持分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第一百二十四條 清算人ノ職務左ノ如シ

二 現務ノ結合及債權ノ取立及債務ノ辨

三 残餘財產ノ分配

會社ヲ代表スベキ清算人ハ前項ノ職務ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス

第一百二十四條 第百二十一條第一項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

爲リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百二十三條 業務執行社員ガ清算人ト在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

二 清算人ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

三 數人ノ清算人ガ共同シテ會社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ規定人ハ本店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ合名會社ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ會社員ヲ有限責任社員ト爲シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資會社ト爲ス

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四條 合名會社ガ前條ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ變更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合名會社ニ付テハ

民法第四百二十四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九條 會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ會社ニ對シ其ノ持分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第一百二十四條 第百二十一條第一項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

爲リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百二十三條 業務執行社員ガ清算人ト在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

二 清算人ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

三 數人ノ清算人ガ共同シテ會社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ規定人ハ本店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ合名會社ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ會社員ヲ有限責任社員ト爲シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資會社ト爲ス

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四條 合名會社ガ前條ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ變更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合名會社ニ付テハ

民法第四百二十四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九條 會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ會社ニ對シ其ノ持分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第一百二十四條 第百二十一條第一項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

爲リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百二十三條 業務執行社員ガ清算人ト在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

二 清算人ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

三 數人ノ清算人ガ共同シテ會社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ規定人ハ本店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ合名會社ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ會社員ヲ有限責任社員ト爲シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資會社ト爲ス

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九條 會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ會社ニ對シ其ノ持分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第一百二十四條 第百二十一條第一項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

爲リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百二十三條 業務執行社員ガ清算人ト在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

二 清算人ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

三 數人ノ清算人ガ共同シテ會社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ規定人ハ本店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ合名會社ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ會社員ヲ有限責任社員ト爲シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資會社ト爲ス

前項ノ規定ハ第百四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九條 會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財產ヲ處分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ會社ニ對シ其ノ持分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第一百二十四條 第百二十一條第一項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率が法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

爲リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百二十三條 業務執行社員ガ清算人ト在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ

有限責任社員ニ付テハ登記シタル事項
ノ公告ニハ其ノ員數及出資ノ總額ヲ掲
グルヲ以テ足ル變更ノ登記アリタルト
キ亦同ジ
第一百五十條 有限責任社員ハ金錢其ノ他
ノ財產ノミヲ以テ其ノ出資ノ目的ト爲
スコトヲ得
第一百五十一條 各無限責任社員ハ定款ニ
別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務ヲ執行
スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ
無限責任社員數人アルトキハ會社ノ業
務執行ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
第一百五十二條 支配人ノ選任及解任ハ特
ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ
無限責任社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
第一百五十三條 有限責任社員ハ營業年度
ノ終ニ於テ營業時間内ニ限り會社ノ財
產目錄及貸借對照表ノ閲覽ヲ求メ且會
社ノ業務及財產ノ狀況ヲ検査スルコト
ヲ得
重要ナル事由アルトキハ有限責任社員
ハ何時ニテモ裁判所ノ許可ヲ得テ會社
ノ業務及財產ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
第一百五十四條 有限責任社員ハ無限責任
社員全員ノ承諾アルトキハ其ノ持分ノ
全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得
持分ノ讓渡ニ伴ヒ定款ノ變更ヲ生ズル
トキト雖モ亦同ジ
第一百五十五條 有限責任社員ガ自己若ハ
第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬ス
ル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ノ目的ト
スル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締
役ト爲ルニハ他ノ社員ノ承諾アルコト
ヲ要セズ
第一百五十六條 有限責任社員ハ會社ノ出資
ノ價額ヲ限度トシテ會社ノ債務ヲ辨済
スル責ニ任ズ但シ既ニ會社ニ對シ履行
ヲ爲シタル出資ノ價額ニ付テハ此ノ限
得ズ

前項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ會社ニ利益ナキニ拘ラズ配當ヲ受ケタル額

ハ之ヲ控除シテ其ノ出資ノ價額ヲ定ム

第百五十八條 有限責任社員ハ出資ノ減少後ト雖モ本店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲ス前ニ生ジタル會社ノ債務ニ付テハ從前ノ責任ヲ免ルルコトナシ

第九十三條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百五十九條 有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト誤認セシムベキ行爲アリタルトキハ其ノ社員ハ誤認ニ基キ

テ會社ト取引ヲ爲シタル者ニ對シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

前項ノ規定ハ有限責任社員ニ其ノ責任ノ限度ヲ誤認セシムベキ行爲アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十條 第八十二條ノ規定ハ有限責任社員ガ無限責任社員ト爲リタル場合、第九十三條ノ規定ハ無限責任社員ト同一ノ規定ハ無限責任社員ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十一條 有限責任社員ガ死亡シタルトキハ其ノ相續人之ニ代リテ社員ト爲ル

第二百三條ノ規定ハ死亡シタル有限責任社員ノ相續人數人アル場合ニ之ヲ準用ス

又ハ有限責任社員ノ全員ガ退社シタルトキハ解散ス但シ殘存スル社員ノ一致ヲ以テ新ニ無限責任社員又ハ有限責任社員ヲ加入セシメテ會社ヲ繼續スルコトヲ妨ゲズ

前項ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於名會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合資會社ニ付テハ解散ノ登記、

合名會社ニ付テハ第六十四條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百六十三條 合資會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ合名會社ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前

條第三項ノ規定ヲ準用ス

第百六十四條 溝算ハ業務執行社員之ヲ爲ス但シ無限責任社員ノ過半數ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 株式會社

第一節 設立

第百六十五條 株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

第百六十六條 發起人ハ定款ヲ作リニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

目的

商號

資本ノ總額

株式會社ノ設立

發起人ガ受クベキ報酬ノ額 現物出資ハ發起人ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第百六十九條 各發起人ハ書面ニ依リテ株式ノ引受ヲ爲スコトヲ要ス

第百七十條 發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及監查役ヲ選任スルコトヲ要ス

前項ノ選任ハ發起人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百四十一條第一項ノ規定ヲ準用ス

第百七十一條 株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス

第百七十二條 現物出資者ハ第一回ノ拂込ノ期日ニ出資ノ目的タル財產ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス

其ノ他權利ノ設定又ハ移轉ヲ以テ第三者ニ對抗スル爲必要ナル行爲ハ會社成立ノ期日ニ之ヲ爲スコトヲ妨げズ

第百七十三條 取締役ハ其ノ選任後遲滞ナク第六十八條第一項第四號乃至第七號ニ掲タル事項並前三條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

依ル拂込及現物出資ノ報告ヲ聽キ第六十八條第一項第四號乃至第七號ニ掲タル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ニ變更ヲ加ヘテ各發起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ變更ニ服セザル發起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ關スル手續ヲ續行スルコトヲ妨げズ

通告後二週間に株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ從ヒ變更セラレタルモノト看做ス

第百七十四條 發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケザルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第百七十五條 株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證ニ通ニ其ノ引受クベキ株式ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

第百七十六條 株式ノ申込ヲ爲シタル者ハ發起人ノ割當テタル株式ノ數ニ應ジハ發起人ノ申込ヲ爲シタル者ハ發起人ハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第百七十七條 株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第百七十八條 株金ノ拂込ヲ取扱フ銀行第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百七十九條 第百七十二條ノ規定ハ

第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百八十條 株金ノ拂込ヲ取扱フ銀行

若ハ信託會社ヲ變更シ又ハ拂込金ノ保管替ヲ爲スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス
第一百七十九條 株式引受人ガ第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込ヲ爲サザルトキハ
發起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
發起人ガ前項ノ通知ヲ爲シタルモ株式引受人ガ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ發起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ株式引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ
第一百八十條 第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルトキハ
發起人ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス
創立總會ニハ株式引受人ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受ケタル者出席シノ議決權ノ過半數ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス
第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條、第二百四十一條第一項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條乃至第二百五十三條及第三百四十五條ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス
第一百八十一條 定款ヲ以テ第百六十八條第一項第四號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ヘ之ニ關スル調査ヲ爲サシムル爲検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス
前項ノ検査役ノ報告書ハ之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス
第二百八十二條 發起人ハ會社ノ創立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ

及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス
第百八十四條 創立總會ニ於テハ取締役
項目ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス
二 一 株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
二 二 第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及
現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ
取締役及監査役ヘ第百八十一條第二項
ノ報告書ヲ調査シ創立總會ニ其ノ意見
ヲ報告スルコトヲ要ス
取締役及監査役中發起人ヨリ選任セラ
レタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検
査役ヲ選任シ前二項ノ調査及報告ヲ爲
サシムルコトヲ得
第百八十五條 創立總會ニ於テ第百六十一
八條第一項第四號乃至第七號ニ掲グル
事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更
スルコトヲ得
第百七十三條第三項及第四項ノ規定ハ
前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第百八十六條 前條ノ規定ハ發起人ニ對
スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ
第百八十七條 創立總會ニ於テハ定款ノ
變更又ハ設立ノ廢止ノ決議ヲモ爲スコトヲ得
前項ノ決議ハ招集ノ通知ニ其ノ旨ノ記載
ナカリシトキト雖モ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
第百八十八條 株式會社ノ設立ノ登記ハ
發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ
ハ第百七十三條ノ手續終了ノ日、發起人
ガ株式ノ總數ヲ引受ケザリシトキハ創
立總會終結ノ日又ハ第百八十五條ノ手
續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スコ
トヲ要ス
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記
スルコトヲ要ス
二 一 第百六十六條第一項第一號乃至第
四號及第六號ニ掲グル事項
二 二 本店及支店
三 一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタ
ルトキハ其ノ時期又ハ事由

五 各株ニ付拂込ミタル株金額
 六 株式ノ譲渡ノ制限又ハ株券ノ裏書
 ノ開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ
 七 開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ
 定メタルトキハ其ノ規定
 八 株主ニ配當スベキ利益ヲ以テ株式ヲ
 消却スベキコトヲ定メタルトキハ其
 ノ規定
 九 取締役及監査役ノ氏名及住所
 十 取締役ニシテ會社ヲ代表セザル者
 アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏
 名
 十一 數人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締
 役ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベ
 キコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
 第六十四條第二項及第六十五條乃至第
 六十七條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用
 ス
 第百八十九條 株金ノ拂込ヲ取扱ヒタル
 銀行又ハ信託會社ハ發起人又ハ取締役
 ノ請求ニ依リ拂込金ノ保管ニ關シ證明
 ヲ爲スコトヲ要ス
 前項ノ銀行又ハ信託會社ハ其ノ證明シ
 タル拂込金額ニ付拂込ナカリシコト又
 ハ其ノ返還ニ關スル制限ヲ以テ會社ニ
 對抗スルコトヲ得ズ
 第百九十一條 株式ノ引受ニ因ル權利ノ讓
 渡ハ會社ニ對シ其ノ效力ヲ生ゼズ
 發起人ハ前項ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得
 ズ
 第百九十二條 引受ナキ株式又ハ第百七
 十條、第百七十一條若ハ第百七十七條
 ノ規定ニ依ル拂込ノ未濟ナル株式アル

トキハ發起人ハ連帶シテ其ノ株式ノ引受又ハ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ
第百八十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第百九十三條 發起人ガ會社ノ設立ニ關シ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ發起人ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
第百九十四條 會社ガ成立セザル場合ニ於テハ發起人ハ會社ノ設立ニ關シテ爲シタル行爲ニ付連帶シテ其ノ責ニ任ズ
前項ノ場合ニ於テ會社ノ設立ニ關シテ支出シタル費用ハ發起人ノ負擔トス
第百九十五條 取締役又ハ監査役ガ第百八十四條第一項及第二項ニ定ムル任務ヲ怠リタルニ因リ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ發起人モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ取締役、監査役及發起人ハ之ヲ連帶債務者トス
第百九十六條 發起人、取締役又ハ監査役ガ會社ノ設立ニ關シ會社ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テハ其ノ責任ハ會社成立ノ日ヨリ三年ヲ経過シタル後ニ於テ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ
第百九十七條 株主總會ニ於テ發起人ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
第二百六十七條第二項、第二百六十八條第二項乃至第五項及第二百七十七條第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合

第二百十九條 第二百四條 第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ハ株式ノ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年内ニ會社ガ第二百十三條第一項ノ規定ニ依リ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關スルモノニ限ル。發起人ガ會社ノ設立ニ際シテ引受ケタル株式ニ付會社ノ成立後五年内ニ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關シテハ發起人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第二百二十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ヲ負フ。

第二百二十條 株式ノ讓渡人ガ第二百四條第三項ノ不足額ヲ辨済シタルトキハ株券又ハ株主名簿ニ記載アル後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得。發起人ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ不足額ヲ辨済シタルトキハ其ノ後者中前條第一項ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者及其ノ後者全員ニ對シテミ前項ノ請償還ヲ爲シタル讓渡人ハ更ニ自己ノ後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得。

第二百二十一條 株金ノ拂込期日後ニ株式ヲ讓渡シタル者ハ會社ニ對シ株主ト連帶シテ其ノ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ。

第二百二十二條 會社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ利益若ハ利息ノ配當又ハ殘餘財產ノ分配ニ付株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ得。前項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本ノ増加若ハ減少又ハ會社ノ合併ノ決議ニ於テ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲スコトヲ得。

第二百二十三條 株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス。

一 株主ノ氏名及住所

二 各株主ノ有スル株式ノ種類及數量

三 株券ノ番號

三 各株ニ付拂込ミタル株金額及拂込ノ年月日

四 各株式ノ取得ノ年月日

五 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ數、番號及發行ノ年月日。

第二百二十四條 會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス。前二項ノ規定ハ株式由込人、株式引受人、從前ノ株主、株式ノ讓渡人又ハ質權者ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス。

第二百二十五條 株券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス。

一 會社ノ商號

二 會社成立ノ年月日

三 資本ノ總額

四 一株ノ金額

五 數種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ內容

六 株式ノ讓渡ノ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定。

第一百二十六條 株券ハ會社ノ成立後ニ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメザル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス。

第一百二十七條 無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限り株金全額ノ拂込アハ無效トス但シ株券ヲ發行シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ。

第一百二十八條 無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ得。前項ノ規定ニ違反シテ發行シタル株券リタル株式ニ付スル發行スルコトヲ得。

第一百二十九條 小切手法第二十一條ノ規定ハ株券ニ之ヲ準用ス。

株主名簿ニ記載アル株主ノ爲シタル書方真正ナラザル場合ニ於テ會社ニ就キ調査ヲ爲サバ其ノ眞偽ヲ判別スルコトヲ得ベカリシモノナルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ。

第二百三十條 株券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無効ト爲スコトヲ得。株券ヲ喪失シタル者ハ除權判決ヲ得ルニ非ザレバ其ノ再發行ヲ請求スルコトヲ得ズ。

第二百三十一條 總會ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ招集ス。

第二百三十二條 總會ヲ招集スルニハ會記載スルコトヲ要ス。

第一款 會社ノ機關

第二款 株主總會

第三節 會社ノ機關

第一款 株主總會

第二百三十三條 總會ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役ノ提出シ記載スルコトヲ要ス。

第二百三十四條 總會ハ取締役ノ報告書調査セシム會社ガ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ會日ヨリ三週間前ニ總會ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス。

第二百三十五條 總會ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二百三十六條 取締役又ハ監査役方總會ヲ招集スルニハ各其ノ過半數ノ決議アルコトヲ要ス。

第二百三十七條 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得。

第二百三十八條 總會ハ取締役ノ提出シタル書類及監督役ノ報告書調査セシムタル爲特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得。

第二百三十九條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ニ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス。

第二百四十條 無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス。

第二百四十一條 各株主ハ一株ニ付一個株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得シ代理人ハ代理權ヲ證書面ヲ會社ニ差出ダスコトヲ要ス。

第二百四十二條 前條第四項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入セズ。

第二百四十三條 各株主ハ一株ニ付一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株ノ議決權ヲ付スル株主ノ議決權ヲ制限シ又ハ株式ノ讓受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得。

第二百四十四條 會社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付ス。

第二百三十六條 取締役又ハ監査役方總會ヲ招集スルニハ各其ノ過半數ノ決議アルコトヲ要ス。

第二百三十七條 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得。

第二百三十八條 總會ハ取締役ノ提出シタル書類及監督役ノ報告書調査セシムタル爲特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得。

第二百三十九條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ニ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス。

第二百四十條 無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス。

第二百四十一條 各株主ハ一株ニ付一個株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得シ代理人ハ代理權ヲ證書面ヲ會社ニ差出ダスコトヲ要ス。

第二百四十二條 前條第四項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入セズ。

第二百四十三條 各株主ハ一株ニ付一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株ノ議決權ヲ付スル株主ノ議決權ヲ制限シ又ハ株式ノ讓受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得。

第二百四十四條 會社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付ス。

第二百三十五條 臨時總會ハ必要アル場合ニ於テ此ノ總會ニ於テハ會社ニ業務及財產ノ狀況ヲ調查セシムル爲特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得。

第二百三十六條 取締役又ハ監査役モ亦之ヲ招集スルコトヲ得。

第二百三十七條 無記名式ノ株券ハ定款ニ定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二百三十八條 無記名式ノ株券ハ定款ニ定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二百三十九條 無記名式ノ株券ハ定款ニ定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二百四十條 無記名式ノ株券ハ定款ニ定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二百四十一條 各株主ハ一株ニ付一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株ノ議決權ヲ付スル株主ノ議決權ヲ制限シ又ハ株式ノ讓受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得。

第二百四十二條 會社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付ス。

合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用

セズ

第二百六十六條 取締役ガ其ノ任務ヲ怠

リタルトキハ其ノ取締役ハ會社ニ對シ

連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

取締役ガ法令又ハ定款ニ違反スル行爲

ヲ爲シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依

リタルト場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者

ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十七條 株主總會ニ於テ取締役

ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタ

ルトキハ會社ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ

之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ訴ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依

ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拠

棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百六十八條 株主總會ニ於テ取締役

ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタ

ル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ

資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有ス

ル株主ガ訴ノ提起ヲ監査役ニ請求シタ

ルトキハ會社ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ

之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ請求ハ總會終結ノ日ヨリ三月内ニ

之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ付テハ訴提起ノ請求ヲ爲

シタル株主ニ議決權ノ過半數ノ同意ア

ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拠

棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ監査役

ヲ要ス

會社ガ敗訴シタルトキハ請求ヲ爲シタ

ル株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ

責ニ任ズ

第二百六十九條 取締役ガ受クベキ報酬

ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株

主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十條 取締役ノ選任決議ノ無效

又ハ取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於

テハ本案ノ管轄裁判所ハ當事者ノ申立ニ依リ假處分ヲ以テ取締役ノ職務ノ執

行ヲ停止シ又ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スルコトヲ得本案ノ繫屬前ト雖モ急迫ナル事情アルトキ亦同ジ

裁判所ハ當事者ノ申立ニ依リ前項ノ假

處分ヲ變更シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ處分アリタルトキハ本店及支

店所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百七十一條 前條ノ職務代行者ハ假

處分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ

外會社ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特ニ本案ノ管轄裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

職務代行者前項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ會社ハ善意ノ第三者ニ對シテ

其ノ責ニ任ズ

第二百七十二條 急迫ナル事情アルトキハ第二百三十七條ノ規定ニ依リテ取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ノ招集ヲ請求シタル者ハ其ノ取締役ノ職務ノ執行ノ停止又ハ職務代行者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ヲ招集シタル取締役又ハ監査役亦同ジ

第二百七十三條 第二百七十二條第一項第三項及前條ノ規定ハ前項ノ準用ス

第二百七十四條 監査役ハ何時ニテモ取

監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百七十五條 監査役ハ取締役ガ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ監査シ株主

總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十六條 監査役ハ取締役又ハ支

配人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ但シ取締役中

缺員アルトキハ取締役及監査役ノ協

議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職

務ヲ行ベキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ定ヲ爲シ

タル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ

其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第二百八十三條第一項ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ル迄ハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

第二百七十七條 會社ガ取締役ニ對シ又ハ取締役ガ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表セシムルコトヲ得

第二百六十八條 第一項ノ規定ニ依リ株主ガ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ請求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第二百六十九條 第二百六十八條第一項第三項及前條ノ規定ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

第二百七十八條 監査役ガ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

第二百七十九條 株主總會ニ於テ監査役ハ第二百三十七條ノ規定ニ依リテ取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ヲ招集シタル取締役又ハ監査役亦同ジ

第二百七十九條 第二項第三項及前條ノ規定ハ前項ノ準用ス

第二百八十條 第二百五十四條、第二百五十五條但書、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條、第二百六十九條、第二百七十條及第二百七十一條第一項ノ規定ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百八十一條 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ得ズ

第二百八十二條 取締役ハ定時總會ノ會

財產目錄
貸借對照表

營業報告書

準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關

四 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關

五 計算書

第六百八十二條 取締役ハ定期總會ノ會

間ノ一週間前ヨリ前條ニ掲グル書類及監査役ノ報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ノ一週間前ヨリ前條ニ掲グル書類及監査役ノ報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十四條 定時總會ニ於テ前條第

一項ノ承認ヲ爲シタル後二年内ニ別段

ク貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定時總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

條ニ掲グル書類ヲ定期總會ニ提出シテ

其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覽ヲ求メ又

ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ擔

負若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條 取締役ハ定期總會ノ會

間ニテモ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ

金額ノ總額ガ社債ノ募集ニ依リテ得タ

ル實額ヲ超ユルトキヘ其ノ差額ハ之ヲ

貸借對照表ノ資產ノ部ニ計上スルコト

ヲ得此ノ場合ニ於テハ社債償還ノ期限

内ニ每決算期ニ於テ均等額以上ノ償却

ヲ爲スコトヲ要ス

第二百八十八條 (會社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス)

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキヘ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ發行ノ爲ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スル迄之ヲ準備金ニ組入ルコトヲ要ス

第二百八十九條 (前條ノ準備金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ)

第二百九十条 (會社ハ損失ヲ填補シ且第二百八十八條第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ)

第二百九十一条 (會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ會社ノ成立後二年以上其ノ營業全部ノ開業ヲ爲スコト能ハザルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配當スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ利率ハ年五分ヲ超ユルコトヲ得ズ)

第二百九十二条 (前項ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス)

第二百九十三条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

第二百九十四条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

第二百九十五条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

第二百九十六条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

第二百九十七条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

第二百九十八条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

第二百九十九条 (會社ハ其ノ資本ノ部ニ計上スルコトヲ得ズ)

増加スル場合ニ於テハ新株ニ對シテモ亦利息ヲ配當スルコトヲ要ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキヘ此ノ限ニ在ラズ前項ノ配當ヲ爲ス場合ニ於テハ配當期間ヲ伸長スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三條 利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應ジテ之ヲ爲ス但シ第二百二十二條第一項ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

第二百九十四條 (會社ノ業務ノ執行ニ關シ不正ノ行爲又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調査セシムル爲裁判所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得)

第二百九十五条 (檢査役ハ會社ノ債權者ニ付託ノ事項ノ規定ヲ準用ス)

第二百九十六条 (檢査役ハ會社ノ債權者ニ付託ノ事項ノ規定ヲ準用ス)

第二百九十七条 (檢査役ハ會社ノ債權者ニ付託ノ事項ノ規定ヲ準用ス)

第二百九十八条 (檢査役ハ會社ノ債權者ニ付託ノ事項ノ規定ヲ準用ス)

第二百九十九条 (檢査役ハ會社ノ債權者ニ付託ノ事項ノ規定ヲ準用ス)

ザルトキハ社債ノ總額ハ其ノ財產額ヲ超ユルコトヲ得ズ
舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付テハ其ノ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ拂込ノ期日、若シ數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシザレバ更ニ社債ノ募集スルコトヲ得ズ
内ニ舊社債ノ償還スルコトヲ要ス
第二百九十八條 (會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル後ニ非スルコトヲ得ズ)

第二百九十九條 各社債ノ金額ハ二十圓同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第三百條 (社債者ニ償還スペキ金額方券面額ヲ超ユベキコトヲ定メタルトキハ其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコトヲ要ス)

第三百一條 (社債ノ募集ニ應ゼントスル者ハ社債申込證二通ニ其ノ引受クベキキヤキハ裁判所ハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十一條第二項及第一百八十四條第二項ノ規定ヲ準用ス)

第三百二條 (前條ノ規定ハ裁判所ハタルトキハ取締役ハ遲滯ナク各社債ニ付其ノ債ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第三百三條 (社債ノ募集方完了シタルトキハ取締役ハ遲滯ナク各社債ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス)

第三百四條 (社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ會社ノ爲ニ第三百一條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得)

第三百五條 (會社ハ第三百三條ノ拂込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス)

第三百六條 (會社ハ第三百三條ノ拂込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス)

第三百七條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百八條 (會社ハ第三百一條第二項第二號乃至第六號及第十四號ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百九條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百十條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百十一條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一二條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一三條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一四條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一五條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一六條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一七條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一八條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百一九條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百二十條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百二十一條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百二十二條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

第三百二十三條 (會社ハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス)

十二 舊社債ノ償還ノ爲ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ得ズ
債ヲ募集スルトキハ其ノ旨
十三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ヲ
十四 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ノ旨
十五 社債ノ應募額方總額ニ達セザル場合ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
十六 社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス
十七 場合ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
十八 舊社債ノ償還スルコトヲ得ズ
十九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
二十 舊社債ノ償還スルコトヲ得ズ
廿一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿二 舊社債ノ償還スルコトヲ得ズ
廿三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
廿九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
三十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅二 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
卅九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四二 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
四九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十二 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
五十九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十二 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
六十九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十二 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
七十九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十一 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十二 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十三 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十四 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十五 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十六 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十七 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十八 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
八十九 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
九十 個人ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
九十一 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財產額ガ拂込ミタル株金額ニ満タス

各新株ニ付第百七十七條ノ規定ニ依ル
拂込及現物出資ノ給付アリタルトキハ
取締役ハ遲滞ナク株主總會ヲ招集シテ
之ニ新株ノ募集ニ關スル事項ヲ報告ス
ルコトヲ要ス
新株ノ引受人ハ前項ノ總會ニ於テ株主
ト同一ノ権利ヲ有ス
第三百五十二條 新株ノ引受人ハ株金ノ
拂込期日ヨリ利益又ハ利息ノ配當ニ付
株主ト同一ノ権利ヲ有ス
第三百五十三條 會社ノ成立後二年内ニ
其ノ資本ヲ増加スル決議ヲ爲シ又ハ資
本ヲ倍額以上ニ増加スル場合ニ於テ第
三百四十八條第二號又ハ第三號ニ掲グ
ル事項ヲ定メタルトキハ取締役ハ之ニ
關スル調査ヲ爲サシムル爲検査役ノ選
任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス
第一百八十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場
合ニ之ヲ準用ス
第三百五十四條 監査役ハ左ノ事項ヲ調
査シ之ヲ株主總會ニ報告スルコトヲ要
ス

第一 新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
第二 第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及
現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ
監査役ハ前條第一項ノ検査役ノ報告書
ヲ調査シ株主總會ニ其ノ意見ヲ報告ス
ルコトヲ要ス
株主總會ハ第一項ノ調査及報告ヲ爲サ
シムル爲特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ
得
第三百五十五條 第三百五十三條第一項
ノ場合ニ於テハ第三百五十一條ノ株主
總會ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ
依ルニ非サレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
第一百八十五條及第一百八十六條ノ規定ハ
前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十六條 引受ナキ株式又ハ第百
七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未済ナル
株式アルトキハ取締役ハ連帶シテ其ノ
株式ノ引受又ハ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ
株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ
第三百五十七條 會社ハ第三百五十一條
ノ株主總會終結ノ日又ハ第三百五十五
條第二項ノ手續終了ノ日ヨリ本店ノ所
在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ
於テハ三週間内ニ資本増加ノ登記ヲ爲
スコトヲ要ス
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記
スルコトヲ要ス
一 増加シタル資本ノ額
二 資本増加ノ決議ノ年月日
三 各新株ニ付拂込ミタル株金額
四 數種ノ株式アルトキ又ハ異種類ノ
株式ヲ發行スルトキハ新ニ發行スル
株式ノ内容及數
第五百六十二條 第二百八條第一項及第
三百六十三條 轉換ニ因リテ生ジタル
各種類ノ株式ノ數ノ增減ハ毎營業年度
ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ
之ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百六十三條 轉換ニ因リテ生ジタル
各種類ノ株式ノ數ノ增減ハ毎營業年度
ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ
之ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百六十九條 轉換ニ因リテ生ジタル
資本ノ増加及社債ノ減少ハ毎營業年度
ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ
之ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百六十九條 第二百八條第一項及第
三百六十九條 轉換ニ因リテ生ジタル
資本ノ增加及社債ノ減少ハ毎營業年度
ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ
之ヲ登記スルコトヲ要ス
第六十四條 第二項ノ規定ハ前項ノ登記
ニ之ヲ準用ス

第三百六十四條 社債募集ノ場合ニ於テ
ハ社債權者ガ社債ヲ株式ニ轉換スルコ
トヲ請求シ得ベキ旨且轉換ノ限度ニ於
テ資本ヲ増加スベキ旨ヲ決議スルコト
ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容及轉換
ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要
ス
第三百六十五條 轉換ニ因リテ發行スベ
キ株式ハ全額拂込済ノモノトス
轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ金額ハ
轉換スペキ社債ノ發行價額ヲ超ユルコ
トヲ得ズ
第二百八十八條第二項ノ規定ハ社債ノ
轉換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百六十六條 轉換社債ニ付テハ社債
申込證、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ
記載スルコトヲ要ス
一 株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スル
コトヲ得ベキコト
二 轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内
容
三 轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内
容
四 轉換ノ請求ヲ爲スコトヲ得ベキ期
間
第五百六十七條 轉換ヲ請求スル者ハ請
求書二通ニ株券ヲ添附シテ之ヲ會社ニ
提出スルコトヲ要ス
第六百六十七條 轉換セントスル社債
ノ數及請求ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名
前項ノ請求書ニハ轉換セントスル社債
スルコトヲ要ス
第三百六十二條 轉換ハ其ノ請求ヲ爲シ
タル時ノ屬スル營業年度ノ終ニ於テ其
ノ效力ヲ生ズ
第三百六十八條 第二百八條第一項及第
三百六十九條 轉換ニ因リテ生ジタル
各種類ノ株式ノ數ノ増減ハ毎營業年度
ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ
之ヲ登記スルコトヲ要ス
第六十四條 第二項ノ規定ハ社債ノ轉換ノ場
合ニ之ヲ準用ス
第三百六十九條 轉換ニ因リテ生ジタル
資本ノ增加及社債ノ減少ハ毎營業年度
ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ
之ヲ登記スルコトヲ要ス
第六十四條 第二項ノ規定ハ前項ノ登記
ニ之ヲ準用ス

第三百六十九條 第二百七十五條第一項第三
九條第四項、第一百七十六條乃至第一百七十
九條第一百八十九條、第一百九十條第一項
及第一百九十一條ノ規定ハ資本増加ノ場
合ニ之ヲ準用ス
第一百九十條第二項ノ規定ハ取締役及監
査役ニ之ヲ準用ス
第二百二十六條ノ規定ハ新株ノ發行ニ
之ヲ準用ス
第三百七十一條 資本増加ノ無效ハ第三
百五十七條又ハ第三百六十九條ノ規定
ニ依リ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シ
タル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ
主張スルコトヲ得
前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ
限リ之ヲ提起スルコトヲ得
第三百七十二條 第八十八條、第一百五
二項乃至第四項、第一百七條、第一百九
一條、第一百三十七條及第二百四十九條ノ
規定ハ前條ノ訴ニ之ヲ準用ス
第三百七十三條 資本ノ増加ヲ無效トス
ル判決が確定シタルトキハ資本ノ増加
ニ因リテ發行シタル新株ハ將來ニ向テ
其ノ效力ヲ失フ
前項ノ場合ニ於テハ會社ハ遲滞ナク其
ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ會社ニ提
出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿

事情及發起人、取締役又ハ監査役ニ不
正又ハ懈怠ナカリシヤ否ヤヲモ調査ス
ルコトヲ要ス

第三百八十九條 檢査役ハ調査ノ結果殊
ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ
要ス

一 整理ノ見込アルヤ否ヤ

二 発起人、取締役又ハ監査役ニ第百
九十二條、第一百九十三條、第二百六
十六條、第二百八十條又ハ第三百五
十六條ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ
事實アルヤ否ヤ

三 會社ノ業務及財産ニ付監督又ハ管
理ヲ爲ス必要アルヤ否ヤ

四 會社財産ノ保全處分ヲ爲ス必要ア
ルヤ否ヤ

五 會社ノ損害賠償請求權ニ付發起人、
取締役又ハ監査役ノ財產ニ對シ保全
處分ヲ爲ス必要アルヤ否ヤ

六 第三百九十條 檢査役ハ發起人、取締役、
監査役及支配人其ノ他ノ使用人ニ對シ
會社ノ業務及財產ノ狀況ニ付報告ヲ求
メ會社ノ帳簿、書類、金錢其ノ他ノ物
件ヲ検査スルコトヲ得

七 第三百九十一條 第三百八十六條第一項
第四號ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必
要アリト認ムルトキハ裁判所ハ整理委
員ヲ選任スルコトヲ得

八 整理委員ハ整理又ハ和議ニ關スル立案
ノ任ニ當リ且取締役ガ其ノ實行ヲ爲ス
ニ付之ト協力ス

九 前條第一項ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準
用ス

第一百三十九十二條 整理ノ實行上又ハ和議
ノ爲株金ノ拂込ヲ爲サシムル必要アリ
ト認ムルトキハ取締役ハ各株主ニ對シ
其ノ有スル株式ノ數及未拂込株金額ヲ
通知シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ
述ズベキ旨ヲ催告スルコトヲ得但シ其

ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
株主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリ
シトキハ通知シタル事項ヲ承認シタル
モノト看做ス
株主ガ異議ヲ述べタルトキハ取締役ハ
其ノ確定ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要
ス
第三百九十三條 取締役ハ前條ノ承認又
ハ確定アリタル事項ニ基キ株主表ヲ作
ルコトヲ要ス
取締役株金ノ拂込ヲ爲サシメントスル
トキハ其ノ拂込金額ニ付裁判所ノ認可
ヲ得ルコトヲ要ス
會社ハ株主ニ對シ前項ノ認可ノ記載ア
ル株主表ノ抄本ニ基キテ強制執行ヲ爲
知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ異議ノ訴
ヲ提起スルコトヲ得
第三百九十四條 第三百八十六條第一項
第八號ノ査定ニ不服アル者ハ査定ノ告
ルコトヲ得
査定ヲ認可シ又ハ之ヲ變更シタル判決
ハ強制執行ニ關シテハ給付ヲ命ズル判決
決ト同一ノ效力ヲ有ス
第八十八條及第一百五條第二項第三項ノ
規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス
第三百九十五條 前條第一項ノ期間内ニ
訴ノ提起ナキトキハ査定ハ給付ヲ命ズ
ル確定判決ト同一ノ效力ヲ有ス訴ガ却
下セラレタルトキ亦同ジ
第三百九十六條 査定ノ申立ハ時效ノ中
斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做
ス職權ニ依ル査定手續ノ開始亦同ジ
第三百九十七條 第三百八十六條第一項
第十號ノ監督ハ裁判所ノ選任シタル監
督員之ヲ爲ス
取締役ガ裁判所ノ指定シタル行爲ヲ爲
スニハ監督員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
第三百九十九條第一項ノ規定ハ監督員ニ
管理人之ヲ爲ス
之ヲ準用ス
第三百九十八條 第三百八十六條第一項
第十一號ノ管理ハ裁判所ノ選任シタル

會社ノ代表、業務ノ執行並ニ財產ノ管理及處分ヲ爲ス權利ハ管理人ニ專屬ス
第二百四十七條、第三百七十一條、第三百八十九條、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定ニ依ル取締役ノ權利亦同ジ
第三百九十九條 整理ガ結了シ又ハ整理ノ必要ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ
第三百八十一條第一項ニ掲グル者、検査役、整理委員、監督員又ハ管理人ノ申立ニ依リ整理終結ノ決定ヲ爲スコトヲ得
第四百條 第三百八十二條及第三百八十七條ノ規定ハ整理終結ノ決定又ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四百一條 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債権者ノ一般ノ利益ノ爲必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ和議ノ申立ヲ爲スコトヲ認可スルコトヲハ和議法所前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ和議法ニ從ヒ和議手續ヲ爲スコトヲ要ス
第四百二條 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ整理ノ見込ナキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ破産法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ爲スコトヲ要ス
第四百三條 破産法第百四條ノ規定ハ整理ノ場合ニ之ヲ準用ス
破産法第百六十三條乃至第百六十六條ノ規定ハ検査役、整理委員、監督員及管理人ニ之ヲ準用ス
第四百四條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
一 第九十四條第一號、第三號、第五號及第六號ニ掲グル事由
二 株主總會ノ決議
三 營業全部ノ讓渡
第四百五條 解散ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコ

第四百六條　會社が存立時期ノ満了其ノ後
他定款ニ定メタル事由ノ發生又ハ株主
總會ノ決議ニ因リテ解散シタル場合ニ
於テハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ
依リテ會社ヲ繼續スルコトヲ得
第四百七條　會社ガ解散シタルトキハ破
産ノ場合ヲ除クノ外取締役ハ遲滯ナク
株主ニ對シテ其ノ旨ノ通知ヲ發シ且無
記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テ
ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス
第四百八條　會社ガ合併ヲ爲スニハ合併
契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコ
トヲ要ス
合併契約書ノ要領ハ第二百三十二條ニ
定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコト
ヲ要ス
第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定
ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
第四百九條　合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ合
併後存續スル場合ニ於テハ合併契約書
ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一　存續スル會社ノ増加スペキ資本ノ
額
二　存續スル會社ノ發行スペキ新株ノ
種類、數及拂込金額並ニ合併ニ因リ
テ消滅スル會社ノ株主ニ對スル新株
ノ割當ニ關スル事項
三　合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株主
ニ支拂ヲ爲スペキ金額ヲ定メタルト
キハ其ノ規定
四　各會社ニ於テ前條第一項ノ決議ヲ
爲スベキ株主總會ノ期日
五　合併ヲ爲スペキ時期ヲ定メタルト
キハ其ノ規定
第四百十條　合併ニ因リテ會社ヲ設立ス
ル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項
ヲ記載スルコトヲ要ス
一　合併ヲ爲スペキ目的、
商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本
店ノ所在地
二　合併ニ因リテ設立スル會社ノ發行
スペキ株式ノ種類、數及拂込金額並

三 各會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當
四 額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
四 前條第四號及第五號ニ掲グル事項
四百十一條 合併後存續スル會社又ハ
合併ニ因リテ設立スル會社ガ株式會社
ナル場合ニ於テ合併ヲ爲ス會社ノ一方
又ハ雙方ガ合名會社又ハ合資會社ナル
トキハ總社員ノ同意ヲ得テ合併契約書
ヲ作ルコトヲ要ス
前二條ノ規定ハ前項ノ合併契約書ニ之
ヲ準用ス

第四百十二條 合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ
合併後存續スル場合ニ於テハ其ノ取締
役ハ第百條ノ手續ノ終了後、合併ニ因
ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ效力
ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式ア
リタルトキハ合併後存續スル會社ニ於
テ第三百七十九條ノ處分ヲ爲シタル後
遲滯ナク株主總會ヲ招集シテ之ニ合併
ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第三百五十一條 第二項ノ規定ハ前項ノ
株主總會ニ關シ之ヲ準用ス

第四百十三條 合併ニ因リテ會社ヲ設立
併合ニ適セザル株式アリタルトキハ第
三百七十九條ノ處分ヲ爲シタル後遲滯
ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス
創立總會ニ於テハ定款變更ノ決議ヲモ
爲スコトヲ得但シ合併契約ノ趣旨ニ反
スルコトヲ得ズ

第一百八十條第二項第三項、第一百八十二
條、第一百八十三條及第一百八十七條第二
項ノ規定ハ第一項ノ創立總會ニ之ヲ準
用ス

第四百十四條 會社ガ合併ヲ爲シタルト
キハ第四百十二條ノ株主總會又ハ前條
ノ創立總會ノ終結ノ日ヨリ本店ノ所在
地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テ

ハ三週間内ニ合併後存續スル會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル會社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ第百八十八條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス
合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ガ合併ニ因リテ社債ヲ承繼シタルトキハ前項ノ登記ト同時ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第四百五十五條 合併ノ無效ノ訴ハ各會社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債權者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得
第四百五六條 第九十六條、第九十七條、第一項第三項及第二百五條乃至第一百十一條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス
第三百七十六條 第三項ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百七十七條乃至第三百七十九條ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二百八條第一項及第二百九條第三項ノ規定ハ株式ヲ併合セザル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株式ヲ目的とする質權ニ之ヲ準用ス
第一款 總則

第四百十九條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク會社財產ノ現況ヲ調査シ財產目錄及
貸借對照表ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ
ク財產目錄及貸借對照表ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナ
く財產目錄及貸借對照表ヲ裁判所ニ提出
スルコトヲ要ス

第四百二十條 清算人ハ財產目錄、貸借
對照表及事務報告書ヲ作り定時總會ノ
會日ヨリ二週間前ニ之ヲ監査役ニ提出
スルコトヲ要ス

第四百二十一條 清算人ハ其ノ就職ノ日
ヨリ二月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以
テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其ノ債
權ヲ申出ヅベキ旨ヲ催告スルコトヲ要
ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得
ズ

前項ノ公告ニハ債權者ガ期間内ニ申出
ヲ爲サザルトキハ清算ヨリ除斥セラル
ベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第四百二十二條 清算人ハ知レタル債權
者ニハ各別ニ其ノ債權ノ申出ヲ催告ス
ルコトヲ要ス

知レタル債權者ハ之ヲ清算ヨリ除斥ス
ルコトヲ得ズ

第四百二十三條 清算人ハ第四百二十一
條第一項ノ債權申出ノ期間内ハ債權者
ニ對シテ辨濟ヲ爲スコトヲ得ズ但シ會
社ハ之ガ爲ニ遲延ニ因ル損害賠償ノ責
任ヲ免ルルコトナシ

清算人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ
許可ヲ得テ少額ノ債權及擔保アル債權
ニ對シテ辨濟ヲ爲スコトヲ得ズ但シ會
社ハ之ガ爲ニ遲延ニ因ル損害賠償ノ責
任ヲ免ルルコトナシ

一部ノ株主ニ對シ既ニ分配ヲ爲シタル
場合ニ於テハ他ノ株主ニ對シ之同様
ノ割合ヲ以テ分配ヲ爲スニ要スル財產
ハ之ヲ前項ノ殘餘財產ヨリ控除ス

第四百二十六條 清算人ハ裁判所ノ選任シタルモノヲ除クノ外何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査役又ハ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ノ請求ニ依リ清算人ヲ解任スルコトヲ得
第四百二十七條 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス
前項ノ承認アリタルトキハ會社ハ清算人ニ對シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第四百二十八條 會社ノ設立ノ無効ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得
前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得
第四百二十九條 會社ノ帳簿竝ニ其ノ營業及清算ニ關スル重要書類ハ本店ノ所在地ニ於テ清算結了ノ登記ヲ爲シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ清算人其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ裁判所之ヲ選任ス
第四百三十條 第百十六條、第一百二十二條乃至第一百二十六條、第一百二十八條、第一百二十九條第二項第三項、第一百三十一條及第百三十四條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス
第二百三十八條 第二百三十六條乃至第二百三十九條、第二百四十四條第二百三十一條、第二百三十六條乃至第二百三十八條

項、第一百四十五條第一項第四號第二項、第一百四十七條第二百四十九條、
第一百五十四條第二項、第二百五十八條、第二百六十一條、第二百六十三條、
第二百六十五條乃至第二百七十二條、
第二百七十四條乃至第二百七十九條及
第二百八十二條乃至第二百八十四條ノ
規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

ト認ムルトキハ裁判所ハ第四百五十四條第一項第一號、第二號又ハ第六號ノ處分ヲ爲スコトヲ得
第四百三十八條　會社ノ債務ハ其ノ債權額ノ割合ニ應ジテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス
第四百二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百三十九條　清算ノ實行上必要アリト認ムルトキハ清算人ハ債權者集會ヲ招集スルコトヲ得
申出ヲ爲シタル債權者其ノ他會社ニ知レタル債權者ノ總債權ノ十分ノ一以上ニ當ル債權ヲ有スル者ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ清算人ニ提出シテ債權者集會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得
第二百三十七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
破産ノ場合ニ於テ別除權ヲ行使スルコトヲ得ベキ債權者ガ其ノ行使ニ依リテ辨濟ヲ受クルコトヲ得ベキ債權額ハ第二項ノ債權額ニ之ヲ算入セズ
第四百四十條　前條第四項ノ債權者ハ別除權ノ行使ニ依リテ辨濟ヲ受クルコトヲ得ベキ債權額ニ付テハ債權者集會ニ於テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ
債權者集會ノ招集ハ前項ノ債權者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
債權者集會又ハ其ノ招集者ハ第一項ノ債權者ノ出席ヲ求メテ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得
第四百四十一條　債權者集會ニ於テ議決權ヲ行使セシムベキヤ否ヤ及如何ナル金額ニ付之ヲ行使セシムベキヤハ各債權ニ付清算人之ヲ定ム
前項ノ定ニ付異議アルトキハ裁判所之ヲ定ム
第四百四十二條　第二百三十二條第一項
第二項、第二百三十九條第三項、第二百四十三條、第二百四十四條、第三百二十一條第二項及破產法第百七十九條

ノ規定ハ債権者集會ニ之ヲ準用ス
第二百三十二条第一項及第二項ノ規定
ハ第四百四十條第二項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第四百四十三條 清算人ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ノ調査書、財產目錄竝ニ貸借對照表ヲ債権者集會ニ提出シ且清算ノ實行ノ方針及見込ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ要ス

第四百四十四條 債権者集會ハ監査委員ヲ選任スルコトヲ得

監査委員ハ何時ニテモ債権者集會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

前二項ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第二百五十五條 第三百九十條第一項及第四百三條第二項ノ規定ハ監査委員ニ之ヲ準用ス

第四百四十五條 清算人左ノ行爲ヲ爲スニハ監査委員ノ同意、若シ監査委員ナキトキハ債権者集會ノ決議アルコトヲ要ス但シ三千圓以上ノ價額ヲ有スルモノニ關セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 會社財產ノ處分

二 借財

三 訴訟ノ提起

四 和解及仲裁契約

五 權利ノ拋棄

債権者集會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テ急迫ナル事情アルトキハ清算人ハ裁判所ノ許可ヲ得テ前項ニ掲タル行爲ヲ爲スコトヲ得

清算人前二項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ會社ハ善意ノ第三者ニ對シテ其ノ責ニ任ズ

第二百四十五條ノ規定ハ特別清算ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第四百四十六條 清算人ハ競賣ニ依リテ財產ヲ換價スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ適用セズ

第四百四十七條 清算人ハ監査委員ノ意見ヲ聽キ債権者集會ニ對シテ協定ノ申

出ヲ爲スコトヲ得
第四百四十八條 協定ノ條件ハ各債權者
ノ間ニ平等ナルコトヲ要ス但シ少額ノ
債權ニ付別段ノ定ヲ爲シ其ノ他債權者
間ニ差等ヲ設クルモ衡平ヲ害セザル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ
一般ノ先取特權其ノ他一般ノ優先權ハ
前項ノ條件ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スル
コトヲ要ス
第四百四十九條 協定案ノ作成ニ當リ必
要アリト認ムルトキハ清算人ハ第四百
三十九條第四項ノ債權者ノ參加ヲ求ム
ルコトヲ得
第四百五十條 協定ヲ可決スルニハ議決
權ヲ行使スルコトヲ得ベキ出席債權者
ノ過半數ニシテ議決權ヲ行使スルコト
ヲ得ベキ債權者ノ總債權ノ四分ノ三以
上ニ當ル債權ヲ有スルモノノ同意アル
コトヲ要ス
前項ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコト
ヲ要ス
破産法第三百二十一條及第三百二十六
條ノ規定ハ協定之ヲ準用ス
第四百五十一條 協定ノ實行上必要アル
トキハ協定ノ條件ヲ變更スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ヲ準用
ス

一 発起人、取締役、監査役又へ清算

人ニ第百九十二條、第百九十三條、

第二百六十六條、第二百八十九條、第

三百五十六條又へ第四百三十條第二

項ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事實

アルヤ否ヤ

二 會社財産ノ保全處分ヲ爲ス必要ア

ルヤ否ヤ

三 會社ノ損害賠償請求權ニ付發起人、

取締役、監査役又へ清算人ノ財產ニ

對シ保全處分ヲ爲ス必要アルヤ否ヤ

四百五十四條前條ノ報告ヲ受ケタル

場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁

判所へ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 會社財產ノ保全處分

二 株主ノ名義書換ノ禁止

三 発起人、取締役、監査役又へ清算

人ノ責任ノ免除ノ禁

四 発起人、取締役、監査役又へ清算

人ノ責任ノ免除ノ取消但シ特別清算

ノ開始ヨリ一年前ニ爲シタル免除ニ

付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ

限ル

五 発起人、取締役、監査役又へ清算

人ノ責任ニ基ク損害賠償請求權ノ查

定

六 前號ノ損害賠償請求權ニ付發起人、

取締役、監査役又へ清算人ノ財

產ニ對シテ爲ス保全處分

第三百八十七條第二項ノ規定ハ前項第

一號又へ第六號ノ處分アリタル場合ニ

之ヲ準用ス

第四百五十五條 特別清算開始ノ命令ア

リタル場合ニ於テ協定ノ見込ナキトキ

ハ裁判所ハ職權ヲ以テ破産法ニ從ヒ破

産ノ宣告ヲ爲スコトヲ要ス協定ノ實行

ノ見込ナキトキ亦同ジ

第四百五十六條 第三百九十二條、第三

百九十三條 第三百九十九條及第四百

條並ニ破産法第百四條、第二百三條及
第二百四條ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ
之ヲ準用ス

第五章 株式合資會社

第四百五十七條 株式合資會社ハ無限責

任社員ト株主トヲ以テ之ヲ準用ス

第四百五十八條 左ノ事項ニ付テハ合資

會社ニ關スル規定ヲ準用ス

一 無限責任社員相互間ノ關係

二 無限責任社員ト會社、株主及第三

者トノ關係

三 無限責任社員ノ退社

此ノ他株式合資會社ニハ本章ニ別段ノ

定アル場合ヲ除クノ外株式會社ニ關ス

ル規定ヲ準用ス

第四百五十九條 無限責任社員ハ發起人

ト爲リテ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記

載シテ署名スルコトヲ要ス

一 第百六十六條第一項第一號、第二

號及第四號乃至第六號ニ掲タル事項

二 株金ノ總額

三 無限責任社員ノ氏名及住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ

目的及其ノ價格又ハ評價ノ標準

一 第百六十六條第一項第一號第二

號乃至第八號ニ掲タル事項

二 株金ノ總額

三 無限責任社員ノ氏名及住所

四 監査役ノ氏名及住所

一 第百六十六條第六號及第一百八十八條第二項

二 第二號乃至第八號ニ掲タル事項

三 無限責任社員ノ氏名及住所

四 監査役ノ氏名及住所

一 第百六十八條第一項、第一百七十五

條第二項第一號乃至第七號及

前條ニ掲タル事項

二 無限責任社員ガ株式ヲ引受ケタル

トキハ其ノ各自方引受ケタル株式ノ

種類及數

一 第百六十八條第一項、第一百七十五

條第二項第一號乃至第七號及

前條ニ掲タル事項

三 無限責任社員ガ監査役ト

無限責任社員ハ監査役ト爲ルコトヲ得

得但シ株式ヲ引受ケタルトキト雖モ議
決權ヲ有セズ

前項ノ規定ハ株主總會ニ之ヲ準用ス

第四百六十三條 監査役ハ第一百八十四條

條並ニ破産法第百四條、第二百三條及
第二百四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ

之ヲ準用ス

第四百六十四條 創立總會方定款ノ變更

ヲ決議シタル場合ニ於テ其ノ決議ノ日ヨ

トキハ設立ノ廢止ヲ決議シタルモノト

看做ス

ト一週間内ニ無限責任社員ノ一致ナキ

トキハ設立ノ廢止ヲ決議シタルモノト

看做ス

第四百六十五條 株式合資會社ノ設立ノ

登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第百六十六條第一項第一號第二

號乃至第六號及第一百八十八條第二項

二 第二號乃至第八號ニ掲タル事項

三 無限責任社員ノ氏名及住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ

目的、財產ヲ目的トスル出資ニ付テ

ハ其ノ價格及履行ヲ爲シタル部分

五 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ

目的、財產ヲ目的トスル出資ニ付テ

ハ其ノ價格及履行ヲ爲シタル部分

六 無限責任社員ニシテ會社ヲ代表セ

ザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ

者ノ氏名

七 數人ノ無限責任社員ガ共同シ又ハ

無限責任社員ガ支配人ト共同シテ會

社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキ

ハ其ノ規定

第四百六十六條 會社ヲ代表スベキ無限

責任社員ニハ株式會社ノ取締役ニ關ス

ル規定ヲ準用ス但シ第二百五十四條乃

至第二百五十九條、第二百六十四條及

第二百六十九條乃至第二百七十二條ノ

規定ハ第一項第五號ノ查定アリタル場

限責任社員ノ一致アルコトヲ要ス

第三百四十三條ノ規定ハ前項ノ規定ニ

之ヲ準用ス

第四百六十八條 監査役ハ無限責任社員

ヲシテ株主總會ノ決議ヲ執行セシムル

責ニ任ズ

第四百六十九條 株式合資會社ハ合資會

社ト同一ノ事由ニ因リテ解散ス營業全

部ノ讓渡アリタルトキ亦同ジ

第百十二條ニ規定ハ株式合資會社ニハ

之ヲ適用セズ

第四百七十條 無限責任社員ノ全員が退

社シタル場合ニ於テハ株主ハ第三百四

十條ニ定ムル決議ニ依リ株式會社ト

シテ會社ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ株式會社ノ組織ニ必要ナル事

項ヲ決議スルコトヲ要ス

第四百七十一條 無限責任社員ガ株式ノ

全部ヲ取得シタル場合ニ於テハ其ノ一

致ヲ以テ合名會社トシテ會社ヲ繼續ス

ルコトヲ得株式全部ノ消却アリタル場

合亦同ジ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第四百七十二條 會社ガ解散シタルトキ

ハ合併、破産又ハ裁判所ノ命令ニ因リ

テ解散シタル場合ヲ除クノ外清算ハ業

務執行社員ノ全員又ハ無限責任社員ノ

選任シタル者及株主總會ニ於テ選任シ

タル者之ヲ爲ス但シ定款ニ別段ノ定ア

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

無限責任社員ガ清算人ヲ選任スルトキ

ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

株主總會ニ於テ選任スル清算人ハ業務

執行社員ノ全員又ハ無限責任社員ノ選

任スル者ト同數ナルコトヲ要ス

第四百七十三條 無限責任社員ハ何時ニ

テモ其ノ選任シタル清算人ヲ解任スル

コトヲ得

前條第二項ノ規定ハ清算人ノ解任ニ之

三、第三百八十一條第一項、第四百三十一條第一項、第四百三十九條第二項第三項及第四百五十二條第一項ニ定ムル權利ノ行使前項ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

第四百九十五條第四百九十三條第一項又ハ前條第一項ノ場合ニテ犯人ノ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四百九十六條第四百九十三條第二項又ハ第四百九十四條第二項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四百九十七條株金拂込ノ責任ヲ免除目的ヲ以テ他人又ハ假設人ノ名義ヲ用ヒテ株式ヲ引受ケ若ハ譲受ケタル者又ハ株式ノ譲渡ヲ假裝シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百九十八條發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役、檢查役、清算人、整理委員、監督員、第三百九十八條第一項ノ管理人、監査委員、社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、其ノ事務ノ承繼者、社債權者集會ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者又ハ株式會社若ハ株式合資會社ノ第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項、第二百七十二條第一項、第二百八十八條若ハ第四百三十條第二項ノ職務代行者若ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限りラズ

一本編ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二、本編ニ定ムル公告若ハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若ハ通知ヲ爲シタルトキ

三、本編ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

四、本編ニ定ムル検査又ハ調査ヲ妨げタルトキ

五、官廳、總會、社債權者集會又ハ債權者集會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

六、第九十九條、第一百條、第一百七條第三項、第三百七十六條第二項又ハ第四百六十六條第一項ノ規定ニ違反シテ合併、會社財產ノ處分又ハ資本ノ減少ヲ爲シタルトキ

七、第一百二十四條第三項若ハ第四百三十條第一項ノ規定ニ違反シテ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ第四百三十一條第二項ノ規定ニ違反シテ特別清算開始ノ申立ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八、第一百三十一條又ハ第四百三十條第一項ノ規定ニ違反シテ會社財產ヲ分配シタルトキ

九、第一百七十五條第二項、第三百一條第二項、第三百五十條、第三百六十一條第一項、第三百六十六條第一項又ハ第四百六十條第二項ノ規定ニ違反シテ株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラズ、之ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

十、第一百九十條第二項又ハ第三百七十一條第二項ノ規定ニ違反シテ株式ノ受取人、監査委員、社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、其ノ事務ノ承繼者、社債權者集會ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者又ハ株式會社若ハ株式合資會社ノ第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項、第二百七十二條第一項、第二百八十八條若ハ第四百三十條第二項ノ職務代行者若ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限りラズ

一本編ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二、本編ニ定ムル公告若ハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若ハ通知ヲ爲シタルトキ

十五、第二百二十六條第一項、第三百七十條第三項又ハ第四百八十三條ノ規定ニ違反シテ株券ヲ發行シタルトキ

十六、第二百二十七條第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ無記名式ト爲シタルトキ

十七、第二百三十四條ノ規定又ハ第二百九十四條第三項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シテ株主總會ヲ招集セズ又ハ定款ニ定メタル地以外ノ地ニ於テ若ハ第一百三十三條ノ規定ニ違反シテ株主總會ヲ招集シタルトキ

十八、法律又ハ定款ニ定タル取締役又ハ監査役ノ員數ヲ缺クニ至リタル場合ニ於テ其ノ選任手續ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

十九、定款、株主名簿、社債原簿、議事錄、財產目錄、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金及利益若ハ利息ノ配當ニ關スル議案、株主表、決算報告書、第三十二條第一項ノ帳簿又ハ第四百四十三條ノ調查書ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

二十、第二百六十三條第一項、第二百八十二條第一項、第三百三十九條第二項又ハ第四百三十條第二項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ帳簿又ハ書類ヲ備置カザルトキ

二十一、第二百八十八條又ハ第二百八十九條ノ規定ニ違反シテ準備金ヲ積立テズ又ハ之ヲ使用シタルトキ

二十二、第二百九十七條ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シ又ハ舊社債ノ償還

二十三、第三百六條第一項又ハ第四百三十三條テ株式ノ消却ヲ爲シタルトキ

二十四、株券又ハ債券ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

二十四、第三百八十六條、第四百三十二條、第四百三十七條又ハ第四百四條第一項ノ規定ニ依ル裁判所ノ規定ニ違反シタルトキ

二十五、裁判所ノ選任シタル管理人又ハ清算人ニ事務ノ引渡ヲ爲サザルトキ

二十六、清算ノ結了ヲ遲延セシム目的ヲ以テ第百十七條第三項又ハ第四百二十一條第一項ノ期間ヲ不當ニ定メタルトキ

二十七、第四百二十三條又ハ第四百三十八條ノ規定ニ違反シテ債務ノ辨済ヲ爲シタルトキ

二十八、第四百四十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二十九、第四百八十四條第一項又ハ第四百九十九條第四百八十六條、第四百八十七條、第四百八十九條乃至第四百九十一條又ハ第四百九十三條第一項ニ掲タル者ガ法人ナルトキハ本章ノ罰則ハ其ノ行爲ヲ爲シタル取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ニ之ヲ適用ス

三十、第五百條第五十六條第三項ノ設立委員人ト看做スハ本章ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ發起人ト看做ス

三十一、五百十八條トス

三十二、第一百八十二條ヲ第五百十九條トシ同條中「第四百四十一條」、「第四百四十九條ノ二百七十九條迄順次二百三十八條宛繰下

三十三、第二百八十八條ヲ削リ第二百八十一條ヲ第二百八十九條ヲ削リ第二百八十一條ヲ第二百八十二條ヲ第五百十九條トシ同條中「第四百四十一條」、「第四百四十九條ノ二百七十九條迄順次二百三十八條宛繰下

三十四、第二百九十七條ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シ又ハ舊社債ノ償還ヲ爲サザルトキ

三十五、第二百八十三條ヲ第五百二十條トシ以下二百八十五條迄順次二百三十七條宛繰下

下
シ同條中「第四十二條」ヲ「第五十二條」ニ
改ム
第二百八十六條ヲ第五百二十四條トシ以
下第三百三條迄順次二百三十八條宛繰下
グ
第三百四條ヲ第五百四十二條トシ同條中
「第一百八條、第一百十一條及ヒ第一百十五條」
ヲ「第一百五十條、第一百五十三條及ヒ第百
五十六條」ニ改ム
第三百五條ヲ第五百四十三條トシ以下第
三百九條迄順次二百三十八條宛繰下グ
第三百十條ヲ第五百四十八條トシ同條中
「第三百八條」ヲ「第五百四十六條」ニ改
ム
第三百十一條ヲ第五百四十九條トス
第三百十二條ヲ第五百五十條トシ同條第
一項中「第三百八條」ヲ「第五百四十六條」
ニ改ム
第三百十三條ヲ第五百五十一條トシ以下
第三百十七條迄順次二百三十八條宛繰下
グ
第三百十八條ヲ第五百五十六條トシ同條
中「第二百八十六條」ヲ「第五百二十四條」
ニ改ム
第三百十九條ヲ第五百五十七條トシ同條
中「第三十七條及ヒ第四十一條」ヲ「第四
十七條及ヒ第五十一條」ニ改ム
第三百二十條ヲ第五百五十八條トシ以下
第三百二十九條迄順次二百三十八條宛繰
下グ
第三百三十條ヲ第五百六十八條トシ同條
中「第三百三十八條及ヒ第三百四十三條」
ヲ「第五百七十八條及ヒ第五百八十三條」
ニ改ム
第三百三十一條ヲ第五百六十九條トシ以
下第三百三十四條迄順次二百三十八條宛
繰下グ
第三百三十四條ノニヲ第五百七十三條ト
シ第三百三十四條ノ三ヲ第五百七十四條
トス

第三百四十七條ヲ第五百八十七條トシ同條中「第二百八十六條」ヲ「第五百二十四條」ニ改ム
第三百四十八條ヲ第五百八十八條トス
第三百四十九條ヲ第五百八十九條トシ同條中「第三百二十四條 第三百二十五條、第三百二十八條及ヒ第三百二十九條」ヲ「第五百六十二條、第五百六十三條、第五百六十六條及ヒ第五百六十七條」ニ改ム
第三百五十一條ヲ第五百九十一條トシ同條第二項中「第二百八十六條」ヲ「第五百二十四條」ニ改ム
第三百五十二條ヲ第五百九十二條トシ以下第三百六十二條迄順次二百四十條宛繰下グ
第三百六十三條ヲ削リ第三百六十四條ヲ第六百三條トス
第三百六十五條ヲ第六百四條トシ同條中「第三百三十四條ノ二及ヒ第三百三十五條ヲ「第五百七十三條及ヒ第五百七十五條」ニ改ム
第三百六十六條ヲ第六百五條トシ第三百六十七條ヲ第六百六條トス
第三百六十七條ノ二ヲ第六百七條トシ第三百六十八條ノ三ヲ第六百八條トス
第三百六十八條ヲ第六百九條トシ以下第三百七十一條迄順次二百四十一條宛繰下グ
第三百七十二條ヲ第六百十三條トシ同條中「第四百八十七條ノ二乃至第四百八十八條ノ四、第四百九十一條、第四百九十二條及ヒ第四百九十五條」ヲ「手形法第四十五條第一項第三項第五項第六項、第四十八條第一項、第四十九條及ヒ第五十條第一項」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

額ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ其請求ヲ爲ス者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ト異ナル場合ニ於ケル償還額ノ算定ニ付キ之ヲ準用ス
第三百七十三條ヲ第六百四十四條トシ以下
第三百八十九條迄順次二百四十一條宛繰下
第三百八十八條ノ二ヲ第六百二十二條トス
第三百八十條ノ三ヲ第六百二十三條トシ
同條第二項中「第三百七十一條」ヲ「第六百十二條」ニ改ム
第三百八十一條ヲ第六百二十四條トシ同
條第一項中「第二百八十六條」ヲ「第五百二十四條」ニ、同條第二項中「第三百七十條及ヒ第三百七十一條」ヲ「第六百十一條及ヒ第六百十二條」ニ改ム
第三百八十二條ヲ第六百二十五條トシ同
條中「第三百四十八條」ヲ「第五百八十八條」ニ改ム
第三百八十三條ヲ第六百二十六條トシ第
三百八十三條ノ二ヲ第六百二十七條トシ
第三百八十三條ノ三ヲ第六百二十八條ト
ス
第三百八十四條ヲ第六百二十九條トシ以
下第三百九十七條迄順次二百四十五條宛
繰下グ
第三百九十八條ヲ削リ第三百九十九條ヲ
第六百四十三條トシ第三百九十九條ノ二ヲ
第六百四十四條トシ第三百九十九條ノ三ヲ
第六百四十五條トス
第四百條ヲ第六百四十六條トシ以下第四
百十三條迄順次二百四十六條宛繰下グ
第四百四十四條ヲ第六百六十條トシ同條第
二項中「第三百九十一條」ヲ「第六百三十
六條」ニ改ム
第四百五十五條ヲ第六百六十一條トシ以下
第四百十八條迄順次二百四十六條宛繰下
グ
第四百十九條ヲ第六百六十五條トシ同條
中「第三百九十五條及ヒ第三百九十六條」ヲ
第六百四十條及ヒ第六百四十一條」ニ改ム

第四百二十三條ヲ第六百六十九條トシ第
四百二十四條ヲ第六百七十條トス
第四百二十五條ヲ第六百七十一條トシ同
條中「第四百三條」ヲ「第六百四十九條」ニ
改ム
第四百二十六條ヲ第六百七十二條トシ以
下第四百二十八條迄順次二百四十六條宛
繰下グ
第四百二十八條ノニヲ第六百七十五條ト
シ第四百二十八條ノ三ヲ第六百七十六條
トス
第四百二十八條ノ四ヲ第六百七十七條ト
シ同條第二項中「第四百二十八條」ヲ「第
六百七十四條」ニ改ム
第四百二十九條ヲ第六百七十八條トシ同
條第二項中「第三百九十九條ノニ第二項
及ヒ第三百九十九條ノ三」ヲ「第六百四十
四條第二項及ヒ第六百四十五條」ニ改
ム
第四百三十一條ヲ第六百八十條トシ第四
百三十二條ヲ第六百八十一條トシ第四百
三十二條ノニヲ第六百八十二條トス
第四百三十三條ヲ第六百八十三條トシ同
條第一項中「第三百九十五條、第三百九
十七條、第三百九十九條、第四百條、
第四百一條、第四百三條第一項、
第四百五條乃至第四百七條、第四
百十條、第四百十一條、第四百十
七條及ヒ第四百十八條」ヲ「第六百
四十條、第六百四十二條、第六百四十三
條、第六百四十六條、第六百四十七條、
第六百四十九條第一項、第六百五十一條
乃至第六百五十三條、第六百五十六條、
第六百五十七條、第六百六十三條及ヒ第

五百六十四條ニ、同條第二項中「第三百四百十條及ヒ第四百十一條ヲ「第六百四十一條、第六百五十一條、第六百五十三條、第六百五十六條及ヒ第六百五十七條」ニ改ム

五百三十八條ヲ第六百八十四條トシ以下五百四十四條迄順次百四十六條宛繰下グ

五百四十四條ノニラ第六百九十一條トス

五百四十五條ヲ第六百九十二條トシ同條中「第五百四十四條ヲ「第六百九十條」ニ改ム

五百四十六條ヲ第六百九十三條トシ以下五百六十七條迄順次百四十七條宛繰下グ

五百六十八條ヲ第七百十五條トシ同條第一項第三號中「第五百六十五條」ヲ「第七百十二條」ニ改ム

五百六十九條ヲ第七百十六條トシ同條中「第五百四十四條」ヲ「第六百九十條」ニ改ム

五百七十條ヲ第七百十七條トシ第五百七十一條ヲ第七百十八條トス

五百七十一條ヲ第七百十九條トシ同條中「第五百六十八條」ヲ「第七百十五條」ニ改ム

五百七十三條ヲ第七百二十條トシ以下五百八十八條迄順次百四十七條宛繰下グ

五百八十九條ヲ第七百三十六條トシ同條中「第五百七十五條」ヲ「第七百二十二條」ニ改ム

五百九十九條ヲ第七百三十七條トシ以下五百九十九條迄順次百四十七條宛繰下グ

第六百條ヲ第七百四十七條トシ同條中「第六百條ヲ「第七百五十三條」ニ改ム

第六百一條ヲ第七百四十八條トシ第六百二條ヲ第七百四十九條トス

第六百三條ヲ第七百五十條トシ同條中「第

第六百一條ヲ「第七百四十八條」ニ改ム
第六百四條ヲ第七百五十一條トシ以下第
六百八條迄順次百四十七條宛繰下グ
第六百九條ヲ第七百五十六條トシ同條中
「第五百九十四條第二項又ハ第六百五條
第二項」ヲ「第七百四十一條第二項又ハ第
七百五十二條第二項」ニ改ム
第六百十條ヲ第七百五十七條トシ同條第
一項中「第六百六條」ヲ「第七百五十三條」
ニ改ム
第六百十一條ヲ第七百五十八條トス
第六百十二條ヲ第七百五十九條トシ同條
中「第五百四十四條」ヲ「第六百九十條」ニ
改ム
第六百十三條ヲ第七百六十條トシ同條第
一項第一號及第二項中「第五百八十七條」
ヲ「第七百三十四條」ニ改ム
第六百十四條ヲ第七百六十一條トス
第六百十五條ヲ第七百六十二條トシ同條
第一項中「第六百十三條」ヲ「第七百六十一
條」ニ改ム
第六百十六條ヲ第七百六十三條トシ同條
中「第六百十三條」ヲ「第七百六十條」ニ、
「第六百十四條」ヲ「第七百六十一條」ニ改
ム
第六百十七條ヲ第七百六十四條トシ同條
第一號中「第五百六十八條」ヲ「第七百十
五條」ニ、同條第一號中「第五百七十二條」
ヲ「第七百十九條」ニ、同條第三號中「第六
百四十一條」ヲ「第七百八十八條」ニ改ム
第六百十八條ヲ第七百六十五條トス
第六百十九條ヲ第七百六十六條トシ同條
中「第三百二十八條、第三百三十六條乃至
第三百四十一條及ヒ第三百四十八條」ヲ
「第五百六十六條、第五百七十六條乃至第
六百二十條」ヲ第七百六十七條トシ以下
第六百二十五條迄順次百四十七條宛繰下
グ
第六百二十六條ヲ第七百七十三條トシ同
條中「第六百二十四條」ヲ「第七百七十一

第六百二十七條ヲ第七百七十四條トシ第
六百二十八條ヲ第七百七十五條トス
第六百二十九條ヲ第七百七十六條トシ同
條中「第三百三十四條乃至第三百三十五
條及ヒ第三百四十四條」ヲ「第五百七十二
條乃至第五百七十五條及ヒ第五百八十四
條」ニ改ム

第六百三十條ヲ第七百七十七條トシ以下
第六百三十六條迄順次百四十七條宛綴下
グ

第六百三十七條ヲ第七百八十四條トシ同
條中「第五百八十七條」ヲ「第七百三十四
條」ニ改ム

第六百三十八條ヲ第七百八十五條トス

第六百三十九條ヲ第七百八十六條トシ同
條第一項中「第三百五十條、三百五十一
條第一項、第三百五十二條、第五百九十一
條、第五百九十二條、第六百十四條及ヒ
第六百十八條」ヲ「第五百九十一條、第五百
九十一條第一項、第五百九十二條、第五百
百三十八條、第七百三十九條、第七百六
十一條及ヒ第七百六十五條」ニ、同條第一
項中「第五百九十三條及ヒ第六百十七條」
ヲ「第七百四十條及ヒ第七百六十四條」ニ
改ム

第六百四十條ヲ第七百八十七條トシ以下
第六百四十六條迄順次百四十七條宛綴下
グ

第六百四十七條ヲ第七百九十四條トシ同
條第二項中「第三百三十八條」ヲ「第五百
七十八條」ニ改ム

第六百四十八條ヲ第七百九十五條トス

第六百四十九條ヲ第七百九十六條トシ同
條中「第六百四十二條」ヲ「第七百八十九
條」ニ改ム

第六百五十條ヲ第七百九十七條トシ以下
第六百五十二條迄順次百四十七條宛綴下
グ

十二條ノ五ヲ第八百三條トス
第六百五十二条ノ六ヲ第八百四條トシ同
條第一項中「第六百五十二条ノ三」ヲ「第
八百一條」ニ改ム
第六百五十二条ノ七ヲ第八百五條トシ第
六百五十二条ノ八ヲ第八百六條トシ第六
百五十二条ノ九ヲ第八百七條トシ第六百
五十二条ノ十ヲ第八百八條トシ第六百五
十二条ノ十一ヲ第八百九條トシ第六百五
十二条ノ十二ヲ第八百十條トシ第六百五
百五十二条ノ十三ヲ第八百十一條トシ第六百
五十二条ノ十四ヲ第八百十二條トシ第六
百五十二条ノ十五ヲ第八百十三條トシ第六
百五十二条ノ十六ヲ第八百十四條トス
第六百五十三条ヲ第八百十五條トシ以下
第六百六十條迄順次百六十二條宛繰下
ダ
第六百六十一條ヲ第八百二十三條トシ同
條中「第四百三條」ヲ「第六百四十九條」ニ
改ム
第六百六十二條ヲ第八百二十四條トシ以
下第六百六十九條迄順次百六十二條宛繰
下ダ
第六百七十條ヲ第八百三十二條トシ同條
第一項中「第三百九十一條」ヲ「第六百三
十六條」ニ改ム
第六百七十一條ヲ第八百三十三條トシ第
六百七十二條ヲ第八百三十四條トス
第六百七十三條ヲ第八百三十五條トシ同
條中「第六百七十一條」ヲ「第八百三十三
條」ニ改ム
第六百七十四條ヲ第八百三十六條トシ同
條第二項中「第六百七十一條」ヲ「第八百
三十三條」ニ改ム
第六百七十五條ヲ第八百三十七條トシ以
下第六百七十九條迄順次百六十二條宛繰
下ダ
第六百八十條ヲ第八百四十二条トシ同條
第九項中「第五百四十四条」ヲ「第六百九
十條」ニ改ム
第六百八十一條ヲ第八百四十三條トス
第六百八十二條ヲ第八百四十四條トシ同

第四十條 有限會社ガ左ノ行爲ヲ爲スニ
ハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依ルコト
ヲ要ス
一 营業ノ全部又ハ一部ノ讓渡
二 营業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、
他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニス
ル契約其ノ他ニ準ズル契約ノ締結、
變更又ハ解約
三 他ノ會社ノ營業全部ノ讓受
四 取締役又ハ監査役ノ任務懈怠ニ因
ル責任ノ免除

第三十一條ノ規定ハ前項第四號ノ決議
アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第一項ノ規定ハ有限會社ガ其ノ成立後
二年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財產
ニシテ營業ノ爲ニ繼續シテ使用スペキ
モノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ當ル對
價ヲ以テ取得スル契約ヲ爲ス場合ニ之
ヲ準用ス
第四十一條 商法第二百三十四條乃至第
二百三十六條 第二百三十八條 第二
百三十九條第一項第三項第四項 第二
百四十條 第二百四十一條第二項 第
二百四十三條 第二百四十四條及第二
百四十七條乃至第二百五十三條ノ規定
ハ社員總會ニ之ヲ準用ス
第四十二條 總會ノ決議ヲ爲スベキ場合
ニ於テ總社員ノ同意アルトキハ書面ニ
依ル決議ヲ爲スコトヲ得
決議ノ目的タル事項ニ付總社員ガ書面
ヲ以テ同意ヲ表シタルトキハ書面ニ依
ル決議アリタルモノト看做ス
三 貨產目錄
四 貸借對照表
五 損益計算書

第五準備金及利益ノ配當ニ關スル議案
監査役アルトキハ取締役ハ定期總會ノ
役ニ提出スルコトヲ要ス
第四十四條 利益ノ配當ハ定期款ニ別段ノ
定期アル場合ヲ除クノ外出資ノ口數ニ應
ジテ之ヲ爲ス
第四十五條 有限會社ノ業務ノ執行ニ關
シ不正ノ行爲又ハ法令若ハ定期款ニ違反
スル重大ナル事實アルコトヲ疑フベキ
事由アルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ
當ル出資口數ヲ有スル社員ハ會社ノ業
務及財產ノ狀況ヲ調査セシムル爲裁判
所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得
検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報
告スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルト
キハ裁判所ハ監査役アルトキハ監査役、
監査役ナキトキハ取締役ヲシテ社員
總會ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ商法第二百八十一條第二項及第
二百八十四條第二項ノ規定ヲ準用ス
第四十六條 商法第二百八十二條 第二
百八十三條第一項 第二百八十四條乃
至第二百八十六條 第二百八十八條第
一項、第二百八十九條及第二百九十九條
ノ規定ハ有限會社ノ計算ニ之ヲ準用ス
商法第二百九十五條ノ規定ハ有限會社
ト使用者トノ間ノ雇傭關係ニ基キ生ジ
タル債權ニ之ヲ準用ス
第五章 定款ノ變更
第四十七條 定款ノ變更ヲ爲スニハ社員
總會ノ決議アルコトヲ要ス
第四十八條 前條ノ決議ハ總社員ノ半數
以上ニシテ總社員ノ議決權ノ四分ノ三
以上ヲ有スル者ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決權ヲ行
使スルコトヲ得ザル社員ハ之ヲ總社員
ノ數ニ、其ノ行使スルコトヲ得ザル議
決權ハ之ヲ議決權ノ數ニ算入セズ
第四十九條 左ノ事項ハ定期款ニ別段ノ定
ナキトキト雖モ資本增加ノ決議ニ於テ

之ヲ定ムルコトヲ得
一 現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ
目的タル財產、其ノ價格及之ニ對シ
テ與フル出資口數
二 資本ノ增加後ニ讓受クルコトヲ約
シタル財產、其ノ價格及讓渡人ノ氏
名
三 增加スル資本ニ付出资ノ引受ヲ爲
ス權利ヲ與ベキ者及其ノ權利ノ内
容
第五十條 有限會社ガ特定ノ者ニ對シ將
來其ノ資本ヲ増加スル場合ニ於テ出資
ノ引受ヲ爲ス權利ヲ與ベキコトヲ約
スルニハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依
ルコトヲ要ス
第五十一條 社員ハ增加スル資本ニ付其
ノ持分ニ應ジテ出資ノ引受ヲ爲ス權利
ヲ有ス但シ前二條ノ決議ニ依リ別段ノ
定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第五十二條 資本增加ノ場合ニ於テ出資
ノ引受ヲ爲サンタルスル者ハ引受ヲ證ス
ル書面ニ其ノ引受クベキ出資ノ口數及
住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス
有限會社ハ廣告其ノ他ノ方法ニ依リ引
受人ヲ公募スルコトヲ得ズ
第五十三條 有限會社ハ出資全額ノ拂込
又ハ現物出資ノ目的タル財產ノ給付ア
リタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二
週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内
ニ資本增加ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記
スルコトヲ要ス
一 增加シタル資本ノ額
二 資本增加ノ決議ノ年月日
第五十四條 第四十九條第一號及第二號
ノ財產ノ資本增加當時ニ于ケル實價ガ
資本增加ノ決議ニ依リ定期タル價格ニ
著シク不足スルトキハ其ノ決議ニ同意
シタル社員ハ會社ニ對シ連帶シテ其ノ
不足額ヲ支拂フ義務ヲ負フ
第五十五條 引受ナキ出資又ハ出資全額
ノ拂込若ハ現物出資ノ目的タル財產ノ

ル會社ハ有限會社タルコトヲ得ズ

前條第二項乃至第四項ノ規定ハ第一項

ノ規定ニ依ル合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 前條第一項ノ場合ニ於テ合

併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設

立スル會社ガ有限會社ナルトキハ商法

第二百八條第一項ノ規定ハ從前ノ株式

ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ質權ノ目的タル持

分ニ付出资口數並ニ質權者ノ氏名及住

所ヲ社員名簿ニ記載スルニ非ザレバ其

ノ質權ヲ以テ會社其ノ他ノ第三者ニ對

抗スルコトヲ得ズ

第六十二條 有限會社ガ合併ヲ爲シタル

トキハ第六十條ニ於テ準用スル商法

第四百十二條又ハ第四百三條ノ規定

ニ依ル社員總會ノ終結ノ日ヨリ本店ノ

所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地

ニ於テハ三週間内ニ合併後存續スル有

限會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因

リテ消滅スル有限會社ニ付テハ解散ノ

登記、合併ニ因リテ設立シタル有限會

社ニ付テハ第十三條第二項ニ定ムル登

記ヲ爲スコトヲ要ス

第六十三條 商法第九十八條第二項、第

九十九條、第一百條、第二百條乃至第二百

十一條、第三百七十九條第一項第二項、

第四百八條乃至第四百十條、第四百十

二條、第四百十三條及第四百十五條ノ

規定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス

此ノ限ニ在ラズ

前項ノ組織變更ノ場合ニ於テハ會社ニ

現存スル純財產額ヨリ多キ金額ヲ以テ

資本ノ總額ト爲スコトヲ得ズ

第一項ノ決議ニ於テハ定款其ノ他組織

ノ變更ニ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ

要ス

第六十一條ノ規定ハ第一項ノ組織變更

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 前條ノ組織變更ノ場合ニ於

テ會社ニ現存スル純財產額ガ資本ノ總

額ニ不足スルトキハ前條第一項ノ決議

當時ノ取締役、監査役及株主ハ會社ニ

對シ連帶シテ其ノ不足額ヲ支拂フ義務

ヲ負フ

第六十六條 規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

用ス

第六十六條 株式會社ガ第六十四條ノ規

定ニ依リ其ノ組織ヲ變更シタルトキハ

本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ

所在地ニ於テハ三週間内ニ株式會社ニ

付テハ解散ノ登記、有限會社ニ付テハ

第十三條第二項ニ定ムル登記ヲ爲スコ

トヲ要ス

第六十七條 有限會社ハ總社員ノ一致ニ

依ル總會ノ決議ヲ以テ其ノ組織ヲ變更

シテ之ヲ株式會社ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會社ニ現存スル純

財產額ヨリ多キ金額ヲ以テ拂込ミタル

株金額ト爲スコトヲ得ズ

第一項ノ組織變更ハ裁判所ノ認可ヲ受

クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ

第六十一條第一項 第六十四條第三項、

第六十五條及前條並ニ商法第二百九條

第三項ノ規定ハ第一項ノ組織變更ノ場

合ニ之ヲ準用ス

第七章 解散

第六十八條 商法第九十九條及第一百條ノ

規定ハ第六十四條及前條ノ組織變更ノ

場合ニ之ヲ準用ス

タル事由ノ發生

二 社員總會ノ決議

一 存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メ

タル事由ノ發生

三 會社ノ合併

四 营業全部ノ讓渡

前項第二號ノ決議ハ第四十八條ノ規定

ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第七十條 前條第一項第一號又ハ第二號

ノ場合ニ於テハ第四十八條ニ定ムル決

議ニ依リテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

前條第一項第五號ノ場合ニ於テハ新ニ

社員ヲ加入セシメテ會社ヲ繼續スルコ

トヲ得

第七十一條 有限會社ハ本店ノ所在地ニ

於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後ト雖モ前

條ノ規定ニ從ヒテ會社ヲ繼續スルコト

ヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在

地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於

テハ三週間内ニ繼續ノ登記ヲ爲スコト

ヲ要ス

第七十二條 有限會社ガ解散シタルトキ

ハ合併及破產ノ場合ヲ除クノ外取締役

其ノ清算人ト爲ル但シ定款ニ別段ノ定

アルトキ又ハ社員總會ニ於テ他人ヲ選

任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキ

トキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依

リ清算人ヲ選任ス

第七十三條 殘餘財產ハ定款ニ別段ノ定

アル場合ヲ除クノ外出資ノ口數ニ應ジ

テ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ要ス

第七十四條 清算人ハ裁判所ノ選任シタ

ルモノヲ除クノ外何時ニテモ社員總會

ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査

役又ハ社員ノ請求ニ依リ清算人ヲ解任

スルコトヲ得

第七十五條 商法第九十六條、第一百十六

條、第二百二十二條乃至第二百二十五條第

百二十八條、第一百二十九條第二項第三

項、第二百三十一條、第二百三十四條、第二百

四十條乃至第二百四十二條、第二百四十八

條乃至第二百二十四條及第二百二十七

項並ニ商法第一百三十六條乃至第二百

三十八條、第二百四十四條第二項、第二

二百四十七條、第二百四十九條、第二

二百四十八條第二項、第二百五十八條、第二

二百六十一條、第二百六十六條、第二

二百六十七條、第二百六十八條第二項

乃至第五項、第二百六十九條乃至第二

百七十二條、第二百七十四條乃至第二

百七十八條、第二百八十二條、第二百

八十三條第一項及第二百八十四條ノ規

定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第八章 外國會社

第七十六條 商法第四百七十九條乃至第

四百八十二條、第四百八十四條及第四

百八十五條ノ規定ハ有限會社ト同種ノ

又ハ之ニ類似スル外國會社ニ之ヲ準用

定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第九章 罰則

第七十七條 取締役、監査役又ハ第三十

二條若ハ第三十四條ニ於テ準用スル商

法第二百五十八條第二項、第二百七十

一條第一項若ハ第二百七十二條第一項ノ

職務代行者若ハ支配人其ノ他營業ニ關

スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受

けタル使用人自己若ハ第三者ヲ利シ又

ハ會社ヲ害セントヲ圖リテ其ノ任務ニ背キ會社ニ財產上ノ損害ヲ加ヘタル

トキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下

ノ罰金ニ處ス

第五十九條第三項若ハ第六十條第四項

ノ設立委員、第六十條第一項ノ規定ニ

依リ從フベキ商法第五十六條第三項ノ

設立委員、清算人又ハ第七十五條第二

項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條

第二項、第二百七十條第一項若ハ第二

百七十二條第一項ノ職務代行者前項ニ

掲グル行為ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同

第七十八條 前條第一項ニ掲グル者ハ左

ノ場合ニ於テハ三年以下ノ懲役又ハ三

千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項ノ規定ニ依リ爲スベキ公告ハ裁判所ガ爲スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
第八十九條 有限會社ハ商法ヲ除クノ外他ノ法律ノ適用ニ付テハ之ヲ商法ノ會

附
則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國務大臣鹽野季彥君登壇

題ニナリマシタ三ツノ法案ニ付テ御説明ヲ

甲上ゲマス

先ツ商法中改正法律案ニ付テ申述ベマヌ
現行商法ハ御承認ノ如ク明治三十二年

カラ實施致シテ居リマスガ、當時諸種ノ事

情ニ依リマシテ、急速ニ立法スルノ必要ニ

延ラレマシタル關係上、其實施當初ニ於テ

明治四十四年一部分ノ改正ガ行ハレ

シタガ、是ハ最小限度ノ補修ヲ加ヘタニ

過ギナカツタノデアリマス、然ルニ我國ノ社
事情、殊ニ商事上話、而後甚／＼發展ノ

會事情 疾ニ商事生活ノ爾待甚シ久發威シ
ア参リマシテ、現行商法ノ不備缺陷ハ益々著

シクナッテ來タノデアリマス、就中商法中最

七重要ナ地位ヲ占メマスル會社ニ關スル諸

規定ニ於テハ其懶云深久アルモノガアルノアリマシテ、會社ト其構成員、及ビ第三

會社其株式會社第三百トノ法律關係ニ明確ヲ缺クモノ多ク、又

曾社ノ經營方蹉跌シ始メマシタ場合ニ對ス

アリマス、仍テ政府ハ昭和四年五月、内ル對應策ガ全ク講セラレテ居ナカツ外ノ

閣ニ法制審議會ヲ設置シ、其第一ノ事業ト

シテ、同會ニ對シ商法全般ニ瓦ル改正要綱
審議會ノ成績、口實、議論

諸問致シマシタル所
同會ハ處々意見ヲ

閣法中急速ニ改正ヲ要スルモノト認メラレ

マスル第一編總則、第二編會社ノ二編ニ付
マニ子、三百六項ニ五ノ故王要調ヲ決定

シテ政府ニ答申セラレタノデアリマス、政
事三百六項ニタルニ重要紙ニ決定

府ハ右改正要綱ヲ世間に公表シテ、之ニ對ヘル批判ヲ求メマスル一方、昭和七年十月、

爲ニ、前ニ申述ヘマシタ商法中改正法律案ニ依ッテ、既存ノ會社制度ノ堅實ヲ圖ルト共ニ、會社關係法規ノ完備ヲ期スルコトハ、今日ニ於テ全ク焦眉ノ急務トナッテ參ッタノデアリマス、各位ニ於カレマシテハ、何卒十分御審議ノ上、三法案ニ對シ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ切望致ス次第デアリマス（拍手）

○議長（小山松壽君）質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——内藤正剛君

（内藤正剛君登壇）

○内藤正剛君 只今商法中改正法律案外二案ニ付キマシテ、司法大臣ヨリ大要ノ説明ヲ伺クノデアリマス、併ナガラ此説明ハ昨年當議場ニ於テ御説明ニナツクノト大シタ相違ハナイノデアリマス、併シ今日ノ世運鑑ミテ尙ホ一層検討スペキ一三ノ重大ナモノヲ含ムノデハナイカト思ヒマスメデ、特ニ私ハ委員會デ質問シテハナラナイ、本會議ノミニ限ル點ヲ、大臣ヨリ、若クハ其他ノ當局ヨリ伺ヒタインデアリマス

商法ハ民法ト相並ビマシテ吾々ノ生活ヲ規律致シテ、取引ヲ保護スル二大法典ノ一ツデアルコトハ當局ノ説明ヲ俟タズシテ明カナ事實デアリマス、現行法ハ明治三十二年ニ制定セラレ、四十四年ニ一部ノ改正ガアリ、爾來四十年ノ歲月ヲ經過致シマシテ、社會事情ノ變化發達ハ著シキモノガアリ、又商事生活ノ發展モ昔時ニ比シテ隔世ノ感ノアル今日デアリマスノデ、現行法ノ不備ガ甚シイト云フ朝野ノ聲モアリマスノミカラズ、又幾多ノ事例ガアリマス爲ニ、裁判例等ニ依ッテ解釋ヲソレド、一定シテ、一時ヲ糊塗致シタコトモ違ヒアリマセヌ、私ハタモノモアリマス、新設サレタモノモアリマスガ、兎ニ角何故檢討ラシナケレバナラヌカト言ヒマスト、最近ノ事情トシテハ、或ハ補充サレタモノモアリマス、改正サレタモノモアリマス、新設サレタモノモアリマスガ、兎ニ角何故檢討ラシナケレバナラ

ノ資金統制ニ關シ、或ハ又輸出若クハ輸入ノ統制ニ關スル幾多ノ法規ガ出テ居リマシテ、從來ノ如ク自由ニ何デモ爲シ得ル時代デハナクナツクノデアリマス、ソレハ特別法ヲ以テ制限ヲ受ケテ居ル時代デアリマスガ、此法案ハ當局ガ御説明ニナツクテ居リマスルコトヲ只今伺ツテモ、今私ガ申上ゲタヤウニ幾多ノ事變ヲ對象トシテ後ニ起ツタモノデナク、其以前ニソレハ研究サレテ草案ガ出来タヤウデアリマスルガ、當局トシテハ今日ノ情勢ノ下ニ於テ、此商法ノ改正案ガ此儘デ宜イト云フ御考デアリマセウカ

私ハ一二ノ例ヲ申上ゲマス、濱野氏ガ一月二十五日此壇上ニ於テ近來大官連中ニシテ職ヲ去ヅタ後、間モナク事業會社ニ入ラレルノハ消極的漬職ニアラズヤトノ議論ヲサレタ事柄モ御承知ノ通リデアリマス、寧ロケル會社ノ重役ノ「ボーナス」ハ、驚ク勿レ俸給ト恩給トヲ取ルコトニ汲々タル、方ノ多イ今日、事例ヲ申上ゲマスルナラバ、今私共ノ知リ得タ範圍ニ於テモ、日本ニ於ケル事柄モ御承知ノ通リデアリマス、寧ロ一億三千万圓ニ達シテ居ル、而モ其一割ノ課稅ヲ以テシテモ、一千三百万圓ノ金額ハ得ラレルノデアリマス、然ルニ大業課稅ヲシテ、煙草マデ値上ヲシテ一千万圓ノ金ヲ取上ゲヨウトサレル、高位高官ヲ辭メラレテ重役トナラレテ、取ラレタ金ノ一割ダケヲ御遠慮シテ下サイト云フコトヲ、若シ政府當局ガ仰シヤツタラ、其煙草ノ値上モゼズニ濟ムノデハアリマスマイカ、私ハ左様ニ考ヘル、大藏當局モサウ云フコトニ氣ガ付イテ居ルノカ居ラヌノカ知リマセヌガ、若シ氣ガ付イテ居ヅタ致シマシテモ、何カニ御遠慮ニナツク、私ハ指摘致シマス、アナタ方ガ御出シニナツク此商法ノ改正案ニハ、昔ハ株主ニアラズンバ取締役ニナルコトヲ得ズ、又監査役トナルコトヲ得ズト規定シテアッタ

ニモ拘ラズ、此改正案ニハソレガ抜ケテ居ル
デハアリマセヌカ、而モ昨年ノ御説明ニ依
レバ、サウ云フ株主デナケレバ重役トナル
コトガ出来ナイト云フ規定ヲシテ置イテモ、
餘所カラ株ヲ借りテ來テ、以テ重役ニナル
ヤウナ今日ノ世相ニ照シテ見テ、寧口是ハ
無クシテモ宜イデハナイカト云フコトヲ、
昨年民事局長デアル所ノ大森氏モ委員會デ
申サレタト思ヒマス、併ナガラ私ノ申上ゲ
マスヤウニ、役人ヲ辭メタラ直ニ會社ノ
重役ニナル、又會社ノ人モ何カノ便宜ヲ得
ントシテ、之ニ迎合スル忌ムベキ傾向ノア
ル今日ニ於テ、若シ株主タラズシテ重役ト
ナルト云フコトヲ許サル、ト致シマスルナ
ラバ、綱紀ノ肅正ハ何ニ依ツテ之ヲ求メルカ
ト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアリマス（拍
手）曾テハ政治家ガ重役トナッテ相當ノ報酬
ヲ取ッタト言ツテ、官僚ノ方々ガ攻撃ノ矢ヲ
放チ、今日ハ官僚ガ其袖ニ隠レテ、以テ金
錢慾ニ馴染マントスル傾向アルコトヲ私ハ
深ク痛感スルノデアル、貴族院ニ於テノ御
説明、或ハ委員會ニ於テモ何等此點ニ議ガ
觸レナカツタコトヲ私ハ遺憾ト致シマス、政
府當局トシテハ、取締役、監査役ハ、ヤハリ
株主デナケレバナラストシナケレバナラヌ、
株主デアルト致シマスルナラバ、縦シ金ニ
困ジテ居テモ、借リテデモ危険負擔ラ致シマ
スカラ宜カラウト思フ、今ノヤウナ状態デ
アリマスママイカ、株主總會ノ招集ノ通知ハ
ナラバ、一層此弊ハ甚シイト思フノデアリ
マス、尙ホ一二ノ點ヲ囁ケテ見タイト思ヒマ
ス、アナタ方ハ理想ニ餘り趨ツテ居ルノデハ
通知シナクテモ宜イト云フコトニナリマス
新設ノ初メノ時——創立總會ト云ヒマスカ、
其創立總會ノ時ニハ、定款ノ變更モ、設立
廢止ト云フヤウナ重大事項ガアツテモ、之ヲ
アリマスアリマス、株主總會ノ招集ノ通知ハ
例ヲ以テスレバ、吳服屋ヲ經營スルト云フ
目的ノ爲ニ設立セラレタル會社ガ、今度ハ

院議ヲ尊重シテ、或ハ一部改正シタルモノアリ、或ハ又全然院議通リニ從ツタモノモアル、固ヨリ衆議院ハ可決ニ至リマセナンダガ、貴族院ノ院議尊重ノコトハ伺ツタカラ宜シイ、サウシテ先程申上ゲマシタ制限ニ關スル文字ノ如キハ、衆議院ニ於ケル空氣ヲ御覽ニナツタト云フノデアリマスガ、若シ左様ナ御話デアルト致シマスナラバ、衆議院ニ於ケル委員會ノ空氣ハ、承諾ヲ得ザルト云フ文字ヲ入レナケレバ、バイケナイト云フコトヲ申上ゲテ、殆ド當局モ是ニハサウダナアトマデ仰シヤツタノデアリマス、然ルニ此點ニ對シテ何故ニ衆議院ノ大體ノ意見ヲ御容レニナラナカツカト云フコトヲ伺ヒタインノデアリマス、ソレト共ニ此犯罪ノ成立ノ時期ト、時效ノ起算點ト云フコトニ付テ聽ク譯デアリマス、普通刑法ノ規定ニ是ハ從フノデアラウト思ヒマスガ、若シヤリ方如何ニ依リマシテハ、是ハ相當ナ空文トナルベキ傾向ガアルト私ハ思ヒマス

スルデセウ、拂込ンダ株式ノ配當ラシタニ
拘ラズ、更ニ今度ハ取戻ス爲ニ、株金ノ拂
權手續ヲ致シマス、現行法モ改正案モ變リ
ハナイ、所ガ失權手續ヲ致シマシタ後ニ、
前ニ貰ッタ人ガ出セバ宜シイカ、出サナイト
ハ五錢、一錢、若クハ二錢位ノ金デ、此株式
ガ競落サレルト思ヒマス、法律ノ善用ト云
ヒマスカ、悪用ト云ヒマスカ、之ニ依テ一
部ノ人ハ安イ金ヲ以テ株式ノ半分以上ヲ占
メルコトニナル、殘餘ノ株主ニ假ニ五十万ノ
負債ガアル時ニ、配當シタルモノガ五百萬
圓アツタナラバ、五十万圓取レバ宜イノニ
五百萬圓モ拂戻ヲ請求致シマスコトハ、是ハ
合法的ニ許スベキモノノデアリマセウカ、現
ニ今起ツテ居リマス大同土地株式會社ニ關
スル清算事務ノ如キガ、其ノ一例デアリマ
ス、全國ニ此種ノ事件ハ澤山起ツテ居ルト思
ヒマス、アナタ方ノ方デ商法ノ完璧ヲ期ス
ル爲メ、時代ノ進運ニ少シモ脅エラ來サナ
イヤウニ、一生懸命ニヤツテ居ルノダト云フ
先程ノ御説明デモ、今私が申シマシタ二三
ノ點ニ於テ重大ナル缺陷アルヲ免レマセ
ヌ、政府ハ斯ノ如キ場合ヲモ豫想シテ御決
メニナツテ居ルデセウカ、固ヨリ法文ノ中ニ
依リト云フコトハ、第一回以來ノ拂込ンダ株
主ヲ指スモノデアルカ、現在ノ株主ヲ指ス
シ、殘餘財産ハ配當スベキモノナリトノ規
定ガアリマスガ、株主ハ定款ノ定ムル所ニ
明ニシテ戴キタイト思フノデアリマス、要
スルニ此商法ハ私共ガ重大疑義ト致シテ居
リマス點ヲ解決セラレタル點ハ多々アリマ
ス、其點ニ對シテハ贊意ヲ表シマスガ、今
申シマシタ政府ノ方針——取締役又ハ監査役
ヲ株主ヨリ選舉セヌデモ宜イト云フ事柄
ハ、延テハ綱紀肅正ト云フコトモ在朝ダケ
デハイケマセヌ、進ンデハ退官後二年若シ
クハ三年ノ間ハ、特殊會社ノ重役トナルコ
トガ出來ナイト云フヤウナ規定等ヲ御設ケ

ニナツテハ如何デアリマセウカ、固ヨリ從來ノ如キ街ノ紳士、會社ゴロト申シマスカ、シテ御決メニナツタコトモ此法案中明カデアリマスガ、ソレ程御親切ガアルノデアルナラバ、延テハ以テ國民ヲ疑惑ノ中ニ陥レルガ如キ——又勤モスレバ司法部ガ社會ノ覺醒ヲ促スノダト云フコトヲ不斷ニ御自慢ニナツテ居ルノデアリト致シマスナラバ、其事柄ガ間違ナイト致シマスナラバ、今私ガ申上ゲタ點ニ付テ、政府ノ御決心ノ程ヲ伺テ置キマス、之ヲ伺フコトガ本法案ノ審議ニ入ル一一番初メノ重要ナル點ダト思ヒマスルカラ、若シ鹽野サンガ、是ハ自分ハ検事デアルカラ、大臣トナツテ居ルケレドモ、素人ダカラ説明ガシ惡イト云フノデアリマスナラバ、大森民事局長ヲシテ此壇ニ立タシメラレ答辯アランコトヲ望ミマス

社ニ持ツテ來ルト云フコトハ、其會社ノ爲ニ非常ナル利益デアリマス、然ルニ株主デナケレバナラヌト云フコトニ決メテアリマスルト、ソコニ非常ナ不便ガアリマシテ、之ヲ實行致ス爲ニハ、株主ヲ假裝サセルト云フツノ手段ガ起ルヤウナコトガアリマス、斯様ナコトニナリマスルト、ソレガ爲ニ種々紛争ヲ生ズル事例ガ多々アルノデアリマシテ、却テ會社ノ爲ニ相成ラヌ結果ヲ生ズルノデアリマス、隨テ有能ナル人ヲ企業ノ主體タル重役ニスルト云フ規定ヲ設ケテ、其途ヲ開イタノデアリマス、尤モ或爾會社トハ望マシクナイコトデアリマスルガ、斯ニ取締役ヲ強制シテ入レルト云フヤウナコトハ望マシクナイコトデアリマスルガ、斯ニ云フコトハ此法律案ノ規定トハ何等關係ノナイ單ナル實際問題ニ過ギナイノデアリマス。

第三ノ創立總會ノ場合ニ定款ノ變更又ハ目的ノ變更ヲ爲スニ當ツテハ、豫メ之ヲ株主ニ通知スル必要ガナイト云フコトハ、現行ノ商法ノ上ニ於キマシテモ解釋上一致致シテ居ル所デアリマシテ、ソレヲ明ニ法文上ニ現ヘシタモノニ過ギナインデアリマスルカラ、實際上ニ於テハ結果ハ同ジナノデゴザイマス。

第四ノ株式讓渡ノ制限ハ現行法ニ於キマシテモ之ヲ規定致シテ居ルノデアリマス、解釋上禁止モ出來ルト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、唯制限ト云フ文字ヲ使ヒマシタノハ、衆議院ニ於ケル委員會ノ多數ノ意向ヲ尊重シテ書イタモノデアリマス。

第五番ノ、刑罰、時效ニ關スル問題ニ付キマシテハ、是ハ刑法ノ總則竝ニ刑事訴訟法ニ依ツテ多年ノ解釋ガ決ツテ居ル所デアリマスルカラ、ソレニ讓リマス。

最後ニ、具體的ノ事例ニ付テ申述ベルコトハ困難デアリマスルガ、現在ノ清算手續ノ規定ハ完全ナモノデハアリマセヌ、隨テ種々ソレヲ改正致シタノデアリマス、尙ホ失權シタル株主ハ配當請求權ガナインデアリマス、何レ詳細ハ委員會ニ於テ御説明ヲ

申上ゲタイト存ジマス
○内藤正剛君　此席カラ御許ヲ願ヒマス
○内藤正剛君　私ノ申上ゲタル質問ノ氣持
ガ大臣ニハ御分リニナツテ居ラスノデハナ
イカト思フノデアリマス、私ノ申上ゲタノ
ハ、例ヘバ内地ニ於テ恩給ヲ取ル方ガ、満
洲ヘ行ケバ金ガ入ツテモ是ハ税カラ逃レテ
居ルノデアリマス、昨年初メテ少イ税ガ課
ケラレタノデアリマス、又今後支那ニ行ク
ト致シマスナラバ、恩給ヲ取ッタ方ガ支那デ
取ツテモソレニハ税ヲ課サナイコトニナル
ト思ヒマス、今日我國ニ於ケル如何ナル商
工業者ト云ハズ、是ガ輸出スル人ト輸出セ
ザル人トヲ問ハズ、課税ヲサレテ、可ナリ
大キナ税金デモ國民ガ甘ンジテ納メテ居ル
際ニ於テ、勤モスレバ官吏タリシ人が獨リ商
之ヲ免レテ、恬トシテ顧ミザル弊風ノアル
ザル人トヲ問ハズ、課税ヲサレテ、可ナリ
今日ニ於テ、商法改正案中、取締役ハ株主
デナクテモ宜イト云フコトニシテ、民間側
ハ何等カノ機會ニ於テ少シデモ註文ヲ貰ヒ
タク迎合スル氣風ニナルナラバ、此思想ノ
上ニ及ボス面白カラザル現象ヲ防止スルニ
ハ、先程大臣ハ説明ヲサレマシタガ、ヤハ
リ舊來ノ如キ規定ヲ置ク方が時弊ヲ救フノ
所以デアル、轉バヌ先ニ杖突イテ、先ニナッ
テ瀆職問題ヲ起シタリ何カスルヨリハ、置
イテ置ク方ガ宜イデヤナイカト私ハ申上ゲ
タノデアリマス、現ニ曾テ大臣デアツ、或
ナ政府ノ事業會社ノ重役トナリ、又大臣タ
ハ大臣タラザル人デモ宜シイガ、是ガ相當
リシ人ハ直チニ重役トナリ、サウシテ半年
ニ二万五千圓、若クハ常務ハ一万五千圓ト
云フ「ボーナス」ヲ貰ツテ居ル、現ニ日本製鐵
ノ如キサウデアル、政府ガ自ラ關係シタ會
社ニ於テモ、役人ハ——中華民國ハ笑ヘマ
セヌ、國民政府ハ笑フコトハ出來マセヌ、
法ニ付テハ十分慎重ナル考慮ヲ用ヒナケレ
バナラナイト云フコトヲ私ハ申上ゲタ、斯

ウ云フ事柄ガ大臣ニハ徹底シナクテ、有能ナ人ソノナ御話ハ聞カナクテモ私ハ宜イノデス、有能ナル人ハ貧乏人デモアリマセウ、併ナガラ苟モ監督者ノ地位ニ居リシ人ガ、辭メテ一箇月若クハ二箇月ノ後ニ、被監督者ノ會社ニ入ル事柄ガ、國民思想ノ上ニドウ云フ氣持ヲ起スカ、司法當局ハ茲ニ思ヲ致サレテ、適當ナル期間ダケハ、少クトモ御遠慮ナサルヤウナ規定ヲ御設ケヘナリマセヌカト申上ゲタ、之ニ對シテ答辯ガナイノデアリマス、答辯シテ戴キタイ(拍手)

ノ兩案ト共ニ、日程第十三案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
○議長（小山松壽君）　服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（小山松壽君）御異議ナシト呼フ者アリ
ス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラマシタ、
日程第四、社會事業法案、日程第五、商店
法案、日程第十三、簡易生命保險法中改正
法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ
マス——木戸厚生大臣

第四 社會事業法案(政府提出)
第五 商店法案(政府提出)
第十三 簡易生命保險法中改正法律案
第一讀會

(政府提出)
社會事業法案
上院專委會
第一讀會

第一條 本法ハ左ニ掲グル社會事業ニ之ヲ適用ス但シ勅令ヲ以テ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一、養老院、救護所其ノ他生活扶助ヲ

爲ス事業
二 育兒院、託兒所其ノ他兒童保護ヲ
爲ス事業

三 施療所、產院其ノ他施藥、救療又
八 助產保護ヲ爲ス事業
四 授產場、宿泊所其ノ他經濟保護ヲ
爲ス事業

五 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業
六 前各號ニ掲タル事業ニ關スル指導

第二條 聯 絡文ハ財産ヲ爲ス事業
社會事業ヲ經營スル者其ノ事業
ヲ開始シタルトキ又ハ之ヲ廢止セント
スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨

事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ
第三條 地方長官ハ社會事業ヲ經營スル

者ニ對シ保護ヲ要スル者ノ收容ヲ委託
スルコトヲ得

前項ノ規定ハ除キハ否ニテリ勿シ場合ニ
於テ社會事業ヲ經營スル者ハ正當ノ事
由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

卷之三

第四條 地方長官ハ社會事業ノ施設ニ收容セラレタル者ノ處遇上必要アリト認ムルトキハ社會事業ヲ經營スル者ニ對シ其ノ施設ニ屬スル建物又ハ設備ノ改良ヲ命ズルコトヲ得
社會事業ヲ經營スル者前項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザルトキハ地方長官ハ當該建物又ハ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル處分ハ豫メ戒告スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 社會事業ヲ經營シ又ハ經營セントスル者其ノ事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲寄附金ヲ募集セントスルトキハ事業經營地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ場合ニ於テ事業經營地ガ二以上ノ道府縣ノ區域ニ涉ルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ
前二項ノ規定ニ依ル許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者（當該事業ノ承繼者ヲ含ム）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ收支ヲ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ニ報告スベシ

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者（當該事業ノ承繼者ヲ含ム）ハ其ノ寄附金又ハ之ニ依リ得タル財產ノ處分ニ付寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ノ許可ヲ受ケベシ

第六條 地方長官ハ監督上必要アリト認シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ノ提出ヲ命ジ、實地ニ就キ業務若ハ會計ノ狀況ヲ調査シ又ハ事業ノ經營ニ關シ指示ヲ爲スコトヲ得

第七條 社會事業ヲ經營スル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ

事業ノ經營ニ關シ著シク不當ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ中央社會事業委員會ノ意見ヲ聞キ其ノ者ニ對シ本法ノ適用ヲ受ケル社會事業ヲ經營スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第九條 一 道府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
二 地方社會事業ニ關スレ重要事項ヲ調查

第十條 社會事業ヲ經營スル者第一條ノ
審議セシムル爲地方社會事業委員會ヲ
設置スルコトヲ得

規定ニ依ル事業開始ノ届出ヲ爲シタル
トキハ道府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ其ノ社會事業ノ用ニ供スル土地又

ハ建物ニ對シテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 政府ハ社會事業ヲ經營スル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助スルコトヲ得

號ノ一一該當スルトキハ前條ノ規定ニ依ル補助ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズル

コト不得
一 事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタル
トキ 辅助ノ條件ニ違反シタルトキ

三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令
又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタ
ルトキ

第十三條 主務大臣地方ノ情況ニ依リ特
別ノ必要アリト認ムルトキハ中央社會
事業委員會ノ意見ヲ聞キ道府縣又ハ勅

令ヲ以テ指定スル市ニ對シ社會事業ノ經營ヲ命ズルコトヲ得
第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

五百圓以下ノ賃金ノ處ニ
一 第五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ
依ル許可ヲ受ケズシテ寄附金ヲ募集
シタル者

第三 第五條第五項ノ規定ニ依ル許可ヲ
　　受ケズシテ寄附金又ハ之ニ依リ得タ
　　ル財産ヲ處分シタル者
四 第七條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限
　　ニ違反シテ社會事業ヲ經營シタル者
第十五條 第五條第四項ノ規定ニ依ル報
　　告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル
　　者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十六條 社會事業ヲ經營シ又ハ經營セ
　　ントスル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同
　　居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業
　　務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己
　　ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰
　　ヲ免ルルコトヲ得ズ
第十七條 本法ノ罰則ハ社會事業ヲ經營
　　シ又ハ經營セントスル者ガ法人ナルト
　　キハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行ス
　　ル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナル
　　トキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ社會事業ヲ經營スル者
ハ本法施行ノ日ヨリ三月以内ニ第一條ノ
規定ニ依ル届出ヲ爲スベシ
第五條ノ規定ハ社會事業ヲ經營シ又ハ經
營セントスル者ニシテ本法施行ノ際現ニ
寄附金募集ニ付行政官廳ノ許可ヲ受ケ募
集中ノモノニ對シテハ之ヲ適用セズ

商店法案

商店法

第三條 閉店時刻へ午後十時トス
行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限り前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得

第四條 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキヘ期間又ヘ地域ヲ限り一年ヲ通じ六十日以内前二條ノ規定ヲ適用セズ又ヘ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

前項ノ外行政官廳臨時必要アリト認ムルトキヘ期間又ヘ地域ヲ限り前二條ノ規定ヲ適用セズ又ヘ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

第五條 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與フベシ

第六條 左ニ掲タル店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二條及第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

一 興行場 觀覽場、遊技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

二 展覽會場 共進會場、博覽會場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

三 停車場 又ヘ船舶發着所ニ於ケル店舗

四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二號ノ店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七條 當時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者又ヘ女子ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時

間ヲ就業時間中ニ於テ之ニ與フベシ
業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通じ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得
前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得
第八條 前條第一項ノ店舗ニ在リテハ店主主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ毎月少くトモ二回ノ休日ヲ與フベシ
業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキヘ前項ノ休日ヲ一回ト爲スコトヲ得
第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ヘ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得
第十條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ期間又ハ地域ヲ限リ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用セザルコトヲ得
第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢セシムルコトヲ得
但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラズ
當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證票ヲ携帶スベシ
第十二條 店主ハ店舗ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スル店舗管理人ヲ選任スルコトヲ得
店主本法施行地内ニ居住セザルトキハ店舗管理人ヲ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條 前條ノ店舗管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ

店主ニ代ルモノトス
有ゼザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ店舗管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同ジ
第十四條 店主又ハ前條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二條第一項、第五條、第七條第一項第二項又ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第十五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第十六條 店主又ハ第十三條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第十七條 本法及本法ニ基キテ發スル命令ハ營利ヲ目的トセザル物品販賣又ハ理容ノ事業ヲ爲ス店舗ニ之ヲ準用ス但シ國、道府縣、市町村其ノ他ニ之準ズベキモノニ付テハ店舗管理人ニ關スル規定及罰則ハ此ノ限ニ在ラズ
第十八條 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通工具内ニ於ケル店舗及露店ニ之ヲ適用セズ
行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ付終業スベキ時刻ヲ定ムルコトヲ得
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則
簡易生命保険法中改正法律案
簡易生命保険法中左ノ通改正ス
第四條中「四百五十圓」ヲ「七百圓」ニ改ム

是ニ於テ今回新ニ出来マシタ所ノ厚生省ノ手ニ依ツテ社會ノ缺陷ヲ補ヒ、明朗社會ヲ建設スルト云フコトハ、此社會政策ノ大使命ニ依ツテ生レタコトト、固ク私共へ期待致シテ居ツタ者デアリマス、然ルニ今回御提案ニナリマシタ所ノ事業法案ハ、保護助長ト云フヨリモ、寧ロ監督ヲ嚴ニシタ嫌ガアルノデアリマス（拍手）凡ソ社會事業ト云フモノハ、地方ニ於ケル名望家、或ハ奇特家ノ手ニ依ツテ行ハレ、而シテ涙ト誠心誠意ヲ以テ行フ事業デアリマス、現ニ我國デヘ公營私營ヲ合セテ八千ト稱シテ居リマス、此經費一箇年五千万圓以上ヲ使ツテ居ルヤウナ状況デアリマス、政府ハ是ニ向ツテ今回ノ増額ヲ合シテ、僅ニ五千万圓ヲ保護助長ノ獎勵金トシテ御入レニナルノデアリマスルガ、洵ニ私共少額ニ驚カザルヲ得ヌノデアリマス、殊ニ此種ノ事業ニ對シテ監督權ヲ及ボニ向ツテ罰スルト云フ法規デアリマスルガ、シニ當リマシテ、十四條カラ十七條ノ法文ヲ見マスト、代理人、家族、同居人、從業者マデガ此法規ニ違反シタ場合ニヘ、經營者ニ向ツテ罰スルト云フ法規デアリマスルガ、是ガ大ナル私ハ誤ダト思フ、成程八千ト稱スル此私立ノ社會事業經營者モ、色々ナラバ、先年埼玉縣ニ於テ或ル會計課長ガ百万圓ヲ消費シタ事件ガアリマシタガ、果シテ此事件ノ如キ、誰ガ上ノ者ガ責任ヲ負ウテ居リマスカ、負ツテ居リマセヌ、所ガ折角自分ノ金ヲ出シテ社會事業ニ携ツテ居ル者ニ、度々來テ檢査ヲサレ、度々來テ其家屋ニ入ツテ、名ヲ獎勵ニ藉ツテ下ノ役人ノ方ガイヂメルガ如キ行動ガアツクナラバ、天下ノ此篤志家ハ影ヲ潛メル狀況ニナツテ、保護助長ドコロデヘナイ、萎靡沈滯スルト云フコトニナリハシナイカト云フコトヲ、私ハ憂ヘルノデアリマス、此點ニ關シテ厚生大臣ノ御意見ヲ承リタイ

ノ上シテノイコトハ、方面委員制度ト云フモ
ノハ、大正六年ニ京都ニ端ヲ發シマシテ、
大正七年ニ大阪ノ其當時ノ府知事林知事
ガ、丁度アノ歐洲大戰ノ黃金ノ成金ガ出來
タ當時デアリマスノデ、夕方ニ床屋ニ行ッテ
髪ヲ摘マレタガ、其時寒空ニ僅カ十二三ノ
子供ガ哀レナ姿ヲシテ夕刊ヲ賣リ居ツタ、之
ヲ眺メタ所ノ府知事ハ、是程黃金ノ波ガ漂ニ
テ居ルノニ、社會ニハコンナ貧乏人ガ居ル
ノカト云フコトヲ不思議ニ感ゼラレテ、翌
日係ノ者ヲシテ之ヲ調査サセタ、所ガ社會
ニハ多數ノ哀レナ者ガ居ルト云フコトヲ御
氣付ニナリマシテ、ソレガ基ニナッテ出來タ
ノガ、今日ノ發達シタ所ノアノ方面委員制
度デアリマス、ソコテ私共思ヒマスノヘ、
厚生大臣ハ華族ノ御出身デアラセラレマス
ノデ、果シテ下々ノコトガ分ッテ居ルカ否ヤ
ト云フコトヲ疑フノデアリマス、幸ヒ下々
ノコトヲ知ツタ政務次官ノ工藤君ガオ居デ
ニナリマスカラ、稍鈞合ハ取レマスガ、ド
ウゾ厚生大臣ハ、公式ニオイデニナッタノデ
ハ歎迎攻メニ遭ヒマスカラ、忍ビデ以テ都
會ノ貧民窟ヲ一遍調査シテ貰ヒタイ、又農
村ニ行シテ農村ノ哀レナ國民ノ状況ヲ自ラ
會得シテ、サウシテ政治ヲ行フト云フコトヲ
ガ、眞ノ政治家デアルト私ハ思フノデアリ
マス(拍手)

ノ不足モ感ゼシメナイト云フコトヘ、此農民諸君ノ協力心ニ負フ所大ナリト思フノデアリマス、ソコデ戰爭ガ今濟メバ宜シイノデアリマスガ、長ク續クト云フコトニナレバ、非常ナ茲ニ弛ミガ出ハセヌカト云フコトヲ思フノデアリマスガ、厚生大臣ヘ此物心兩方面ニ付テ如何ニ御考ニナツテ居リマスルカ、此點ガ伺ヒタク、又都會ニ於キマシテハ、此扶助法ニ依ツテ救ハレザル一例ヲ申セバ、小サナ店ヲ小資本デ經營シテ居ル、此中心人物ガ出テ行々後ト云フモノハ、扶助料ハ貰ヘズ、非常ニ困ツテ居ル者ガ多數居ルノデアリマスガ、是等ニ對シテモウ一段ノ御誠意ヲ以テ御調查アランコトヲ希望スル者デアリマス、ソコデ大イニ斯ウ云フ方面ノ幸ニ七十議會デ法文化サレ、方面委員諸君ハ銃後ノ第一線ニ立ツテ非常ニ活躍シテ居タル愛國心ノ發露ノ下ニ、曩ニ七万五千圓ノ金ヲ納付シ、陸海兩省ニ向ツテ一臺ヅ、飛行機ヲ獻納シタコトハ、諸君ノ御承知ノ通りアリマス、併ナガラ此受刑者ノ人々ガ、全部悪人カト云ヘバサウデナイ、是ハ十年ノ統計デアリマスガ、有罪決定ガ十二万一千六百六十二名、其中デ簡單ナ處分デ出タル者ガ七万五千五人デアリマス、其殘リガ四万六千六百五十七名、此内譯ハ利慾ノ爲ニ罪ヲ犯シタ者ガ二万四千二百三十餘名、又癖ガ惡クテ、盜癖ノアル者ガ七千七百一十六名、出來心デヤッタ者ガ四千百二十二名ア

リマス、貧困ノ爲ニ罪ヲ犯シタ者ガ千七百九十九名、斯ノ如キヲ全部總括シテ見マスト、眞ニ惡イト云フ者ハ恐らく十分ノ三、四シカ居リマセヌ、其他ノ者ハ或ハ貧困、或ハ出來心デヤッタ、ソレ等ノ人々ガ刑ニ掛けマス、前科ガ附クト云フコトニナルト、罪奈ヲ憎ンデ人ヲ憎マズトハ反對ニナル、退引ナラヌ爲ニ惡イ事ヲシタ者マデ前科ガ附クト云フコトハ、丁度此間ノ帝人事件、神奈川事件ノ如キ、アノ極マデ行ツテ、檢事ノ意思通りデアツタナラバ、是ハ罪人デアツタガ、茲ニ名裁判長ガ居ラレタ爲ニ無罪放免ニツタノデアリマス、ソコデ私刑務所ニ入ツタ初犯ノ者ヲ研究シテ見マスト、其八割マデハ改悛致ス者デアリマス、此改悛ノ顯著ナル者ニ向ツテハ、刑務所長ノ證明ニ依テ前科ガ附ケナイコトニスルト云フコトニ出来ルカドウカ、之ヲ司法大臣ニ御伺シタイ、又例ト廣言ヲ吐イテ居ル、斯ウ云フ惡質ノ者ニベ決ツク二年ナラ二年ト云フ刑ガ盡キテ、今出サウトシタ時ニ、此人間ハ改悛ノ情ヲ現ハシテ居リマセズ、出タナラバ又來マス國ニ思想犯ノ取締ニ付テハ、昭和十一年十一月、二十二箇所ニ保護審判所ト云フモノヲ置イテ居リマス、又少年ノ分ニ付キマシテモ、是ハ全國デ東京、大阪、名古屋、福岡ノ四箇所シカアリマセヌガ、是等ノ所轄縣ハ十二、三デアリマスガ、昨年取扱タ所ノ少年ノ數二万六千ト稱シテ居リマス、此ナイ處ガ三十四縣程アリマス、之ニ向ツテ少年審判所ノアル所ハ非常ナ恩惠ヲ蒙ツテ、初メカラ少年ヲ刑務所ニ入レマセヌ、或ハ少年教誨院、或ハ感化院ニ預ケ、非常ニ至レリ盡セリデアリマスガ、全國ニハマダ置イテナシカ居リマセヌ、其他ノ點ニ付テハ委員會デ御伺致シタイト思ヒマス

年八月、皆様ノオ蔭（テ）小泉團長ノ下ニ皇軍慰問使トシテ、北支ノ第一線ニ參リマシタ、此時ニ我が將兵諸士ノアノ勇猛果敢ナル行進ヲ見タ時ニ、感謝、感激、感泣ヲ致シタ者デアリマス、其時ニ又目ニ著イタノハ、新聞記者諸君ガ通信報道ノ爲ニ、アノ彈丸雨霰ノ下ヲ、將兵諸士ト變ラザル活動ヲ致シテ居ルコトデアリマシタ、一時モ早ク祖國日本ニ此勇猛果敢ナル我が將兵ノ活動ヲ報道シ、而シテ我國民ハ之ヲ眺メテ、或ハニ只今モ同盟通信ノ記者ノ葬式トノコトデアリマスガ——是等ノ戰死者及ビ戰傷者、リマス、此通信ヲ致ス所ノ新聞記者諸君ノ——今日デハ大分戰死者ガアリマシテ、現ニ只今モ同盟通信ノ記者ノ葬式トノコトデアリマスガ——是等ノ戰死者及ビ戰傷者、或ハ遺家族ニ對シテ、陸軍大臣ハドウ云フ御考ヲ持テオイデニナリマスカ、恐ラク出征兵士同様ニ取扱シテ貰ヒタイト云フコトヲ希望シテ居ルノデアリマス（拍手）其他ノ色々問ヒタイコトハ委員會ニ譲リマシテ、之ヲ以テ私ノ質問ヲ打切りマス（拍手）○議長（小山松齋君）古田君ニ申シマス、陸軍大臣ハ本日葉山ニ伺候中ニ付キ出席致シ兼ネルトノコトデアリマス、陸軍省政府委員ハ出席致シテ居リマス○古田喜三太君 政府委員デ宜シウゴザイマス
〔國務大臣侯爵木戸幸一君登壇〕

モ向上サセ、サウシテ一層發展サセテ行クト云フコトガ、其主タル目的デアリマス、
隨ヒマシテ本法ニ於キマス罰則モ主トシテ寄附金ノ募集ニ關スル義務違反デアルトカ、特別ナ場合ニ於キマスル社會事業經營ノ禁止又ハ制限ニ付テノミ、罰則ヲ適用スルコト致シテ居ルノデアリマシテ、是等ノ事項ハ一面ニ於キマシテ、其公益ニ關スル所ガ極メテ重大ナルモノデアリマスカラ、此程度ノ罰則ヲ規定スルコトハ、眞ニ已ムヲ得ナイコトト考ヘテ居ルノデアリマス
ソレカラ第二ノ御尋ノ軍事援護事業ノコトデアリマスルガ、是ハ御話ノ通り、農村等ニ於キマスル隣保相扶ノ現在ノ狀況ハ、洵ニ喜バシキ次第デアリマシテ、今日尙ホ少シモ生産力ノ衰ヘテ居ラナイト云フコトハ、吾々モ非常ニ感謝シテ居ル次第デアリマス、而シテ長期ニ亘リマスニ付テ、是等ニ付キマンテ處ミノ出ナイヤウニト云フ御話デゴザイマシタガ、吾々共モ全力ヲ擧ゲテ、其點ニ付テハ對處シテ行キタイトト考ヘテ居リマス
ソレカラ軍事扶助法以外ノ軍事援護事業ニ付キマシテハ、此點モ昨年以來軍事援護事業ノ助成費ト致シマシテ、本年度ニ於テハ助成費ヲ百万圓取リマシテ、サウシテ厚生省、陸海軍兩省ニ集リマシタ寄附金百万圓ヲ以テ、ソレハ地方ニ交付シテ、此軍事扶助法ニ當ラザル方面ニ付テハ援助シテ居リマスルシ、來年度ニ於キマシテハ、軍事援護事業助成費ヲ一千萬圓増額計上致シテ居リマシテ、是等ノ運用ニ依リマシテ、尙又今後集リマス所ノ寄附金等ヲ運用致シマシテ、萬遺憾ナキヲ期シタイトト考ヘテ居ル次第アリマス

慎重ニ致サナケレバ、折角ノ刑罰ノ效果ヲ
モ失フコトニナルノデアリマス、言換ヘマ
スト、折角改悛致シマシタル者ヲモ、更ニ
罪ヲ犯スニ至ラシムルヤウナコトモ往々見
受ケルノデアリマス、隨テ初犯前科者ノ取
扱ニ付テハ、十分ニ考へナケレバナラナイ
ノデアリマス、御説ノヤウニ、先づ其者ノ
前科ヲ抹消スル方法モ一ツノ考案デアリマ
ス、又可ナリ重要ナル方法ト考ヘルノデア
リマス、ガ初犯者ノ或者ニ付テハ、可ナリ
嚴重ナル監視ヲモ必要トスル者モアリマス
ルカラ、ソレ等ノ甄別ヲ致ス點ガ是亦重要
ト考ヘラレマス、只今ノ所之ヲ如何ニ處置
スペキカ研究中デゴザイマシテ、御説ノヤ
ウニ成ベク前科ヲ抹消サセテヤリタイト云
フ方針ノ下ニ研究致シテ居ルノデアリマス
第二點ハ、司法保護事業ヲ擴充スル必要
ナキヤ否ヤト云フ御尋デアリマスガ、是へ
勿論現在ノヤウナ状態デハ、甚ダ不備デア
リマスルカラ、大イニ擴張スル必要ヲ感じ
テ居ル次第デアリマシテ、ソレガ爲ニ司法
當局モ始終考究ヲ致シテ居リマス、現在ノ
所少年審判所ハ全國ニ四箇所デアリマシテ、
東京、大阪、名古屋、福岡ノ四箇所デアリ
マスガ、各地ニ於ケル不良少年ノ保護ニ付
キマシテハ、洵ニ不完全ナ設備デアリマス
豫算ノ中ニ加ヘルコトガ出來マセヌデアリ
マシタ、思想犯ノ保護觀察所ニ付キマシテ
ハ、全國二十二箇所ゴザイマスケレドモ、
其職員ノ多クハ他ノ職員ノ兼務デアリマシ
テ、甚ダ内容ガ充實シテ居リマセヌ、隨テ
此點ニ付テモ豫算ノ請求ヲ致シテ居ルヤウ
ナ次第デアリマスルガ、是亦現下ノ財政狀
態ニ於テ削除サレタノデゴザイマス、一般
各種犯罪ニ對スル保護ニ付キマシテハ、各
府縣ニ聯合保護會ヲ置イテ、是ガ統制ニ當ラ
テ居リマスケレドモ、未ダ之ヲ法制化スル
マデノ運ビニナツテ居リマセヌ、目下之ヲ法
制化スベク立案ヲ致シテ居リマスガ、是ハ

全國ニ瓦リマシテ多數ノ免囚其他ノ刑罰關係ノ人々ヲ保護スルノデアリマスカラ、相當大規模デアルコトガ必要デアルノデアリマシテ、此點ニ付キマシテハ、財政ノ状態ヲ能ク考ヘテ貰ヒマシテ、成ベク近キ將來ニ於テ實現ヲ圖リタイト存ジテ居ル次第テアリマス

〔政府委員加藤久米四郎君登壇〕

○政府委員(加藤久米四郎君) 古田君ニ御答致シマス、事變ガ空發致シマシテ以來、新聞記者諸君ガ報道陣營ニ在ツテ奮闘致シテ吳レマシタ其勞苦ニ對シマシテハ、軍トシテ沟ニ感謝致シテ居リマス、陸軍從軍記者ガ戰死ヲ致シマシタル場合ニ於キマシテハ、大體ニ於テ陸軍軍屬トシテ待遇セラレマスルシ、且ツ靖國神社ニ合祀セラレマス、其上ニ特別賜金ノ詮議ニ與ルコトニナツテ居リマス

○議長(小山松壽君) 古田君、宜シウゴザイマスカ——高畠龜太郎君

(高畠龜太郎君登壇)

○高畠龜太郎君 只今上程サレテ居リマスル三案ノ中デ、私ハ日程第五、商店法案ニ付テ厚生大臣ニ御致シタイト思フノデアリマス、從來商工業ニ於ケル從業者ニ關スル社會立法ハ、工場及ビ鑄山ニ關スルモノミニデアリマシタガ、今回初メテ商店ニ於ケル從事員ニ對スル商店法ガ出來ル、即チ恐らく労働時間ニ關スル法規トシテハ、商店ニ對シテハ是ガ初メテデアルト思フノデアリマス、是マデハ他ノ經濟界ノ各部門ニ對シテ、商店ノ斯様ナ種類ノ法規ノ比較ガ、極メテ均衡ヲ失シテ居テ、商店ニ關シテハ何等ノ法規ヲ設ケテ居ナカッタコトガ非常ニ遅レタリト感ジテ居ルノデアリマスルカラ、今遲レ馳セナガラモ此法規ノ出現セントスルコトハ、私ハ其點ニ於テ贊意ヲ吝ム者デハナインデアリマス、併ナガラ此法ノ内容ヲ檢討致シテ見マルト云フト、極メテ不十分デアリ、極メテ微溫的デアッテ、法ノ適用ニ依ツテ生ズル結果ガ現狀ノ商店界ニド

レダケノ影響ヲ及ボスコトデアルカ、其效
果ノ認ムベキモノガ殆ドナインニ失望セザ
ルヲ得ヌノデアリマス、ソレ故ニ此法ハ微
温のナル點ニ於テ、法ノ遲レタル點ニ於テ、
出現セザリシヨリハ稍増シデアリ、法ノ有
ルハ無キニ幾分カ優ツテ居ルト云フ程度ノ
モノデアツテ、極メテ不十分デアルト信ズル
ノデアリマス、以下二三ノ點ニ付テ厚生大
臣ニ御尋シタインデアリマス
元來此法ノ主タル目的ハ、商店使用人ノ
就業時間ヲ制限シテ、午後十時ニ限ルト云
フ所ニアルト思フノデアリマスルガ、併ナ
ガラ翻ツテ又法ノ各條ヲ檢討致シ見マスル
ト、此午後十時ニ限ルト云フ原則ガ行ハ
ル、範圍ガ是亦極メテ狭イノデアリマシテ、
到ル處ニ除外例ヲ設ケテ居ラル、ノデアリ
マス、到ル處ニ例外ガアルノデアリマス、
例ヘバ其第三條ニ於キマシテハ「行政官廳
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限り前項
ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得」
又第四條ニ於キマシテハ「業務繁忙ナル時
期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキハ期
間又ハ地區ヲ限り一月ヲ通じ六十日以內
ハ二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ時刻ヲ繰
延ブルコトヲ得」ト云ヒ、又二項ニ於テハ「臨
時必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域
ヲ限り前二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ
時刻ヲ繰延ブルコトヲ得」ト、是程廣汎ナル
除外例が設ケラレテ居リマシテ、之ヲ又實
地ニ適用スル時ニ當テ、當業者ノ陳情或ハ
關係地區ノ事情ナドト云ッタヤウナコトカ
ラ、此例外ヲ到ル處ニ適用スルニ於テハ、
殆ド原則ハ無視セラレテ、午後十時ニ營業
時間ヲ限ルト云フコトハ、極メテ僅ナル部
分ニシカ適用サレヌ結果ヲ生ズルノデハナ
イカト云フコトヲ惧レルノデアリマス（拍
手）當局ハ或ハ此法ガ初メテノ立法デアリ、
ドニ於テモ、屢々斯様ナ見地ヨリ論セラレタ
コトガアルノデアリマスルガ、既ニ此商店

言へバ、左程有難イ制限デハナイ、今デモ殆ド大部分ハ與ヘラレ、得テ居ル所ノ制限時間デアルガ、ソレニ尙ホ是程ノ除外例ガアル、若シ法ノ實施日尙ホ淺ク、當業者ヲシテ慣レシメル爲ノ猶豫期間ナリト云フ意味ガ、今回ノ立法ニ於テ裏ニ含マレテ居ルトスルナラバ、本當ニ法ノ目的ヲ達シ得ル時期ハ何時ニナックラ來ルノデアリマスルカ、前途遼遠ノ感ナキヲ得ヌノデアリマス(拍手)工場法ハ大正五年ノ九月ニ実施致サレマンシテ、最初ハ労働時間ノ制限ガ現在ニ比ブレ緩ナモノデアリマシタガ、其後幾年ナラズシテ時間ヲ短縮シ、又比年ナラズシテ法規ノ上ニ勞働時間ヲ制限致シマシテ今日ニナツテ居ル、此商店法ガ今ヨリ實施セラレルト致シマシテ、當局ハ何時ニナレバ稍僅デモ此法ノ效果ニ依ツテ商店從事員ガ恩惠ヲ蒙リ、商店法ガ出來タガ爲ニ、幾分タリトモ生活上ニ改善セラル、コトヲ見出スコトノ出來ル時期ヲ、來ラシメル積リデアリマスルカ、近キ將來ニ於テ此法ノ恩惠ヲ如實ニ從事員ニ知ラシメルダケノ改正ヲ行フ、用意ガ有ルカ無イカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス(拍手)

律ニ法規ノ拘束ヲ受クルニ至ルノデアリマ
ス、然ルニ大商店ニ於テハ現在ノ實際ニ於
テ、此法ニ定メテ居ル條件ヨリハ、稍良
イ條件デ使用者ヲ遇シテ居ル、此法ニ於テ
ハ小規模ノモノト大規模ノモノトニ對スル
法規ノ相違ハ、五十人以上使用シテ居ル商
店ニ於テハ、一般ハ月ニ一回ノ休日ヲ與ヘ
ルコトヲ條件トシテ居ル代リニ、大規模ノ
モノニ限ジテ月ニ一回、而モソレガ十六歳未
満ノ者及ビ女子ニ限シテ與ヘネバナラヌト云
フコトノ相違ガ僅ニ残シテ居ルノミデアツテ、
其他ニ付テハ何等ノ變リガナイノデアル、
是トテモ大商店ニ於テハ從來多ク三日ノ休
日ヲ與ヘテ居リ、勞務時間ニ於テモ午後十時
マデハ使用シテ居ナイノデアルカラ、大商
店カラ見ルナラバ、此法ノ出現ニ依ッテ何等
ノ苦痛ヲ受ケザルノミナラズ、動モスレバ
法規ノ許ス所デアルト云フコトヲロ實トシ
テ、現在ノ待遇ヲ低下セシムル危險スラ伴
ウテ居ルノデアリマス(拍手)私ハ大商店ノ
待遇ガ此法ノ出現ニ依ッテ直チニ低下スル
トハ申シマセヌケレドモ、從來ノ此種法規
ノ行ハレタ場合ノコトヲ考ヘマスト、法デ
スラアレ迄ニシカ制限ヲシテ居ナイノデア
ルカラ、今ノ待遇、今ノ勤務時間ヲ良クス
ルニハ及バナイト云フ如キ誤タル考ヲ、多
數ノ商工業ノ店主ニ持タス虞ガ濃厚ニアル
ト云フコトヲ憂ヘルノデアリマス、ソコデ
當局ハドウ御考ニナルカ、大商店ハ今ノ法
規ニ依ツテ大手ヲ振ツテ歩ムコトガ出來ル
ガ、僅カ一人ノ從業員サヘ有ゼザル小商店
ハ、直チニ法ノ適用ニ依ツテ苦痛ヲ嘗スメテ、
大キナ商店ガ喫多數ノ顧客ヲ相手トシテ居
ルナラバ、セメテ夜ノ十時前後ダケデモ自
分ノ店へ客ヲ吸收シテ、僅ニ經營ノ餘喘ヲ
保ツテ居ル如キ小規模ノモノガ、立ドコロニ
法ニ依ツテ苦痛ヲ嘗メネバナラヌト云フコ
トハ、如何ニモ現状ヲ無視シ、大小ノ均衡
ヲ失ツタル立法デアルト言ハザルヲ得ナイ
ノデアリマス(拍手)當局ハ是亦近キ將來ニ
於テ此法ノ内容ヲ改正シテ、工場法ニ於テ

ハ極ク小サナモノヲ除外シ、或ハ中間ニ色々
ハ規定ガアツテ、規模ノ大ナルダ
ケ、待遇ト設備ノ上ニ於テ向上セシメネバ
ナラヌ組織ニナツテ居ル如ク、此商店法モ亦
一名カ二名ノ使用人ヲ持ツテ居ル小商店ト、
數百名ノ從業員ヲ有シテ居ル大商店トハ、
法規ノ上ニ於テ或ル程度マデノ相違階段ヲ
置イテ、大ナレバ大ナルダケ、力ガ強ケレ
バ強イダケ、從業員ノ待遇ト其保健、福利
増進ノ設備ニ於テ増スコトヲ要スルト云フ
性質ノ規定ヲ、近キ將來ニ於テ置ク御考ガ
アルカナイカ(拍手)

次ニ質問ノ第三ハ、此法ノ性質上、是ハ
商業地域ニ限リテ居ル法デアリマスルガ
故ニ、實際ニ適用シマスル場合ニ、施行區
域ト施行區域外トノ關係ガ極メテ困難デ
アツテ、何處マデヲ其以外トスルカト云フ扱ヒ
何處マデヲ其以外トスルカト云フ扱ヒ
方ハ、困ツタモノト思フノデアリマス、
取締上甚ダ困難ヲ感ジテ、場合ニ依レバ殆
ド法ノ威力ガ何處ニアルカラ疑ハネバナラ
ヌ程、困難ナ事情ヲ惹起シハシナイカト思
フ、法ニ於テハ適用區域ハ「市及主務大臣ノ
指定スル町村(町村ニ準ズベキモノヲ含ム)」
トナツテ居ルノデアリマスガ、實際ニ於テハ
施行地ト其隣接地域トノ關係ガ甚ダ扱ヒ惡
イ、普通ノ行政區畫ニ依ツテ、市或ハ町村ノ
區別ニ依ツテ之ヲ扱フコトハ到底不可能デ
アリマス、何トナレバ市ト隣接ノ村或ハ町
トノ間ハ、殆ド溝一ツ隔テ同じ商業區域域
ニナツテ居ル場合ガ多イ、甚シキニ至ツテハ
其處ヲ歩ム人スマモ、何處マデガ市デアリ
何處マデガ町村デアルカト云フ區域ガ分ラ
ナイ、行政官廳ノ吏員ト雖モ之ヲ詳シク知
ルコトハ困難ナ如キ事情ニ置カル、コトガ
普通デアル、故ニ町村ノ區別ヲ以テ之ヲ律
スルコトハ出來ナイ、部落ノ區別ヲ以テ律
ナルコトモ亦不十分デアリマス、町ニ接續
シテ居ル、即チ此法ニ規定シテ居ル町村ニ
準ズベキモノトアル如キ事情ノ地區ニ於キ
マシテハ、一部落ノ一つノ端ハ商業區域ト

シテ人家櫛比シ、盛ニ商店ガ殖エツ、アルニ拘ラズ、他ノ端ハ全然山間ノ僻地デアツテ、農村状態ヲ一ツモ離レテ居ラヌト云フヤウナ場合ガ多イノデアル、故ニ町村ノ部落ヲ以テ分ケルコトモ出來ナイ、況ヤ法ノ中ニ許シテ居ル所ノ、所謂盛リ場、興行物ノアル場所、觀覽場、遊技場、其他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗ト云フモノト、然ラザルモノトヲ區別スルノハ何ヲ以テ致シマスルカ、常識デ考へルナラバ、淺草、千日前ト云フヤウナ處へ盛リ場デアリ、然ラザル處ハ之ニ屬セヌト一應考へ得マスルケレドモ、其端々ガ何處ヲ區切ツテ認メルカトシ云フコトハ、實際ニ適用スルニ於テ甚ダムスルカシイノデアリマス、若シ假ニ一場所ヲ局限シテ、此處マテガ盛リ場デアルトシテ、他ハ此適用ヲ免レシメルナラバ、ソレニ接續スル處ニハ直チニ類似ノ商店ガ増シテ來テ、廳テ又其地區ヲ改正スル必要ガ出來、又其接續シタ處ニ商店ガ出來テ、窮極スル所ヲ知ラズ、甚ダ此法ノ效果ニ疑ハシイコトガ生ズルノデハナイカ、之ヲ行政官廳ノ吏員ニ依ツテ、町村乃至市ノ吏員ニ依ツテ本當ニ取締ルト云フコトハ、殆ド不可能ニシスルノデアル、私ノ考ヘマスルノニハ、斯様ナコトハ此法ノ適用ヲ受クル當業者ガ公平ニ負擔ラシ、公平ニ苦痛ヲ感ブルコトニ於テ、初メテ不足ナシニ完全ニ行ハレルコトデアル、不均衡デアリ、不公平デアッテ、隣ノ家々デハ適用ヲ受ケ、其隣ノ家ハ適用ヲ受ケスト云フヤウナ事柄ガアレバ、到底完全ニ出來ルモノデハナイ、吏員ニ委セズ、商業者ノ團體、例ヘバ市ニ於ケル商工會議所、町村ニ於ケル商工會乃至商業組合ト云フモノヲシテ、或ル程度マデ自治的トノ出來ルヤウニ致シテコソ、初メテ此商店立法ハ實際ニ運用シテ遺憾ナキニ至ルト、此方法以外ニハ私思フノデアリマス(拍手)此方法以外ニハ私

ハ不幸ニシテ適當ナル手段ヲ見出シ得ヌノ
マデ考慮ヲ及ボサレタコトハナイカ、近キ
將來ニ於テ此權限ヲ商工會議所其他ノ商工
團體ニ與ヘテ、法ノ效果ヲ現ハシタイト云
フ御考ヲ持ツテ居ラレルカ否カト云フコト
ヲ御尋致シタインデアリマス、以上ハ大體
厚生大臣ニ御尋ヲ致シマス
尙ホ此法ニ關聯ヲ致シマシテ、私ハ商店
法ノ行ハレルコトニ至シタト云フコトニ付
テ、一言商工大臣ニ御尋シタインデアリマ
スルガ、商工大臣ハ先刻チヨット見エテ居タ
ヤウデアリマスケレドモ、只今御離席ニ
ナツテ居リマスルカラ、政務次官ニ於テ能
ク御聽ヲ願ヒマシテ、他ノ機會ニ於テ御答
辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、此法ハ
商店員ノ健康ヲ保持シ、福利ヲ増進セシム
ルコトガ目的デアルニ拘ラズ、其效果ハ極
メテ微溫的デアリテ、今ノ儘デハ殆ド實效
ガナイ、而シテ店員ヲ使ツテ居ル所ノ商店
主、主トシテ小規模ノ、小組織ノ商店主
ガ打撃ヲ受ケ、拘束ヲ受ケテ、サラデダ
ニ大組織ノモノトノ間ガ不均衡ニナッテ
居ルノヲ、一層其勢ヲ助長シテ、小資本ノ
組織ノ小サイ中小商工業者ヲシテ、其立場
ヲ失ハシムルガ如キ結果ヲ招來シハシナイ
カ、法ノ豫期シタ所ノ目的ハ達セラレズシ
テ、却テ之ニ反シタル結果ヲ到ル處ニ出現
シハシナイカト云フコトヲ虞レルノデアリ
マス（拍手）今申シマシタ通り苦痛ヲ感ズ
ル、窮屈ヲ感ズル者ハ、小組織ノ業者デア
ル、ソレニ付ケテモ思出サレルコトハ、中
小商工業者ノ疲弊ノ現状デアリマス、是ハ
私ガ諄々シク申上げル迄モナイ、世間ノ注
目ヲ惹イテ居ル事實アリマスケレドモ、
未ダ以テ當局ノ是ノ階級ニ對スル施設デ、
當人ニマデモ恩惠カ確實ニ及ンデ居ルト云
フ例ヲ見出スコトガ出來ナイ、商業組合申
テ、本當ニ中小商工業者ニ對スル施設デ、
ト云モノハ十分デナインデアリマス、極
メテ不完全デアリ、極メテ微力デアリマシ
テ、央金庫ガ出來テ居リマシテモ、端々ニハ何

ノ潤ヒモアリマセヌ、又中小商工業者ノ貸金ニ對シテ、中小商工業者ノ半額ヲ國ガ負擔スル——半額補償ヲスルト云フ法ガ出來マシテモ、中間ニ於ケル金融業者ガ法ノ目的ノ如ク動イテ吳レヌ爲ニ、實際ニ於ケル中小商工業者ハ畫ケル餅ヲ見ルガ如ク、何ノ恩惠モ受ケテ居ラヌト云フノガ實情ニアリマス、大都市ニ於ケル中小商工業者ノ不景氣ノ聲モ久シイモノデアリマスガ、近頃ハ又一步ヲ進ンデ、此時局ノ勃發以來ハ、大規模ノ業者ハ所謂軍需工業ノ發展ニ依ツテ、素晴シイ儲ケラシ、恩惠ヲ受ケテ、好景氣ノ實情ニアルケレドモ、小サナ組織ノモノハ何等此露ヒガナイ、數年前マデハ一樣ニ不景氣々々々ト云フ聲デ悲鳴ヲ擧ゲテ居タガ、今ハ表面カラ見ルナラバ好景氣デアル、時局「インフレ」ノ波ニ乘ヅテ大組織ノモノハ工場ヲ擴張シ、商店ヲ殖ヤシテ、益々業務ノ發展ヲ致シテ居ルノデアルカラ、表面的ニハ好景氣デアル、而モ其下ニ敷カレテ居ル中小ノ業者ハ、依然トシテ數年前ニ劣ラザル所ノ苦痛ヲ嘗メテ居リナガラ、不景氣ノ聲スマモ出スコトヲ憚ツテ居ルト云フヤウナ現状ハ、此儘見過スペキモノデハナイン思フノデアリマス、私ハ農村ヲ救濟スルコトノ必要ヲ論ズルコトニ於テ人後ニ落チル者デハアリマセヌ、併ナガラソレト同じク中小商工業者ヲ顧ミナケレバナラヌト言フノデアリマス、主人ガ出征致シマスルナルバ、立ドコロニ其店ヲ閉メネバナラヌ状態ニアルノガ、小サナ中小商工業者ノ實情デアル、農村デハ主人ガ召サレタ場合、老成人ガ或ル程度マデ代ツテ田ヲ耕スコトガ出来ルカモ知レナイ、ソレモ出来ヌ場合ハ隣保相助ケテ共同デ畑ヲ耕シテ吳レル場合モアル、食フ物ノナイ場合ハ、或ル程度マデ親シミヲ以テ鄉黨ガ之ヲ補助シテ吳レルコトモ出来ルカモ知レナイガ、市街地ニ於ケル小組織ノ商店業者ハ、主人一人ヲ失フナラバ何ノ賴リモナイ、店ヲ仕舞ハナケレバナラヌト云フ事情ニ直面スルノデアル、斯様ナ事情ニアル者モ、數百名ノ從業員ヲ使ツ

テ好景氣ノ波ニ乘ツテ居ル大商店モ、共ニ此商店法ノ拘束ヲ受ケテ、而モ其苦シミガ下層階級ニノミ歸スルト云フ今日ノ立法ハ、私ハ長ク其儘デ置クベキモノデナイト思フノデアリマス、況々人口三万、五万乃至ハ此法ニアリマス市以外ノ町村トシテ適用ヲ受ケル地區ニ於テハ、是ヨリ一層甚シキモノガアルノデアリマス、大都會ノ商店ガ地方ニ進出シテ、通信販賣或ヘ出張販賣ヲ以テ中小商工業者ニ壓迫ヲ加ヘ、一度足町外ニ出デテ村ニ入ルナラバ、各農村ニハ到ル處ニ産業組合ガアツテ、政府ノ助長援助至ラザル所ナク、自分ノモノハ自分で需給關係ヲ始末シテ居ルノデアルカラ、小サナ市街地ニ於ケル商工業者ハ、上ヘ大商店ヨリ、下ハ村ニ於ケル産業組合ヨリ板挟ミノ状態ニナシテ居ルノガ今日ノ状況ニアリマス、斯様ナ事情ヲ無視シテ此法ヲ此儘ニ行フナラバ測るべカラザル事態ヲ生ジハシナイカト云フコトヲ憂フルノデアリマス、此際商工大臣ハ宜シク思ヲ茲ニ致サレマシテ、此法ノ趣旨ガ少クトモ從業者ノ福利ヲ増進セシムルニアリトスルナラバ、多少ナリトモ如實ニ之ヲ實現シテ、從事員ガ安シジテ業ニ就クコトノ出來ルヤウニ、健康ヲ増進スルヤウニシテ戴キタイト共ニ、測ラザル苦痛ヲ受ケテ益、苦シマネハナラヌ中小商工業者ニ對シテハ、宜シク其經營法ヲ近世商業組織ニ適フヤウニ改善シテ、與ニ俱ニ發達スルコトノ出來ルヤウニ指導ト獎勵ヲ御願セネバナラヌト思フノデアリマス(拍手)商工大臣ハ此點ニ付テドレダケノ御用意ガアルカ、此機會ニ於キマシテ御抱負ノ程ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

忙シイ時トカ云フコトニ適用スル積リデア
リマシテ、之ヲ以テ折角決メマシタ法律ヲ
踩躡スルガ如キ意味ニ於テハ使ハナイ積リ
デ居リマス、ソレカラ本法ハ元來商店ノ使
用人ノ保護ヲ目的トスルコトハ申ス迄モナ
イノデアリマスガ、同時ニ其半面ニ於テハ
消費者タル國民一般ノ社會生活ニ影響ヲ及
ボスコトモ考ヘナケレバナラヌノデアリマ
ス、隨テ我國ノ現状ニ於キマシテハ、此程
度ガ今日トシテハ適當デアルト考ヘテ居ル
次第デアリマス、併ナガラ將來ニ於キマシ
テハ一層其程度ヲ高ムル必要ハアルダラウ
ト考ヘテ居リマス

スルシ、十分注意シテヤルコトニ致シタイ
ト存ジテ居リマス
ソレカラ第三ノ御尋ノ適用地ト不適用地
ノ限界ガ不明瞭デアルカラ非常ニ混雜ヲ來
シハシナイト云フ御尋デアリマス、此點
ハ沟ニ御尤デアリマス、法ハ市ニ適用シ
其接續町村ヲ之ニ加ヘテ行ク立前ニナッテ
居リマスガ、現實ノ問題ト致シマシテハ、
確ニ其點ハ不明瞭ナ點ガ出テ來ル虞ハアル
ノデアリマス、隨ヒマシテ厚生省ト致シマ
シテモ、之ヲ施行致シマスニ付テハ、商工
會議所其他、是等商工團體等ノ意見ヲ十分
聽イタ上デ決定スルト云フ豫定デ居リマシ
テ、是ハ省令等デ規定スル考デ居リマス
○高畠龜太郎君 簡單デスカラ自席ヨリ發
言ヲ御許ヲ願ヒマス
○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
○高畠龜太郎君 只今ノ厚生大臣ノ御答辯
ニ對シテハ、尙ホ御尋致シタイコトガ多々
アルノデアリマスガ、他日ノ機會ニ譲ルコ
トニシテ一應此質問ヲ切りマス
○議長(小山松壽君) 伊藤東一郎君
(伊藤東一郎君登壇)
○伊藤東一郎君 私ハ只今議題トナッテ居
ハ、之ヲ中央社會事業協會研究所發行ノ社
會事業銘鑑ニ依ツテ見マスレバ、事業ノ種別
質疑ヲ試ミ、政府ノ所見ヲ伺ハントスル者
デゴザイマス
諸君、今日我國ニ於ケル社會事業團體
ハ、リマスル社會事業法案ニ付キマシテ一二ノ
ガ六六十三、施設ノ數ガ一萬一千ヲ超エテ居
ルノデアリマス、申上ゲル迄モナク社會事
業ノ目的ハ社會ノ低層ニ呻吟致シテ居リマ
スル所ノ薄幸者ノ保護救濟ニ當ルノミナラ
ズ、進シテ國民生活ノ安定向上ヲ圖リ、以
テ國力ノ培養ニ裨益セントスルノデアリマ
シテ、是ガ隆替ハ啻ニ個人ノ利害ニ直接ノ
關係アルバカリデナク、延イテハ國家ノ休
戚、社會ノ安定ニ重大ナル關係ノアルモノ
ト申サネバナリマセヌ、殊ニ近年非常時局
ノ進展ニ伴レマシテ、國策遂行上ニ於ケル

犠牲者ガ、斯業ノ大ナル對象トナツテ參リ
シタ實情ヲ見マスル時、私ハ一層其徹底ノ
シカ社會事業ガ國家國民ノ安危ニ至大ノ關係
ヲ有スル重大ナル事業デアリマスルガ故ニ
之ニ對シ國家が積極的ニ助長振興ノ策ヲ講
ジマスルト同時ニ、尙ホ之ヲ依然民間ノ任
意的ナ施設經營ニ放任シテ置クコトナク、
全國的ニ又ハ地方的ニ助成竝ニ體系秩序ノ
下ニ統制シ、必要ナ監督指導ヲ加フルコト
ハ當然ノ要務デアラネバナライト斷言ス
ル者デゴザイマス（拍手）然ルニ斯業從來ノ
實情ヲ見マスルト、施設ノ數ト種類トハ年々
増加ノ勢ヲ示シ、今日デハ前申上ゲマンタ
如キ多數ニ上ヅテ居リマス、而モ社會情勢ハ
頓ニ斯業ノ發展ヲ必要トスルノ切實ナルモ
ノガアリマスノ拘ラズ、是等大部分ノモ
ノハ任意的ニ設立セラレ、無統制ニ經營セ
ラレ、或ハ其分布上不合理ニ墮シテ居ルモ
ノガアリマスルガ爲ニ、斯業ノ完全ナル職
能ヲ發揮スルコトガ出來ナイデ、其任務ノ
遂行上缺クル點ガ少クナイノハ、洵ニ遺憾
トスル所デゴザイマス、斯様ナ見地カラ致
シマシテ、多年斯業ニ對スル助成ヲ盛ニ
シ、施設ヲ擴大シ、經營ヲ合理化シ、立法
的規律ヲ設ケテ之ヲ整備シ、其健全ナル發
達ヲ圖ルコトノ必要ヲ痛感シテ參リマシタ
私ハ、茲ニ本案ノ提出ヲ見マシテ、其内容
ノ是非ハ別ト致シマシテ、兎ニモ角ニモ國
家ノ爲ニ慶祝致ス者デゴザイマス

精神ガアリ、而シテ社會事業ノ大方針ガナル者ノナインハ申ス迄モナク、同胞ノ一人タリトモ其ノ處ヲ得ザル者ナク、病ンデ醫藥ヲ給セザツ人間トシテノ正常ナル生活ヲ營ミ、又發達ヲ遂ゲルコトヲ得セシムルヤウ心掛クベキモノデアリマシテ、單ナル國民體位ノ向上、民衆福祉ノ増進ヲ圖ルコトニノミ止マルベキモノデハナイト確信ヲ致シマス、此點ニ付キマシテ厚生大臣ノ御所見ヲ先ツ承リタイノデアリマス。

諸君、今本案ノ立法趣旨ヲ察シマスルノニ、之ニ依テ斯業ニ對スル指導監督權ガ行政官廳ニ確保サレマシテ、從來トモスレバ非常ニ理解少キ警察官ガ、專ラ取締の立場カラ斯業ノ施設經營ニ關與シ、爲ニ發達スベキ社會事業ヲ却テ萎縮セシメタ如キ弊害ヲ一掃スルコトヲ得マシタコトハ、先以テ立法者ノ意ノ存スル所ヲ窺ヒ知ルコトガ出来ルノデゴザイマス(併ナガラ)翻ツテ今其内容ヲ見マスルト、第一ハ、本案ハ社會事業法ト云フ包括的ナ名稱デアリナガラモ、其ノ適用ガ從來ノ社會事業ト稱セラレテ來マシタ多クノモノ、例へば救護法、母子保護法、公益質屋法、職業紹介所法、軍事扶助法等、別箇ノ法律アルモノハ、其法律ノ適用ヲ受ケ、本法ノ境外ニシテ居リマスル點デアリマス、茲ニ名實相伴ハザル憾ミガアルノデゴザイマス、更ニ又社會事業經營ニ重要ナル所ノ人的要素或ハ組織、乃至ハ設備等ニ關スル所ノ規定ガ、全ク免除シテ居リマスルコトニ思及ビマスレバ、益々本法案ノ内容ガ名稱ニ相伴ハナイコトヲ發見致スノデアリマス、即チ此程度ノモノデアリマシタナレバ、寧ロ社會事業助成法、若クヘ統制法ト稱スルコトガ、一入適切デハナカト考ヘラレルノデアリマス、政府ハ社會事業助成法或ハ統制法ト改稱スルノ意思

ハナイカ、サモナクバ更ニ内容ヲ整ヘテ、名實相伴フ社會事業法トスルノ御意思ハナ
ル所ハ、助成規定ト統制規定トニアルト思
フノデアリマス、遺憾ナガラ其何レニ於キ
マシテモ、甚ダ不徹底ノ憾ミナキヲ得ナイ
ノデアリマス、即チ助成ニ關シマシテハ、
現在ト致シマシテ、社會事業ノ用ニ供スル
土地建物ニ對スル所ノ免稅ノ特典ト、國費
補助ノ規定ガアルノデアリマス、所ガ免稅
ニ對シマシテハ、本案ガ從來ノ地方稅ノミ
ニ限ラレテ居リマスルコトハ、頗ル不徹底
此上モナキモノデアリマシテ、何故一步進
メテ政府ハ國稅ニ及ボサレナカツタカ、何ト
ナレバ現在教育關係ノ法規デハ、學校ハ無
論ノコト、幼稚園ニ至ルマデ國稅ノ免除ヲシ
テ居ルコトヲ見マシタナレバ、國民生活ノ消
長ニ至大ノ關係ヲ有スル社會事業ニ、同様
ノ特典ガ賦與サレナイ理由ハナイト思フノ
デアリマス、第五回社會事業調査會ニ於キ
議決サレマシタコトモ、蓋シ斯業ノ重
要性ヲ認メルカラデアルノデゴザイマス、
又實際相應ノ月謝ヲ取テ、有產階級ノ子供
ヲ預ル幼稚園ニハ地租ヲ免ジ、月謝ヲ取ラズ
シテ無產階級ノ幼兒ヲ預ル所ノ託兒所ニハ、
之ヲ賦課スルガ如キコトハ、矛盾モ甚シク、
斯クテハ國民思想ノ上ニ好マシカラヌ結果
ヲ招來スルモノト思フノデアリマス、政府ノ
御考慮ヲ拂ハレナカツノデアルカ、政府ノ
所見ヲ伺ヒタイノデゴザイマス
更ニ國費補助ノ點デゴザイマスルガ、豫
算ノ範圍内ニ於テ補助スルコトヲ得ルト云
フ、極メテ微溫のモノデアリマシテ、其
初年度豫算ハ僅ニ五十万圓ノ少額ヲ計上サ

第二ニハ、本案ノ重要眼目ト致シマス
ル所ハ、助成規定ト統制規定トニアルト思
フノデアリマス、遺憾ナガラ其何レニ於キ
マシテモ、甚ダ不徹底ノ憾ミナキヲ得ナイ
ノデアリマス、即チ助成ニ關シマシテハ、
現在ト致シマシテ、社會事業ノ用ニ供スル
土地建物ニ對スル所ノ免稅ノ特典ト、國費
補助ノ規定ガアルノデアリマス、所ガ免稅
ニ對シマシテハ、本案ガ從來ノ地方稅ノミ
ニ限ラレテ居リマスルコトハ、頗ル不徹底
此上モナキモノデアリマシテ、何故一步進
メテ政府ハ國稅ニ及ボサレナカツタカ、何ト
ナレバ現在教育關係ノ法規デハ、學校ハ無
論ノコト、幼稚園ニ至ルマデ國稅ノ免除ヲシ
テ居ルコトヲ見マシタナレバ、國民生活ノ消
長ニ至大ノ關係ヲ有スル社會事業ニ、同様
ノ特典ガ賦與サレナイ理由ハナイト思フノ
デアリマス、第五回社會事業調査會ニ於キ
議決サレマシタコトモ、蓋シ斯業ノ重
要性ヲ認メルカラデアルノデゴザイマス、
又實際相應ノ月謝ヲ取テ、有產階級ノ子供
ヲ預ル幼稚園ニハ地租ヲ免ジ、月謝ヲ取ラズ
シテ無產階級ノ幼兒ヲ預ル所ノ託兒所ニハ、
之ヲ賦課スルガ如キコトハ、矛盾モ甚シク、
斯クテハ國民思想ノ上ニ好マシカラヌ結果
ヲ招來スルモノト思フノデアリマス、政府ノ
御考慮ヲ拂ハレナカツノデアルカ、政府ノ
所見ヲ伺ヒタイノデゴザイマス
更ニ國費補助ノ點デゴザイマスルガ、豫
算ノ範圍内ニ於テ補助スルコトヲ得ルト云
フ、極メテ微溫のモノデアリマシテ、其
初年度豫算ハ僅ニ五十万圓ノ少額ヲ計上サ

レテ居ルノミ過ギマセヌ、而シテ此五十万圓
ハ、現在ノ二十万圓ニ三十万圓ヲ加ヘタト
云フニ止ルノデアリマシテ、之ヲ以テシマシテ
ル所ハ、助成規定ト統制規定トニアルト思
フノデアリマス、遺憾ナガラ其何レニ於キ
マシテモ、甚ダ不徹底ノ憾ミナキヲ得ナイ
ノデアリマス、即チ助成ニ關シマシテハ、
現在ト致シマシテ、社會事業ノ用ニ供スル
土地建物ニ對スル所ノ免稅ノ特典ト、國費
補助ノ規定ガアルノデアリマス、所ガ免稅
ニ對シマシテハ、本案ガ從來ノ地方稅ノミ
ニ限ラレテ居リマスルコトハ、頗ル不徹底
此上モナキモノデアリマシテ、何故一步進
メテ政府ハ國稅ニ及ボサレナカツタカ、何ト
ナレバ現在教育關係ノ法規デハ、學校ハ無
論ノコト、幼稚園ニ至ルマデ國稅ノ免除ヲシ
テ居ルコトヲ見マシタナレバ、國民生活ノ消
長ニ至大ノ關係ヲ有スル社會事業ニ、同様
ノ特典ガ賦與サレナイ理由ハナイト思フノ
デアリマス、第五回社會事業調査會ニ於キ
議決サレマシタコトモ、蓋シ斯業ノ重
要性ヲ認メルカラデアルノデゴザイマス、
又實際相應ノ月謝ヲ取テ、有產階級ノ子供
ヲ預ル幼稚園ニハ地租ヲ免ジ、月謝ヲ取ラズ
シテ無產階級ノ幼兒ヲ預ル所ノ託兒所ニハ、
之ヲ賦課スルガ如キコトハ、矛盾モ甚シク、
斯クテハ國民思想ノ上ニ好マシカラヌ結果
ヲ招來スルモノト思フノデアリマス、政府ノ
御考慮ヲ拂ハレナカツノデアルカ、政府ノ
所見ヲ伺ヒタイノデゴザイマス
更ニ國費補助ノ點デゴザイマスルガ、豫
算ノ範圍内ニ於テ補助スルコトヲ得ルト云
フ、極メテ微溫のモノデアリマシテ、其
初年度豫算ハ僅ニ五十万圓ノ少額ヲ計上サ

レテ居ルノミ過ギマセヌ、而シテ此五十万圓
ハ、現在ノ二十万圓ニ三十万圓ヲ加ヘタト
云フニ止ルノデアリマシテ、之ヲ以テシマシテ
設社會事業ヲ救濟シ、更ニ之ヲ統制助長
シテ、大イニ其發達フ圖ラント致スニ至
リマシテハ、私ハ餘リニ政府ノ心臓ノ強
サニ驚カザルヲ得ナインデゴザイマス（拍手）
亦不十分ノ點ガアルト思フノデアリマス、
今日四百万ノ要救療者、二百万ノ要救護者
助デアリマスルガ、若シ本法ニ依ル補助ガ
同様デアリト致シマシタナラバ、ソコニモ
超ニユル社會事業施設モ、決シテ多イト言ハ
レナイコトハ無論ノコト、其内容又何レモ不
十分デアル狀態デアリマシテ、今後モット／＼
其擴充ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、
私ハ此意味カラ、經常費ハ申ス迄モナク、
過半數ガ、斯業ノ恩惠ニ浴シ得ナインデ居ル
ト云フ現狀ヲ考ヘマシタナラバ、一万ヲ
超ニユル社會事業施設モ、決シテ多イト言ハ
レナイコトハ無論ノコト、其内容又何レモ不
十分デアル狀態デアリマシテ、今後モット／＼
其擴充ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、
考ヘマスルト、何ト言ツテモ届出制ノミデ
ハ不十分デアリマシテ、經營者ノ人物、施
設ノ位置、建物、設備等ヲ考慮ニ入レテ、
使命ト任務ヲ遺憾ナク完済シメントスル
ニアリマス、斯様ニ統制ノ重要ナル意義ヲ
考ヘマスルト、何ト言ツテモ届出制ノミデ
ハ不十分デアリマシテ、ソレドモニ課セラレタル
コトハ断ジテ期待出來マセヌ、本案ガソコ
迄進ンデ居ナイコトハ、或ル意味デハ往々
社会事業界ニ惹起致シマスル不祥事ニ對シ
マシテ、國ガ責任ヲ回避シテ居ルモノダト
迄進ンデ居ナイコトハ、或ル意味デハ往々
社会事業界ニ惹起致シマスル不祥事ニ對シ
マシテ、國ガ責任ヲ回避シテ居ルモノダト
府ノ所見如何

次ニ此地方社會事業委員會ニアリマス
府ハ國論ニ鑑ミラレマシテ、地方財政調整
交付金追加豫算ヲ御考慮ノ御意圖アルヤウ
確聞致シテ居リマスルガ、厚生大臣ハ是ト
同時ニ、國庫補助ノ追加増額ヲ圖ルノ御意
思ハナイカドウカ、大藏大臣竝ニ常ニ廣義
國防ヲ強調シテ居リマスル所ノ軍部兩大臣、
御不在デアリマスレバ、政務官ノ方デ結構
御不在デアリマスガ、是等ノ方ノ此點ニ對スル所
ノ御所見ヲ承リタイノデアリマス（拍手）
更ニ統制ノ方面ニ屬スル規定ト致シマシ
テハ、比較的詳細ニ瓦ツテ居リマスルガ、
尙ホ不審ニ思ハレル點ハ、第一ハ何故認可
制度ヲ採用シナカツタカ、第二ハ折角地方社
會事業委員會ノ制度ヲ採入レナガラ、是ガ
シテコソ社會事業委員會ヲ設ケ、地方ニ必

ルノ必要ノ叫バレテ居ル所以ヲ考ヘマスル
ノニ、不純ナ動機ニ依ル似テ非ナル社會事
業家ヲ驅逐スルト共ニ、假令善良ナル動機
ニ依ジテ行ハレル社會事業デアリマシテモ、各府縣共ニ
施設經營宜シキヲ得ズ、却テ經營者ノ意
思ニ反スル結果ヲ招ク虞ヲ防ギ、尚且ツ從來
設社會事業ヲ救濟シ、更ニ之ヲ統制助長
シテ、大イニ其發達フ圖ラント致スニ至
リマシテハ、私ハ餘リニ政府ノ心臓ノ強
サニ驚カザルヲ得ナインデゴザイマス（拍手）
亦不十分ノ點ガアルト思フノデアリマス、
今日四百万ノ要救療者、二百万ノ要救護者
助デアリマスルガ、若シ本法ニ依ル補助ガ
同様デアリト致シマシタナラバ、ソコニモ
超ニユル社會事業施設モ、決シテ多イト言ハ
レナイコトハ無論ノコト、其内容又何レモ不
十分デアル狀態デアリマシテ、今後モット／＼
其擴充ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、
私ハ此意味カラ、經常費ハ申ス迄モナク、
過半數ガ、斯業ノ恩惠ニ浴シ得ナインデ居ル
ト云フ現狀ヲ考ヘマシタナラバ、一万ヲ
超ニユル社會事業施設モ、決シテ多イト言ハ
レナイコトハ無論ノコト、其内容又何レモ不
十分デアル狀態デアリマシテ、今後モット／＼
其擴充ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、
考ヘマスルト、何ト言ツテモ届出制ノミデ
ハ不十分デアリマシテ、經營者ノ人物、施
設ノ位置、建物、設備等ヲ考慮ニ入レテ、
使命ト任務ヲ遺憾ナク完済シメントスル
ニアリマス、斯様ニ統制ノ重要ナル意義ヲ
考ヘマスルト、何ト言ツテモ届出制ノミデ
ハ不十分デアリマシテ、ソレドモニ課セラレタル
コトハ断ジテ期待出來マセヌ、本案ガソコ
迄進ンデ居ナイコトハ、或ル意味デハ往々
社会事業界ニ惹起致シマスル不祥事ニ對シ
マシテ、國ガ責任ヲ回避シテ居ルモノダト
迄進ンデ居ナイコトハ、或ル意味デハ往々
社会事業界ニ惹起致シマスル不祥事ニ對シ
マシテ、國ガ責任ヲ回避シテ居ルモノダト
府ノ所見如何

次ニ此地方社會事業委員會ニアリマス
府ハ國論ニ鑑ミラレマシテ、地方財政調整
交付金追加豫算ヲ御考慮ノ御意圖アルヤウ
確聞致シテ居リマスルガ、厚生大臣ハ是ト
同時ニ、國庫補助ノ追加増額ヲ圖ルノ御意
思ハナイカドウカ、大藏大臣竝ニ常ニ廣義
國防ヲ強調シテ居リマスル所ノ軍部兩大臣、
御不在デアリマスレバ、政務官ノ方デ結構
御不在デアリマスガ、是等ノ方ノ此點ニ對スル所
ノ御所見ヲ承リタイノデアリマス（拍手）
更ニ統制ノ方面ニ屬スル規定ト致シマシ
テハ、比較的詳細ニ瓦ツテ居リマスルガ、
尙ホ不審ニ思ハレル點ハ、第一ハ何故認可
制度ヲ採用シナカツタカ、第二ハ折角地方社
會事業委員會ノ制度ヲ採入レナガラ、是ガ
シテコソ社會事業委員會ヲ設ケ、地方ニ必

ルノ必要ノ叫バレテ居ル所以ヲ考ヘマスル
ノニ、不純ナ動機ニ依ル似テ非ナル社會事
業家ヲ驅逐スルト共ニ、假令善良ナル動機
ニ依ジテ行ハレル社會事業デアリマシテモ、各府縣共ニ
施設經營宜シキヲ得ズ、却テ經營者ノ意
思ニ反スル結果ヲ招ク虞ヲ防ギ、尚且ツ從來
設社會事業ヲ救濟シ、更ニ之ヲ統制助長
シテ、大イニ其發達フ圖ラント致スニ至
リマシテハ、私ハ餘リニ政府ノ心臓ノ強
サニ驚カザルヲ得ナインデゴザイマス（拍手）
亦不十分ノ點ガアルト思フノデアリマス、
今日四百万ノ要救療者、二百万ノ要救護者
助デアリマスルガ、若シ本法ニ依ル補助ガ
同様デアリト致シマシタナラバ、ソコニモ
超ニユル社會事業施設モ、決シテ多イト言ハ
レナイコトハ無論ノコト、其内容又何レモ不
十分デアル狀態デアリマシテ、今後モット／＼
其擴充ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、
私ハ此意味カラ、經常費ハ申ス迄モナク、
過半數ガ、斯業ノ恩惠ニ浴シ得ナインデ居ル
ト云フ現狀ヲ考ヘマシタナラバ、一万ヲ
超ニユル社會事業施設モ、決シテ多イト言ハ
レナイコトハ無論ノコト、其内容又何レモ不
十分デアル狀態デアリマシテ、今後モット／＼
其擴充ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、
考ヘマスルト、何ト言ツテモ届出制ノミデ
ハ不十分デアリマシテ、經營者ノ人物、施
設ノ位置、建物、設備等ヲ考慮ニ入レテ、
使命ト任務ヲ遺憾ナク完済シメントスル
ニアリマス、斯様ニ統制ノ重要ナル意義ヲ
考ヘマスルト、何ト言ツテモ届出制ノミデ
ハ不十分デアリマシテ、ソレドモニ課セラレタル
コトハ断ジテ期待出來マセヌ、本案ガソコ
迄進ンデ居ナイコトハ、或ル意味デハ往々
社会事業界ニ惹起致シマスル不祥事ニ對シ
マシテ、國ガ責任ヲ回避シテ居ルモノダト
迄進ンデ居ナイコトハ、或ル意味デハ往々
社会事業界ニ惹起致シマスル不祥事ニ對シ
マシテ、國ガ責任ヲ回避シテ居ルモノダト
府ノ所見如何

次ニ此地方社會事業委員會ニアリマス
府ハ國論ニ鑑ミラレマシテ、地方財政調整
交付金追加豫算ヲ御考慮ノ御意圖アルヤウ
確聞致シテ居リマスルガ、厚生大臣ハ是ト
同時ニ、國庫補助ノ追加増額ヲ圖ルノ御意
思ハナイカドウカ、大藏大臣竝ニ常ニ廣義
國防ヲ強調シテ居リマスル所ノ軍部兩大臣、
御不在デアリマスレバ、政務官ノ方デ結構
御不在デアリマスガ、是等ノ方ノ此點ニ對スル所
ノ御所見ヲ承リタイノデアリマス（拍手）
更ニ統制ノ方面ニ屬スル規定ト致シマシ
テハ、比較的詳細ニ瓦ツテ居リマスルガ、
尙ホ不審ニ思ハレル點ハ、第一ハ何故認可
制度ヲ採用シナカツタカ、第二ハ折角地方社
會事業委員會ノ制度ヲ採入レナガラ、是ガ
シテコソ社會事業委員會ヲ設ケ、地方ニ必

モナク、漸クニシテ生キテ居ルニ過ギナイ
カサレテ居リマスルコトハ、洵ニ憂慮ニ堪
ヘナイモノガゴザイマス、而シテ是ガ癪テ
ハ多數犯罪ノ原因ヲ成シ、又有ユル病ノ源
トナリ、且ツ其治療ヲ困難ナラシメ、彼ノ
婦人子供ノ賣買等、私共ノ周圍ニ存在スル
コトモ、斯ウシタ結果カラデハナイカト考
ヘサセラレルノデアリマス、諸君、從來都
マシテ、最近資本家ト勞働者、地主ト小作
人トノ抗爭ガ、愈々深刻ニナッテ參リマシタ
有ユル社會惡ヲ醸成シツ、アル所以デアリ
マシテ、會病ト稱サレテ居リマシタ所ノ肺結核ガ、然
近時頓ニ農村ニ殖エテ參ツクノデアリマ
ス、其死亡原因ノ統計ガ其事實ヲ示シテ居
リマスガ、今日何レノ町村ニ參リマシテ
モ、結核患者ハ工場通ヒノ若イ男女カ、然
ラザレバ是等ノ若イ病人カラ傳染サセラレ
タト見ルベキモノガ多イノデアリマス（拍手）
手）此事實ヲ通ジテ工場ノ狀況ヲ親シク見
聞シ、或ハ都會ニ於ケル勤勞男女青少年ノ
職場、若クハ勞働状況ヲ調べマスルト、到
底此儘ニ放置シ置クベキデナイト云フコト
ヲ痛切ニ感ズルノデゴザイマス（拍手）諸
君、更ニ我國ノ憂患フベキ三大疾患ノ一ツデ
アリマスル所ノ癪患者ニ付キマシテハ、曩
ニ有難キ恩召ニ依リマシテ其事業緒ニ就キ、
政府ニ於キマシテモ來年度八万四千圓ノ豫
算ヲ計上サレテ居リマスルガ、患者ハマダ
全國ニウヨン／＼トシテ居ルノデアリマス、
結核患者ハ百二十万人ト稱シテ居リマスル
ガ、事實ハモットソレ以上多數ニ上テ居リ
マス、今其死亡率ヲ一割ト致シマシタナラ
バ、少クモ毎年十二万人以上ノ生靈ヲ奪
レテ居リマスルガ、ソレデモ之ニ對スル
ベッドハ、全國ノ官公私立ヲ合セマシテ、
尙ホ其幾割カヲ牧容シ得ルニ過ギナインデ
アリマス、若シ夫レ精神病ニ付キマシテ
ハ、病人取扱不備ヲ極メテ、先年廣島市

ノ救護所ニ收容保護サレテ居ル患者二十四名ガ燒死ンダ慘事ニ考ヘマシテモ、一日モ早ク何トカセネバナラナイ所ノ必要ガゴザイマス、更ニソレ等ノ家族ノ經濟的、精神的苦痛ヲ考ヘマシタ時ニ、洵ニ同情ニ堪ヘナイデゴザイマス、尙更ニ花柳病ノ届出ヤ強制治療ヲ歐米諸國デハ早クカラ行ハレマシテ、之ニ依ツテ疾病率ハ低下シテ居リマスルガ、我國デハ獨リ賣笑婦ニノミ検徽徵ヲ行フト云フ、非人道的且ツ姑息ナル氣安メの方法ヲ以テ満足シテ居リマシテ、更ニ一般的豫防ヤ治療ヲ顧ミズ、其蔓延ヲ傍観シテ居ル實情デアルノデゴザイマス（拍手）是ガ轚テ低能兒ヤ狂人ヤ犯罪人增加ノ一ツノ原因トナツテ、社會ノ負擔ヲ加重致シテ居ルノデアリマス（拍手）此遺傳徽毒ナドモ、花柳病ガ放置サレテ居リマス限り、益々暴威ヲ振フコトデアラウト存ズルノデアリマス

云フコトニ相成ルノデゴザイマス(拍手)
諸君、斯様ニ論ジテ參リマスルト、現ニ
貧困病苦ニ惱ミナガラモ、聖代ノ恩惠カラ
洩レテ居ル不幸ナ同胞、可憐ナ陛下ノ赤
子ハ幾百万ヲ算ヘテ居ルノデアリマス、是
等無辜ノ民ニ對シマシテ、保護救濟ノ手ヲ
伸ベルコトガ一層喫緊ノ要務デアリマシ
テ、治療法、労働青少年保護法、精神病者
保護法、優生法等、今後速ニ整備ヲ要スル
モノガ少クアリマセヌ、政府ハ本案ノ狙テ
居ル所以以上ニ、斯様ナ切實ナル對策ヲ如何
ニ考ヘテ居ラル、カラ同ヒタイノデゴザイ
マス

以上赤心ヲ披瀝シマシテ、政府ノ御所見
ヲ伺ハント致シマスルノモ、結局へ明日ノ
社會事業ニ期待致シマスルコト大キケレバ
大キイ程、本案ノ内容ニ遺憾ノ點ガ多々ア
ルカラデアルノデアリマス、何卒政府ノ率
直デ而モ御親切ナル御答辯ヲ御願ヲ致ス次
第デアリマス(拍手)

(國務大臣候爵木戸幸一君登壇)

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 伊藤サンニ
御答ヲ申上ゲマス、第一ノ御尋ノ點ハ、厚
生省ガ設立致サレマシタ其使命如何ト云フ
御尋デゴザイマス、此點ハ伊藤サンガ御述
ニナリマシタ通リデアリマス、更ニ私カラ
之ニ付テ特別ニ申上ゲルコトハナイト存ジ
マス、ソレカラ社會事業法案ニ付キマシ
テ、本法案ノ内容ヲ見ルト、色々外ノ法規
デ決ダテ居リマスモノノ適用ヲ除外シテ居
リマスルシ、其規定等ガ不十分デアルカ
ラ、社會事業法ト云フ名ニ相應シクナイト
云フヤウナ御尋デゴザイマシタ、本法案ハ
現下ノ實情ニ鑑ミマシテ、從來特別ノ立法
ニ依ツテ規律セラレテ居リマスル各種社會
事業ハ之ヲ除キマシテ、ソレ等ノ規定セラ
レテ居リマセス各種ノ社會事業一般ニ通ズ
ニ出タモノニアリマス、隨テ規定ノ内容ニ
於キマシテモ、各種社會事業ヲ總括シテ共

通的ノ規定ヲ設ケテ居リマスルシ、又本法ハ一般社會事業ニ對スル指導、監督、助成事業法トスルヲ適當ト考へマシテ、此名稱ヲ冠シタ次第アリマス
ソレカラ第二ノ御質問ハ、社會事業ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテ、何故國稅ヲ免除シナカツカト云フコトデゴザイマス、此點ハ御質問ノ御趣旨ハ洵ニ御尤デアリマスルガ、政府ト致シマシテハ救護法、少年教護法等ノ社會事業立法ノ例ニ倣ヒマシテ、地方稅ノ免除ヲ規定シタ次第アリマス
第三ノ點ハ「豫算ノ範圍内ニ於テ補助スルコトヲ得」ト規定シテ居ラテ、而シテ豫算ハ五十万圓デアル、是ハ非常ナル少額アルカラ、豫算ヲ更ニ増額シテ、又所要經費ノ二分ノ一程度ノ補助ヲ爲ス考ハナイカト云フ御尋デアクト存ジマス、御述ナリマシタ通り、來年度豫算ニ計上シテ居リマス補助金額ハ五十万圓デアリマシテ、從來ノ獎勵金額ニ比シマスレバ、相當ノ増額ヲシテ居ルノデアリマス、併ガラ必シモ是テ十分ナリトハ言ヒ難イノデアリマスルガ、今日ノ財政状態其他ヲ考慮致シマシテ、此程度ニ政府ハ決メタノデアリマス、今後ハ必要ニ應ジマシテ、財政ノ都合等モ考慮シテ、十分ニ増額ヲスルコトニ致シタイト考ヘテ居リマス
而シテ其後テ御尋ニナリマシタ地方交付金等ニ關聯シテノ御尋ノ國庫補助ノ増額ハ、只今ノ所ハ考慮致シテ居ラナイノデアリマス
第四ノ御尋ノ何故認可制度ヲ採ラナカツカト云フコトデアリマス、或ハ其制度ヲ採リマスコトモ、事業ノ種類ニ依テハ有效ナル方策ガアルト存ズルノデアリマス、併ナガラ一面斯ウ云フ認可ト云フヤウナ制度ヲ採リマスト、往々ニシテ社會事業ノ自由ハ、活潑ナ活動ガ萎縮スル場合モアリマス

シ、元來社會事業ハ有力ナル熱心家ノ獨創的ノ考ヲ本ニ致シマシテ發達シテ參ルベキモノデアリマスノデ、其點モ考ヘマシテ、之ヲ認可制度ト致シマセヌデ、届出ノ制度トシタ次第デアリマス
ソレカラ其次ノ御尋ハ、地方社會事業委員會ヲ各府縣ニ一律ニ設ケル考ハナイカト云フ御尋デアリマス、地方社會事業ノ助長發達ニ付キマシテ、民間ノ協力ヲ求ヌマスルコトハ勿論非常ニ必要デアリマス、御趣旨ハ洵ニ御同感デアリマスルガ、現狀ノ下ニ於キマシテ各府縣ニ一律ニ之ヲ設置致シマスコトハ、今日政府トシテハ考ヘテ居リマセヌノデ、本法ノ規定ノ運用ニ依リマシテ、必要ニ應ジテ成ベク府縣ニ本委員會ノ設置ヲ見ルヤウニ勸獎シテ行キタイト考ヘテ居リマス
ソレカラ次ニ社會事業從事者ニ一定ノ資格要件ヲ定メマシテ、又其養成機關ヲ確立シテ専門家ヲ養成スル考ハナイカト云フ御尋デアツタト存ジマスガ、此點ハ洵ニ結構ナコトデアリマシテ、社會事業從事者ノ素質教養ノ如何ガ、此事業ノ發達ニ關係スルコトガ多大デアリマスルコトハ、申ス迄モナイノデアリマシテ、一定ノ資格要件ヲ決メマスルコトハ一ツノ方法ト存ジマスルガ、是ガ爲ニ之ヲ法定致シマスコトハ、尙ホ研究ノ餘地ガアルト考ヘテ居リマス、又専門家ノ養成ニ付キマシテハ、從來ヨリ直接又ハ間接ニ努力シテ來タノデアリマスルガ、是ガ爲ニ特別ノ養成機關ヲ設置スルヤ否ヤニ付テハ、將來十分考究シタイト考ヘテ居リマス
ソレカラ我國ノ國民ノ中ニ於テ疾病ニ罹テモ、醫療ニ惠マレナイ多數ノ人々ガ居ラレル、又勞働青少年ノ工場職場ニ於ケル狀態等ヲ見テモ、洵ニ憂慮スベキ狀態ニアルノデ、今後トモ或ハ又肺結核デアルトカ、精神病者デアルトカ、花柳病デアルト云フヤウナモノノ蔓延ノ狀況カラ見ケモ、洵ニ寒心スベキ狀態デアルト云フ御尋デアリマ

シタガ、是ハ當局ト致シテモ拘ニ憂慮致シテ、深甚ナル考慮ヲ拂シ居ル次第アリマシテ、結核ニ付キマシテ申上ゲマスレバ、昭和十二年度ヨリ結核病床三万床ノ増設計畫ノ下ニ結核患者ノ早期發見ト其療養指導等ハ、尙ホ結核患者ノ早期發見ト其療養指導等ハ、結核豫防上必要ト認メラレマスノデ、從來ノ健康相談所ニ加フルニ、昨年制定致シマシタ保健所法ニ基キマシテ、保健所ノ施設ヲ利用シテ、一層此方面ニ努力シテ行キタイト考ヘテ居リマス、尙ホ精神病、花柳病等ノ點ニ付キマシテモ、十分既存ノ法規等ノ運用ニ依リマシテ、遺漏ナキヲ期シタイト考ヘテ居リマスルシ、又他面厚生省が出来マシタニ鑑ミマシテモ、此社會事業立法ノ擴充、新立法ノ制定等ニ付キマシテハ、今後トモ十分研究致シ、此實現ニ當ツテ行キタイト考ヘテ居リマス

ニ至リマスルナラバ、將來是等ニ對スル補助モ、尙ホ一段ト考慮セナケレバナラナイト思ツテ居リマス

○伊藤東一郎君 簡単デアリマスカラ、此席カラ御許ヲ願ヒタクト思ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス大藏政務官閣下ノ御答辯ハ稍、疑義ノ點ガアルノデアリマスガ、尙ホ質問者モ多數アルヤウデアリマスルカラ、他日ノ機會ニ譲リマシテ、私ノ質問ハ是デ打切リマス

○議長(小山松壽君) 松本治一郎君
(松本治一郎君登壇)

○松本治一郎君 只今議題ニナツテ居リマスル社會事業法案ノ提案理由ノ説明ニ對シテ、只今ヨリ質疑ヲ試ミントスル者デアリマス、テ五十万圓ヲ豫算ニ計上シタル其算定根據、其次ハ社會事業促進ニ關スル政府當局ノ根本方針、又社會事業ノ對象トナルベキ一切ノ諸條件防止ニ關スル根本對策等ニ關シテ質問ヲ致サントスル者デアリマス

(議長退席、副議長著席)

世ノ中ニ貧ヨリ辛イモノハナイト云フコトデアリマス、四百四病ノ其病苦ヨリモマダ辛イト云フ貧乏、其他種々ナル事情ノ爲ニ苦シニ居ル人々ニ、同胞相愛スル露ハシイ温カイ心ノ手ヲ差伸ベテ御世話申上げルノガ社會事業ダト私ハ思ツテ居ル、元來我國ノ社會事業ナルモノハ自然發生的ニ成長シテ來タモノト私ハ思ヒマス、其社會事業ニ對シマシテ、政府ハ指導監督竝ニ保護助成ヲ加ヘントスル爲ニ本案ヲ提出シタト云フヤウナ御説明デアッタ、然ルニ本法案ノ内容ヲ靜ニ検討致シテ見マスルト、其特徴ハ社會事業ヲ保護助成スルト云フヨリモ、寧ロ監督ヲ嚴重化スルト云フ點ニアルノデアリマス、保護助成ノ方ハ民間社會事業デ用ヒル土地建物ニ對スル免稅ト、補助金ヲ二十万圓カラ五十万圓ニ殖スト云フダケニ過ぎナイ、是ガ本法案ノ骨子デアル、所ガ元來

我國ノ社會事業ノ發達ト現状ハドウカト云
フニ、其大部分ガ民間事業デ行ハレテ居ル
ト云フ状態デアル、事業ノ施設數デ言ヒマ
スルト、全國ニ六千四百餘中私設ハ公設ノ
約二倍デアル、經費カラ言ヒマスト、最近
ノ數年間ハ五千万圓中公設ハ三分ノ一カ乃
至五分ノ一ニ過ギナイ、此事實ハ廣ク社會
ノドン底ニ呻吟スル多クノ薄幸者ヲ對象ト
シテ行ハレル所ノ所謂社會事業ト云フ、實
ニ國家ノ休戚、社會ノ安危ニ關スル重大ナ
事業ガ、大部分民間事業家ノ手デ行ハレテ
居ツテ、國家ハ寧ロ之ヲ怠リガチデアッタト
云フコトヲ裏書スルモノデアル、此事自體
私ハ國家トシテハ、社會事業ニ付テ餘り大
キナロハ聞ケナイコトデハナイカト思フノ
デアリマス(拍手)

人組織トシテ、其基金ヨリ生ズル利子ノ範圍内ニ於テ、之ヲ行フ種類ノモノガ相當ニ多イノデアリマス、又其基金モ相當額ニ達シテ居ルノデアリマス、私ノ調査致シマシタモノニ付テ見マシテモ、規模ノ大ナルモノ十八團體ヲ合算致シマスルト、其基本金ガ七千百九十三万四千圓、其他モノヲ合散サレザル限り、永久ニ其出資者ノ子々孫々、又ハ近キ縁故者ガ、其理事者トナッテ主宰スル仕組ノモノガ多ク、サウシテ多額ノ報酬ヲ受ケルノデアリマス、又將來其財團ガ解散致シマスル場合、其基本金ハ出資者ニ還元サレル規定ヲ設ケラレチ居ルノデアリマス、斯様ナモノヲ仔細ニ検討致シマスレバ、住々社會事業ノ名ニ隠レマシテ、自家財產ノ合法的脫稅、合法的私財安全保管法トシテ、此企ヲ爲シテ居ルインチキ篤志家モアルノデアリマス、賣名ト合法的脫稅合法的私財安全保管、實ニ一石三鳥ノ狡イ手段ヲ講ジテ居ル者モアリマス、斯ウ云フ偽善的、欺瞞的社會事業ノ取締ヲ嚴重ニスルコトハ勿論必要デアリマス、社會事業ノ内容其モノノ分明ナラシムルノデナケレバ、能率ハ舉ラナイ、此點ニ於テ今回ノ監督ヤ取締ノ嚴重化ハ、私ハ寧ロ結構ト言ッテ宜シトイ思フ、併シ年五千万圓ノ經費ヲ注込ンデ居ル社會事業其モノノ規模ハ、決シテ是デ十分デアルトハ思ハナイ、一例ヲ舉ゲマスレバ、今日病疾ノ爲ニ施療ヲ必要トスル救療患者ノ數ハ、全國デ約四百万人、其中救護法ノ適用ヲ受ケテ施療サレテ居ル者ガ、僅ニ百分ノ一ノ四万人ニ過ギナ、濟生會其他ノ社會事業ニ依シテ施療ヲ受ケテ居ル者ト雖モ、尙且ツ百九十万人ヲ出デナ、二百万人以上ト云フ者ハ施療ヲ悲慘ナ實情デアリマス、此一ツノ事實ニ照シマシテモ、我國ノ社會事業ノ規模ハマダグノ幼稚デアル、諸外國ノソレニ比べテモ實

ニ貧弱デアル、況ヤ其他ノ社會政策トシ
テ國家ガ行フ所極メテ貧弱ナル我國ニ於
テ、唯既存ノ社會事業、民間委セデ成長シ
テ來タ社會事業其儘ノ規模デ之ヲ統制スル
ダケデハ、國家ノ顔ハ立タナイ、ソコデ本
案ノ精神デハ、何等國家ガ積極的ニ社會事
業ヲ進メヨウト云フ意氣込ミ、熱意ヲ示ス
モノトハ言ヘナイノデアル、唯他人ノ権デ
相撲ヲ取ラウト云フ根性ヲ示スダケデ
アル、稅金ハ一年足ラズノ間ニ三度モ
上ゲル、物價ハ段々高クナル、國民ノ生活
ハ著シク苦シクナッテ行ク、國民ガ其苦
痛ヲ想ヘナインハ、心カラ學國一致ノ實
ヲ示サウト云フ隱忍持久ノ真心カラデア
ル（拍手）戰地ニ於テ文字通リ血ヲ以テ
戰ツテ居ル同胞ヲ思フ真心カラデアル、併
シ此國民ノ感情ニ對シ、國家ガ之ヲ十二分
ニ尊重シ、國家自身ガ國民ノ苦ミヲ十分ニ
酌取ルノデナカツタナラバ、到底心カラノ舉
國一致ノ實ヲ擧ゲルコトハ出來ナイノデア
ル（拍手）之ヲ唯單ニ上カラ色々ノ形デ威シ
付ケルダケデハ、消極的ニ文句ヲ言ハヌト
云フタケデ、到底旨ク行ク筈ハナイ、是コ
ソ西洋流儀ノ獨裁デアリ、暴君「ネロ」ノ政治
デアツテ、君民一體ノ美シイ日本流儀デハ斷
ジテナイト思フノデアリマス（拍手）

ヲ要望スルノデアリマス(拍手)
是カラガ私ノ答辯ヲ求ムルモノデアリマス、現下ノ社會情勢ニ鑑ミ、此際社會事業補助費ハ最小限度五千万圓程度ニ増額スル必要ヲ感ゼザルヤ、全國民ノ生活ヲ保障スル國家社會事業トシテノ、自己ノ故意ニ依ラズシテ生活ニ窮シタル者、若クハ窮シタル場合ノ總てニ及ブ全國民生生活保障法トシテ、被保護者ヲ對象トスル保護法案ヲ制定スル意向ナキヤ、是ガ私ノ御尋スル點デアリマス(拍手)

シテハ、直チニ是ダケノ増額ヲ致スト云フ
決意ハ持テ居リマセヌ、又只今松本サンノ
如何ナル對策ヲ持ツカト云フ御話デゴザイ
マシタガ、其點ハ社會立法、又各種ノ年金
制度ト云フヤウナコトニ付キマシテ、從來
モ色々御尋ガアリマシタ、是等ハ厚生省ト
致シマシテ、將來十分研究致シテ實施致シ
テ行キタイト考ヘテ居ル次第デアリマス
（拍手）
○松本治一郎君 簡單デアリマスカラ、自
席カラ發言ノ御許ヲ願ヒマス
○副議長（金光庸夫君） 許可致シマス
○松本治一郎君 社會事業ノ對象トナル社
會生活ノ體驗者デアル私ノ質問ニ對シテ、體驗者デ
ナイ侯爵木戸大臣ヨリ満足ナル答辯
ヲ聞カウトハ思ハナカッタ、併シ話セバ能ク
物ノ分リサウナ人デアリマスカラ、後日或
ル機會ニ又聞クコトニ致シマシテ、本日ノ
私ノ質問ハ之ヲ以テ終リマス（拍手）
○副議長（金光庸夫君） 中村高一君
〔中村高一君登壇〕
○中村高一君 商店法ガ提案ヲセラレマシ
タノデ、多年吾々ハ商店從業員ノ保護ヲ叫
ビ、又主張ヲ致シテ參リマシタ立場カラ、
此際政府ニ向ヒマシテ、私達ノ希望ト意見
ヲ申上ゲマシテ、本法ノ實施ノ上ニ、更ニ
將來ノ改正ノ上ニ於キマシテ、吾々ノ聲ヲ
聞クコトハ政府ノ當然ノ務デアルト考ヘル
ノデゴザイマス、併シ詳シイコトニ付キマ
シテハ、前ニ高畠サンカラモ質問ガアリマ
シタノデ、私ハ二三ノ點ニ付キマシテ御臺
ヲ致シタインデアリマス
今回政府ノ提案ヲ致シテ居リマスル商店
法ノ内容ハ、先程指摘セラレマシタ通りニ
極メテ不満足ナモノデアリマス、言換ヘマ
スルナラバ、今回ノ商店法ノ内容ハ、唯時
間ノ制限ヲ致シテ居ルダケデアリマシテ、
ソレ以上商店從業員ヲ如何ニ保護シテ行カ

ナケレバナラナイカト云フヤウナコトニテハ、全ク規定ニナイ(拍手)唯單ニ時間ヲ午後ノ十時限リニスルト云フコトガ本法案ノ趣旨ナノデアリマシテ、是デハ商店從業員ノ保護ニモ何ニモナラナイノハ明カデアリマス、而モ午後十時マデヲ營業時間ニスルト云フノデアリマスルケレドモ、地方ノ都會ニ參リマスルナラバ、午後ノ十時マデ商買ヲヤツテ居ラヌ、或ハ八時、或ハ九時ニナレバ地方デハ商賣ヲオ終ヒニシテ居ル、東京ヤ大阪ノヤウナ六大都市デアリマスレバ、或ハ十時、十一時マデヤツテ居ルカモ知レマセヌケレドモ、此法案ハ全國的ニ實施ヲスルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスルノニ、ヤツテモ居ナイ所ヘ向ッテ、午後ノ十時限リトスルト云フヤウナ法律ヲ今時出スト云フコトハ、甚ダ吾々ハ時代ニ後レテ居ル法案デアルト思フ(拍手)而モ厚生省ハ新シク店開キヲシタ新店デアリマシテ、其新店カラコソナ古イ、殆ド言ヒ古サレテ居ル所ノ役ニ立タナイモノガ、新店カラ賣出サレルト云フヤウナコトハ、甚ダ吾々不满デゴザイマス(拍手)時間ノ點ナドニ付キマシテモ、是ハ全ク多クノ商店ニ取リマシテハ問題ダト思ヒマス、午後ノ十時ニ一律ニスルト云フコトニ付テハ、無論多クノ小商店ナドカラハ反対ノ意見ナドモ出テ居ルコトヲ、私ハ承知シテ居ルノデアリマスルガ、今日行詰ツテ居リマスル所ノ商人ヲ救フ爲ニハ、私ハ商店ノ經營方法ヲ變ヘルト云フコトモ一ツノ方法デアリマセウガ、其一ツハ優秀ナル店員ヲ求メルト云フコトガ、行詰ツテ居ル所ノ商人ヲ救フ一ツノ途デアルト私達へ考へル(拍手)ケレドモ今日ノヤウナ儘ニシテ置イタノデハ優秀ナル所ノ店員ハ皆逃げテシマヒマス、或ハ小學校ヲ出テ参リマンシタ少年デモ、商店ノ丁稚ニナルトカ、小僧ニナルノハ、俺ハ厭ダト云フヤウナ儘トヲ近來言出シテ参リマシテ、段々ト俺ハ商店ノ從業員ニナルト云フ希望者ガ次第ニ減少シテ居リマスル現狀ヲ、ドウカ一ツ政

ト思フノデアリマスルガ、ドウモ商店ニ對スル從業員ノ志願者ガ段々少クナツテ、優良ナル店員ガナクナルト云フ有様デアリマス、シタ所ガ、統計ノ上ニ於キマンテモ、ハッキリ現レテ居ルノデアリマシテ、昨年尋常小學校ヲ卒業致シマシタ少年デ、東京府ノ職業紹介所ニ就職致シテ參リマシタ少年ノ志望ヲ聞イテ見マスルト、是ハ昨年ノ統計デアリマスルガ、東京府ノ職業紹介所ニ小學校ヲ出マシタ少年デ就職ヲ申込ンデ來タ者ガ五千六百九十五人ゴザイマス、其中ニ志望ナドモゴザイマスルケレドモ、本年小學校ヲ卒業致シマス者デ申込ンデ居リマスル者ガ七十名アリマス、所ガ商店デ宜シ更ニ本年ニナリマスルト、無論はハ事變ノ影響ナドモゴザイマスルケレドモ、本年小學校ヲ卒業致シマス者デ申込ンデ居リマスル者ガ七十名アリマス、所ガ商店デ宜シ人シカナインデアリマシテ、之ヲ見マシテモ商店ノ從業員ヲ志望スル者ガ少クナツテニナリマシタ、優秀ナル少年ハ先づ軍需工場居リマシテ、優秀ナル少年ハ先づ軍需工場ニ奪ハレ、次ニハ給仕サンニナリタガリ、最後ニ残ツタ者ガ商店ノ從業員ト云フコトモカラ、若シ今日商店ノ中ニ商店ノ繁榮策ヲ講ズル秀ナル店員ヲ求メルコトガ出來ナイト云フコトハ、之ニ依リマシテモ明ニ言ヘルト私ハ考ヘルノデアリマス、ソレデアリマスルアルナラバ、私ハ寧ロ此際商店ニ優秀ナル店員ヲ求メマシテ、商店ノ繁榮策ヲ講ズルト云フコトガ、今後ニ於ケル所ノ重大ナル要件ダト考ヘルノデアリマス、隨て商店從業員ニ對シマシテモ、工場労働者ト同ジク、國家ハ當然ノ保護ヲ致シテ行カナケレバナラナイト云フノガ速達ノ主張デアリマス（拍手）ソレデアリマスカラ、本法ノ中心問題ニナツテ居リマシテ、殆ド此法律ノ主ナル點ハ、商店ノ終業時間ヲ午後十時ニス

特別ニ之ヲ例外トシテ置クト云フコトノ方
ガ、今日ノ日本全國ニ之ヲ實施スルト云フ
ナラバ、私ハ其方ガ適當デアラウト考ヘル
ノデアリマスガ(拍手)政府デハ此點ニ付キ
マシテハ如何ナル御考ヲ持テ居ラレマス
カ、御答ヲ願ヒタイノデアリマス

次ニ、是モ政府ハ何カ他ニ意圖ガアルノ
デアリマスナラバ、説明ヲシテ戴キタイト思
フノデアリマスガ、使用人五十人以上ヲ使
テ居リマス所ノ大商店ニ向ッテハ、其處デ
働イテ居リマス所ノ婦人ト、十六歳未満ノ
少年ニ對シマシテ、特ニ十一時間以上ハ働く
カセナイト云フ特別ノ保護ノ規定ト、更ニ
休日八月ニ二回置クトカ、或ハ休憩時間ヲ
置クトカ云フコトヲ、大商店ニ對シテハ規定
致シテ居ルノデアリマスケレドモ、使用人
五十人以下ノ小商店ニハ、此保護ノ規定ヲ
全然置カナイノデアリマシテ、私ハ是デハ
商店從業員ヲ時間ニ依ツテ保護スルト云フ目
的ハ、斷ジテ達セラレナイト思フ、何故カ
ト申シマスナラバ、商店ノ數ヲ見マスト、
使用人五十人以上ノ大商店ト云フモノハ、
日本ノ國ニ於テハ全國商店ノ中デ一割五分
デアリマス、アトノ八割五分ハ使用人五十
人以下ノ小商店ナノデアリマス、大商店ニ
勤メテ居ル人ニ對シテハ、特別ノ保護ヲス
ル規定ヲ置キナガラ、此最大多數ヲ擁スル
小商店ニ對シマシテ、特別ノ保護ノ規定ヲ
除イタト云フコトニ付テハ、私ハ甚ダ不可
解ニ考ヘルモノデアリマス(拍手)若シ政府
ノ御考ガ、ソレハイカヌ、小商店ニ向ッテ餘
リ嚴重ナ規定ヲ置イタノデハ、小商店ガ行
詰ルカラト云フ御考ト多分思フノデアリマ
スケレドモ、是ハ別問題デアリマス、小商
店ガ行詰ルカラ、其從業員ハドウデモ宜イ
ト云フヤウナ理窟ハ、何處カラモ出テ來ナ
イト思フ、小商店ガ駄目グト云フナラバ、

小商店ヲ別ニ救濟スル案ヲ、商工省ナドニ於テ御立デニナルノガ當然ダト思フ、ソレヲヤラナイデ置イテ、小商店ガ苦シイカラ、其處ニ勤メテ居ル從業員ハ犠牲ニナレト云フ理窟ハ、何處カラモ出テ來ナイノデアリマシテ、明哲ナル厚生大臣ヨリ、何故小商店ヲ別ニシナケレバナラナイカト云フコトニ付テ、是非御答ヲ願へナケレバナリマセヌ
更ニ私ハ此從業員ヲ保護スル爲ニ、年齢ニ付テ御尋ヲ致シタイ、小商店ニ勤メテ居リマシテモ、或ハ大商店デモサウデアリマスガ、最低ノ年齢ト云フモノニ對シテ、少シモ規定ガナインデアリマスガ、是モ私ハ商店從業員ヲ保護スルト云フ上カラ行キマシタナラバ、是ハ缺點ダト思ヒマス、御承知ノ通リミ、工場労働者ニ對シテハ十四歳以下ノ子供ハ使ツテハナラナイト云フ規定ガチヤントアル、ソレナラバ何故商業ノ方ニ於テ小サナ子供ヲ使ツテ宜イト云フコトガ言ヘルノカ、丁稚ヤ小僧サンノ中テ、全ク此年齢ニサヘ達シナイ者ヲ十一時マデモ、十二時マデモ店店居眠ヲサセテ置イテ、ソレデ取締ラナイト云フコトハ甚ダ不都合ダト思フ、工場労働者ニ對シテ最低年齢法ガアルナラバ、商業労働者ニ對シテモ當然最低年齢法ヲ置クコトコソ、私ハ幼年商業從業員ヲ保護スル上ニ於テ最大ノ要件デアルト考ヘルノデアリマス、是ハ學者ノ意見デアリマスケレドモ、少年少女トモ十六歳ニナラナカツタナラバ、安ンジテ外的勞働ノ爲ニ「エネルギー」ヲ使用サセルコトハ出來ナイト述べテ居リマス、更ニ人間ノ發育狀態ニ付キマシテモ、最モ發育盛リナホハ十一歳カラ十四歳マデマアツテ、此期間ニ人間ラジケシメルト云フト、生涯取返シノ付力ナイト云フ問題ガ起ルト學者ハ述べテ居リマスガ、國家總動員法案モ出テ參リマシテ、人的資源ノ徵用マデモ行ハレヤウト云フ今日デアリマスカラ、私ハ人的資源ヲ潤渴セシメナイト云フ意味カラモ、此少年ニ對シマシテ國家ハ保護ヲ加ヘルノガ當然ナリト

思料致スノデアリマス(拍手)ソレデモ小サ
ナ子供ヲ使ツテ宜イト云フ御意見ナリヤ否ヤ
ト云フコトヲ承リタインデアリマス
其次ハ保健衛生ノ點デアリマスガ、成程
規定ハアル、今度ノ商店法案ヲ見ルト「使
用人ノ危害ノ妨止又ハ衛生ニ關シ必要ナル
事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得」ト云ッテ、
タツタ「行申譯的ニ書イテアル、是デ一體危
害ノ妨止、衛生ノ施設ガ出來ルカドウカ、
私ハ大キナ疑ヲ持ツ、若シコソナ條文ニ依ツ
テ店主ニ命令ヲシテ從業員ノ居ル所ヘハ痰
壺ヲ置ケトカ、或ハ消防器ヲ置ケトカ云フ
ヤウナ命令ヲ出サレテモ、從業員ノ保護ト
云フモノハ斷ジテ出來ナイ、政府ヘモット積
極的ニ商店從業員ノ爲ニ施設ヲシテ行カナ
ケレバナラナイ、現ニ日本ノ國ニ於キマシ
テ、商店從業員ハ百五十万人カラアルト言
ハレテ居リマスカラ、此從業員ニ對シマシ
テ特別ナル施設ヲスルコトハ當リ前ダト思
フ、是ハ獨逸ニ行ハレマシタ例デアリマス
ガ、極メテ参考ニナルト思ヒマスカラ、厚
生大臣ニ参考ノ爲ニ御聽取ヲ願ヒタイト思
ヒマスガ、獨逸ニ於キマシテハ軍備制限ニ
依ル國民ノ力ノ萎縮ヲ憂ヒマシタ時代ニ、
都會ニ於ケル人間ノ爲ニ體育運動ヲ以テシ
タ、軍備制限ヲサレタ當時ニ於テ體育運動
ヲ以テニミ代ヘルト云フ法律ヲ作リマシテ
市民運動場ノ建設ニ關スル提案ヲ致シテ實
施セラレタノデアリマスガ、其内容ガ洵ニ
聽クベキモノアリト考へマスカラ申上げマ
ス、其一つハ獨逸ノ自治體ハ市民運動場ヲ
必ズ持タナケレバナラヌ、更ニ市民一人ニ付
テ三米平方ノ運動場ヲ最小限度持クナケレ
バナラヌ、而モ是ハ市民ノ最も便利ナ位置
ニ置カナケレバナラナイ、是ガ爲ニハ土地
收用法ヲ適用シテモ已ムヲ得ヌト云フコト
ヲ規定シ、其設備ハ一切國家が負擔スルト
考ニナルト思ヒマスカラ、此點ニ付テ厚生

大臣ノ御考慮ヲ仰ギタイト考ヘマス、私ノ申上ゲタイ意見ハ大體此程度デ打切りマスガ、私ノ質問ノ要綱ダケヲ申上ゲマスルカラ、一ツ厚生大臣カラ御答ヲ願ヒタイ、其ハ決ヅタケレトモ、開店ノ時間ニ付テ、又週休制——一週間ニ一遍休ムト云フヤウナコト、一ツハ時間ヲ午後十時マデト致シマシテ、商店ノ營業時間ニ付キマシテハ閉店ノ時間ハ決ヅタケレトモ、開店ノ時間ニ付テ、又週休制——一週間ニ一遍休ムト云フヤウナコトニ付テ御考ハナイカ、更ニ最低年齢ノ規定ヲ置ク意思アリヤ否ヤ、第三ハ今日ノ商店從業員ニ對シテ最モ私缺點デアルト思フ所ノ給料制度ニ付テ、更ニ積立金及ビ退職手當ニ付テ、又同様ニ解雇手當ニ付テモ規定ヲシテヤラナカツタナラバ、商店從業員ノ保護ニ付テハ甚ダ缺ケルト思フノデアリマス、更ニ商店從業員ノ衛生竝ニ教育ノ施設ニ付テ、例ヘバ休息所ヲ造ルトカ、食堂其他ノ設備ニ付テ、或ヘ耐震耐火ノ設備、寄宿舎ノ取締ト云フモノニ付キマシテ、如何ナル御考ヲ持ツテ居リマスカ、是ハ實施ノ上ニ於キマシテモ重大ナル關係アリ、又將來ノ改正ノ上ニ於キマシテモ私達政府ニ要求致スノデアリマスカラ、此點ニ付テノ政府ノ御覺悟ヲ示サレテ、商店從業員ノ爲ニ安心ヲ與ヘラレルヤウ願ヒタイト思ヒマス、厚生大臣ニ付テハソレダケデアリマスガ、商店法實施ノ上ニ於キマシテ、私ハドウシテモ商工大臣ノ意見モ聽カナケレバナラヌノデアリマス、併シ若シオ居デガナケレバ政府委員ノ方デモ已ムヲ得マセヌ、此商店法實施ニ當リマシテ、若シ今日ノ行詰ツテ居リマス所ノ商人ノ生活ヲ救濟シテ行カナカッタナラバ、商店法ヲ實施シテモ目的ヲ達スルコトハ断ジテ出來マセヌ、商店ノ救濟ト此商店法トハ並行シテ行カナケレバ断ジテ商店從業員ハ保護サレヌト思フ(拍手)折角商店法ガ出マシテモ、其爲ニ小店員ノコトバカリ考ヘテ居テハ、商賣ニナラナイナドト云フヤウナ意見ガアルカモ知レヌカラ、商工大臣ハ商店法ガ實施ニナツタナラバ、ソレト

セルダケノ御考ヲ持ツテ戴キタイン、サウテナ
イト折角是ガ實施ニナッテモ商店從業員ハ
保護サレナイト思ヒマスカラ、商工大臣ハ
商店法ノ實施ニ付テ商店主ヲシテ納得セシ
メルダケノ御意思ト、覺悟ヲ一ソ述ベテ貰
ハナケレバナラスト思ヒマス、モウ一ツハ
陸軍ノ政府委員ニ御尋致シタイノデアリマ
スガ、今度ノ支那事變ニ於キマシテ、私達
直接聽イタノデアリマスガ、商店街カラ出
征致シテ居リマス所ノ兵隊サント、農村カラ
ラ出征ヲ致シマシタ兵隊サント、體力或ハ
持久力ヲ比較致シマスト、都會出身ノ兵隊
サンノ方ニ於テ、其體力、持久力等ニ於テ、
農村ノ人々ニ對シマシテ稍、缺ケル所アリト
云フヤウナコトモ私ハ聞イタノデアリマス
ケレドモ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアリマ
セウ、朝カラ晩まで店ニ坐テ居リマス者
ガ、農村デ働イテ居リマス者ニ體力ノ及バ
ナイコトヲ私ハ責メヨウト致ス者ハゴザ
イマセヌ、當然デアルト思ヒマス、併ナガラ
私達ハ是デアツテハナラナイト思フ、同ジク
國民ト致シマシテ、國家總動員ノ上ニ於キマ
シテ、國民ノ保健ノ上カラ考ヘマスルナラバ、
商店從業員ノ體力ヲ増大セシメルコトハ、
日本ノ兵力ヲ強カラシメル上ニ於キマシテ
モ、絕對ニ必要デアルト思ヒマス、今回ノ
事變ニ於キマシテ、若シ都會出身ノ兵隊サント
ノ戰鬪力ノ上ニ困難アリトシマスルナラバ、
政府ハ商店法ナドノ上ニ於テハ更ニ保護ヲ
加ヘマシテ、其兵隊ノ體力ヲ増大セシメナ
ケレバナラナイト考ヘマスノデ、私ハ軍部
ノ此點ニ付テノ御意見ガ聽キタイト思フノ
デアリマス、商店法ニ付キマシテハ是ダケ
デアリマス

ト思フノデアリマス、今回ノ簡易保険ノ改正ハ、四百五十圓ガ七百圓ニナルト云フ改正案デアリマスケレドモ、吾々ノ從來主張ヲ致シテ居リマシタ千圓マダノ増額ニ付テ如何ナル御所見ヲ持テ居ラレマスカ是ガ一つ、更ニ第二ニ私達ノ聽キタイト思ヒマスノハ、長イ間簡易保険ニ入ツテ居リマシテ、最後ニ渡サレル所ノ給付金ノ率ガ、金額ガ甚ダ少イ云フコトデアリマシテ、此點ニ付テハ政府ハ最後ニ渡サレル所ノ保険金給付金ノ率ヲモット上ゲル御意思ガアルカドウカ、此點ニ付キマシテ御尋ヲ致シマスモウ一つノ最後ノ質問ハ、簡易保険ノコトニ關聯ヲ致シマスガ、此點ハ商工省ノ御意見ヲ聽カナケレバナラナイト思フノデアリマス、保険事業ヲ全部國營ニ致シマシテ、厚生省ニ統一ヲスルト云フヤウナ大キナ意味カラノ、保険國策ノ上カラノ、商工省ノ御意見ヲ一つ拜承致シタイト思フノデアリマス、是ダケヲ以チマシテ、私ノ質問ヲ終ル次第ゴザイマス(拍手)

○國務大臣侯爵木戸幸一君登壇)　中村サンニ御答申上ダマス、第一ノ御尋ハ閉店時間ヲ午後八時トシテ、六大都市ニ於テハ例外ヲ認メテハドウカト云フ御尋デアグト存ジマス、其點ハ本法ヲ制定致シマスニ付キマシテ、厚生省——以前ノ内務省時代ヨリ、各地方ニ於キマシテ商工會議所其他ノ調査ヲ十分取りマシテ、而シテ今日ノ實情ニ於テハ十時ガ適當デアル、斯ウ云フ風ニ決定致シタ次第ナノデアリマス

ソレカラ第二ノ點ハ、開店ノ時間ヲ決メル意思ハナイカ、週休制ヲ認メナイカト云フ御尋デアリマスガ、開店ノ方ハ大體ニ於キマシテ都市ニ於テハ餘リ早クハナイノデアリマス、今日直チニ之ヲ決定スル必要ハナイト考ヘテ居リマス、又週休制度ニ付キマシテハ、御趣旨ハ御尤デアリマスルガ、現下ノ商店ノ實情等カラ見マシテ、之ヲ直チニ實施スルコトハ困難デアラウト思フノ

デアリマス、又最低年齢ノ制度、ソレカラ
商店從業員ノ給料制度、退職手當、或ハ保
健衛生ノ點等ニ付キマシテノ御質問ハ、御
趣旨ニ於テハ御尤デアリマシテ、一ツモ私
共ノ方ト意見ノ相違ハナイデアリマスガ、
今日ノ商店ノ實際ノ状況ヲ斟酌致シマシテ、
今回提案致シマシタ程度ノモノヲ以て此際
ハ適當ナリト考ヘテ、提案シタ次第デアリ
マシテ、是等ノ點ハ將來十分研究致シマシ
テ、漸次高度ニ上ゲテ行キタイト考ヘテ居
ル次第デアリマス
ソレカラ簡易保險ヲ、今回七百圓ニ上ゲ
マンタノヲ、千圓マデ上ゲル意思ハナイカ
ト云フ御尋デアリマシタガ、此點ハ今回簡
易保險ガ厚生省ニ參リマシテ、一般ノ國民
生活ノ安定其他ノ點ニ鑑ミマシテ、今回提
案致シタ次第デアリマシテ、弱體ノ會社ノ
影響等ヲモ考慮致シマシテ、漸進主義ヲ採
タ次第デアリマス、是ガ最高デアルト云フ
考ハ持ツテ居ラナイノデアリマス、ソレカラ
簡易保險ノ給付金ノ率ヲ上ゲマス點ニ付キ
マシテハ、只今デモ保險金ノ支拂ヲ致シマ
ス場合ニ、保險金ノ外掛金月額ノ最高二百
六十餘倍ノ還附金ヲ致シテ居ルヤウナ狀態
デアリマシテ、直ニ今日此給付金ノ率ヲ
上ゲルト云フコトハ具體的ニ考ヘテ居リマ
セヌ

極的ニ中小賣商ノ救濟、更生ノ方法手段ヲ擴充強化致シマシテ、萬遺憾ナキヨ期スル考デゴザイマス、仍テ御質問ノ如ク、本法案ニシテ成立致シマシタナラバ、商工省ト致シマシテハ、其適正ナル運用ニ全力ヲ盡ス積リデゴザイマス

第二點ノ保險國營ノ問題ハ、民間ニ於テ從來幾多ノ御議論ノアル所デゴザイマスケレドモ、唯我國ノ各種保險事業ガ今日ノ如クニマデ發達致シマシタ傳統ヲ深ク考慮シ、且ツ保險國策ガ根本的ニ變更サル、コトガ我國ノ經濟界、財界一般ニ及ボス特ニ深キ影響アルコトニ鑑ミマシテ、商工省ト致シマシテハ、俄ニ只今ノ御意見ニ贊意ヲ表シテ、アルコト能ハザルコトヲ遺憾ト致ス次第デゴザイマス

(政府委員加藤久米四郎君登壇)

○政府委員(加藤久米四郎君) 中村君ニ御答致シマス、戰場ニ於キマスル戰鬪ノ實際カラ申上ガマスルト、從來ト異リマシテ現在ニ於キマシテハ、戰鬪ノ態様ガ多種多様ニナシテ居リマスコトハ申ス迄モゴザイマヌエヌ、デアリマスルカラ軍人トシテ必要ナル諸能力ニ付キマシテモ極メテ複雜ト相成リマシテ、一概ニ都會出身者ガ地方農村出身者ニ遷レテ居ル、或ハ優レテ居ルト云フ所謂其優劣ヲ茲ニ明ニ申上ガルコトハ中々難カシイコトト存ジマス、併ナガラ一般ノ壯丁ノ體位ノ低下ハ、軍トシテ非常ニ憂慮致シテ居リマス、又此事ニ關シマシテハ、新設厚生省ニ於キマシテ體位ノ向上ト、體力ノ充實トニ關シマシテ、ソレドヽ施設サレツ、アルノニアリマス、又軍ト致シマシテハ、青年學校ガ義務制ト相成リマシタ機會ヲ契機ト致シマシテ、今後青少年ノ體力ノ増進ト是ガ向上トニ十分注意シテ參リタイト思ヒマス

○中村高一君 細カイコトニ付キマシテハ別ノ機會ニ讓ルコトト致シマシテ、私ノ質問ヲ終リマス

○副議長(金光庸夫君) 是ニテ質疑ハ終昌

○服部崎市君 日程第四、第五及ビ第十三ノ三案ヲ一括シテ議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第十四乃至第十八ノ五案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、日程第十四、不動産融資及損失補償法中改正法律案、日程第十五、産業組合中央金庫法中改正法律案、日程第十六、漁業法中改正法律案、日程第十七、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案、日程第十八、産業組合自治監査法案、右五案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官太田正孝君

第十四 不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十五 産業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出)

第十六 漁業法中改正法律案(政府提出)

第十七 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出)

第十八 産業組合自治監査法案(政府提出) 第一讀會

第一讀會

不動產融資及損失補償法中改正法律案

第二條中「六年」ヲ「九年」ニ、「十五年」ヲ
「十八年」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則

産業組合中央金庫法中改正法律案

第一條第三項中「産業組合聯合會」ノ下ニ
及漁業組合聯合會」ヲ加フ

第四條ノ二 産業組合中央金庫ノ資本金
ヲ五百萬圓増加シ之ヲ五萬口ニ分チ
ロノ金額ヲ百圓トス

第五條第一項中「又ハ産業組合」ヲ「産業
組合漁業組合聯合會又ハ漁業協同組合」
ニ改メ同條第二項中「産業組合聯合會」ノ
下ニ「又ハ漁業組合聯合會」ヲ、「産業組
合」ノ下ニ「又ハ漁業協同組合」ヲ加フ

第六條ノ二 政府ハ第四條ノ二ノ規定ニ
依ル資本金ノ増加ノ爲二百五十萬圓ヲ
限リ産業組合中央金庫ニ出資スベシ政
府ハ其ノ出資ニ對シ出資スペキコトト
爲リタル當初ニ於テ五十萬圓ヲ拂込ミ
爾後四箇年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノ
トス

第四條ノ二ノ規定ニ依ル増加資本金ニ
付テハ政府以外ノ出資者ハ其ノ出資ニ
對シ出資スペキコトト爲リタル當初ニ
於テ出資額ノ五分ノ二拂込ミ爾後十
箇年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス

第十二條第一項中「二十名」ヲ「三十名」ニ
改メ「産業組合關係者」ノ下ニ「及漁業組
合關係者」ヲ加フ

第十四條ノ二 第十三條第二號但書ノ規
定及前條ニ規定スル第十三條第二號但
書ノ規定ハ産業組合中央金庫ガ政府資
金ノ融通ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ融通金額及之ヲ爲ス爲發行スル
産業債券ノ額ハ第十三條第二號但書及
前條ニ規定スル第十三條第二號但書ノ
制限ノ計算上之ヲ算入セズ

第十五條第一項第一號中「買入」ノ下ニ
「應募又ハ引受」ヲ加ヘ同項第三號中「又
ハ産業組合」ニ改メ同項ニ左ノ一號

四 産業組合聯合會、産業組合、漁業組
合聯合會又ハ漁業組合ノ發達ヲ圖ル爲
必要ナル施設ヲ行フ法人ニ對シ主務大
臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ爲スコト

第二十三條 削除

第三十條中「毎事業年度ノ初ニ於テ」ヲ「事
業年度ニ從ヒ六箇月毎ニ」ニ、「其ノ事業
年度内」ヲ「其ノ期間内」ニ改ム

第三十三條 産業組合中央金庫ハ毎事業
年度ニ於ケル出資ニ對シ配當シ得ベキ
剩餘金額ガ政府以外ノ者ノ拂込濟出資
額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達スル迄
政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲ス
コトヲ要セズ

第四十三條ノ二 第一項第三項」ニ改メ同
項但書ヲ左ノ如ク改ム

第四十四條第五項中「第四十三條ノ二」ヲ
「第四十三條ノ二第一項第三項」ニ改メ同
項但書ヲ左ノ如ク改ム

第四十四條ノ二 産業組合監査聯合會ハ主務大臣
ニ對シ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ爲ニ債務
ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第四十四條ノ二 第一項各號及第三
項中組合員トアルハ貯金ノ受入ニ關ス
ル場合ヲ除クノ外所屬ノ組合、聯合會
及組合員トス

第四十四條ノ二 漁業組合聯合會ハ日本本
勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖
銀行、農工銀行又ハ産業組合中央金庫
ニ對シ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ爲ニ債務
ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第四十四條ノ三 道府縣ヲ區域トスル漁
業組合聯合會ハ規約ノ定ムル所ニ依リ
所屬ノ組合又ハ聯合會ニ對シ手形ノ割
引ヲ爲スコトヲ得

第四十四條ノ三 産業組合監査聯合會ハ産業組合
監査員ヲ設置ス

第四條 産業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第四條 産業組合監査員ハ産業組合監査聯合會
ニ屬スル産業組合ノ事務所、倉庫、加工
場其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該産業組合ノ
事業及財產ノ狀況ヲ監査スルコトヲ得

第五條 産業組合監査員及其ノ行フ監査ニ關シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 行政官廳ハ産業組合監査聯合會
又ハ産業組合監査員ニ對シ産業組合ノ
監査上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 産業組合監査聯合會ニハ所得稅

但書ヲ加フ
但シ組合員ニ出資ヲ爲サシメザル漁業
組合ハ組合員ノ貯金ノ受入ニ關スル施
設ヲ爲スコトヲ得ズ

同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ
會又ハ漁業組合」ニ改メ同項ニ左ノ一號

四 産業組合聯合會、産業組合、漁業組
合聯合會又ハ漁業組合ノ發達ヲ圖ル爲
必要ナル施設ヲ行フ法人ニ對シ主務大
臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ爲スコト

第二十三條 削除

第三十條中「毎事業年度ノ初ニ於テ」ヲ「事
業年度ニ從ヒ六箇月毎ニ」ニ、「其ノ事業
年度内」ヲ「其ノ期間内」ニ改ム

第三十三條 産業組合中央金庫ハ毎事業
年度ニ於ケル出資ニ對シ配當シ得ベキ
剩餘金額ガ政府以外ノ者ノ拂込濟出資
額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達スル迄
政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲ス
コトヲ要セズ

第四十三條ノ二 第一項第三項」ニ改メ同
項但書ヲ左ノ如ク改ム

第四十四條第五項中「第四十三條ノ二」ヲ
「第四十三條ノ二第一項第三項」ニ改メ同
項但書ヲ左ノ如ク改ム

第四十四條ノ二 産業組合監査聯合會ハ主務大臣
ニ對シ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ爲ニ債務
ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第四十四條ノ二 第一項各號及第三
項中組合員トアルハ貯金ノ受入ニ關ス
ル場合ヲ除クノ外所屬ノ組合、聯合會
及組合員トス

第四十四條ノ二 漁業組合聯合會ハ日本本
勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖
銀行、農工銀行又ハ産業組合中央金庫
ニ對シ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ爲ニ債務
ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第四十四條ノ三 道府縣ヲ區域トスル漁
業組合聯合會ハ規約ノ定ムル所ニ依リ
所屬ノ組合又ハ聯合會ニ對シ手形ノ割
引ヲ爲スコトヲ得

第四條 産業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第四條 産業組合監査員ハ産業組合監査聯合會
ニ屬スル産業組合ノ事務所、倉庫、加工
場其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該産業組合ノ
事業及財產ノ狀況ヲ監査スルコトヲ得

第五條 産業組合監査員及其ノ行フ監査ニ關シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 行政官廳ハ産業組合監査聯合會
又ハ産業組合監査員ニ對シ産業組合ノ
監査上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 産業組合監査聯合會ニハ所得稅

法中左ノ通改正ス

第二條中「六年」ヲ「九年」ニ、「十五年」ヲ
「十八年」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則

産業組合自治監査法案

第一條 産業組合ハ其ノ堅實ナル發達ヲ
圖ル爲自治監査ヲ行フ目的ヲ以テ産業
組合監査聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第二條 産業組合監査聯合會ハ法人トシ
テ全國ヲ通ジ一箇トス

第三條 産業組合監査聯合會ハ設立ハ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第四條 産業組合監査聯合會ハ主務大臣必要アリト認ムルトキハ産業
組合ニ對シ産業組合監査聯合會ニ加入
スベキコトヲ命スルコトヲ得

第五條 産業組合監査聯合會ノ設立アリ
タルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立
ノ登記ヲ爲スベシ登記シタル事項中ニ
タルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立
ノ登記ヲ爲スベシ登記シタルトキ亦同ジ

第六條 産業組合監査聯合會ハ設立又ハ登記シ
タル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非
ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコト
ヲ得ズ

第七條 産業組合監査聯合會ノ設立又ハ登記シ
タル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非
ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコト
ヲ得ズ

第八條 産業組合監査聯合會ハ監査員ヲ設置ス

第九條 産業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第十條 産業組合監査員ハ産業組合監査聯合會
ニ屬スル産業組合ノ事務所、倉庫、加工
場其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該産業組合ノ
事業及財產ノ狀況ヲ監査スルコトヲ得

第十一條 産業組合監査員及其ノ行フ監査ニ關シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 行政官廳ハ産業組合監査聯合會
又ハ産業組合監査員ニ對シ産業組合ノ
監査上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 産業組合監査聯合會ニハ所得稅

法中左ノ通改正ス

第二條中「六年」ヲ「九年」ニ、「十五年」ヲ
「十八年」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則

漁業法中改正法律案

第一條 漁業組合ハ其ノ堅實ナル發達ヲ
圖ル爲自治監査法案

第二條 漁業組合ハ其ノ堅實ナル發達ヲ
圖ル爲自治監査ヲ行フ目的ヲ以テ漁業
組合監査聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第三條 漁業組合監査聯合會ハ法人トシ
テ全國ヲ通ジ一箇トス

第四條 漁業組合監査聯合會ハ設立ハ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第五條 漁業組合監査聯合會ハ主務大臣必要アリト認ムルトキハ漁業
組合ニ對シ漁業組合監査聯合會ニ加入
スベキコトヲ命スルコトヲ得

第六條 漁業組合監査聯合會ハ監査員ヲ設置ス

第七條 漁業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第八條 漁業組合監査員ハ漁業組合監査聯合會
ニ屬スル漁業組合ノ事務所、倉庫、加工
場其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該漁業組合ノ
事業及財產ノ狀況ヲ監査スルコトヲ得

第九條 漁業組合監査員及其ノ行フ監査ニ關シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 行政官廳ハ漁業組合監査聯合會
又ハ漁業組合監査員ニ對シ漁業組合ノ
監査上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 漁業組合監査聯合會ニハ所得稅

第十二條 漁業法中左ノ通改正ス

第十三條 漁業法中左ノ通改正ス

第十四條 漁業法中左ノ通改正ス

第十五條 漁業法中左ノ通改正ス

第十六條 漁業法中左ノ通改正ス

第十七條 漁業法中左ノ通改正ス

第十八條 漁業法中左ノ通改正ス

第十九條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十一條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十二條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十三條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十四條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十五條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十六條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十七條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十八條 漁業法中左ノ通改正ス

第二十九條 漁業法中左ノ通改正ス

第三十條 漁業法中左ノ通改正ス

産業組合監査聯合會ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第七條 本法ニ規定スルモノノ外産業組合監査聯合會ノ設立、登記、管理、監督、解散、清算其ノ他産業組合監査聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 産業組合中央會及産業組合中央金庫ハ産業組合監査聯合會ニ加入スルコトヲ得

第九條 産業組合中央會及産業組合監査員ノ行フ監査ヲ拒ミタルトキハ三百圓以下過料ニ處ス

産業組合監査聯合會ノ役員産業組合監査員ノ行フ監査ヲ拒ミタルトキハ三百圓以下過料ニ處ス

産業組合監査聯合會ノ役員本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヘ前三項ノ過料ニ之ヲ準用

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
（政府委員太田正孝君登壇）
○政府委員（太田正孝君）只今議題トナリマシタ不動産融資及損失補償法中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、不動産融資及損失補償法ハ昭和七年ニ當時ノ金融情勢ニ顧みマシテ、銀行ノ持ツテ居リマス不動産固定資産ヲ資金化致シマシテ、其活動ヲ圓滑ナラシメントスル趣旨ヲ以テ制定セラレタノデゴザイマス、其不動産資金ノ融通期間ヲ三年定メラレタノデゴザイマシタガ、其後昭和十年ニ至リマシテ其期間ハ更ニ三年延長セラレ、本年九月末日ヲ以テ満了スルコトトナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ最近ニ於ケル銀行ノ不動産固定資産ノ状況ヲ観マスルト、近年ニ於ケル經濟界ノ好況ノ影響ヲ受ケマシテ、是ガ整理モ段々進ンデ參クノデゴザイマス、ケレドモ尙ホ之ヲ

附 則

産業組合監査聯合會ノ役員本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヘ前三項ノ過料ニ之ヲ準用

（政府委員高橋守平君登壇）
○政府委員（高橋守平君）先づ産業組合中央金庫法中改正法律案ノ提出理由ヲ御説明申上ゲマス、産業組合中央金庫ハ産業組合申上ゲマス、産業組合中央金庫ノ中権機關トシテ、農村金融ニハ相當其機能ヲ發揮シツ、アルノデアリマスガ、漁村ニ於キマシテハ金融上不十分ナ所ガアリマシテ、漁村ノ經濟上ノ中心機關タル漁業組合ハ、其中権的金融機關ヲ持タヌ爲メ、其活動上遺憾ナ所ガアリマスノデ、漁業組合ニ對シ産業組合中央金庫ニ加入スルノ途ヲ開キマスルト共ニ、刻下組合金融ノ實情ニ應じマシテ其活動ヲ一層促進シ且ツ適切ナラシメマスル爲ニ、産業組合中央金庫法中不便ノ點ヲ改正致シ、尙ホ又産業組合中央金庫ニ對スル政府ノ出資ニ對シマシテハ、從來剩餘金ノ配當ヲナスコトヲ要シナイコトニナツテ居リマスガ、其期間ハ近ク終了致シマスノデ、同金庫ノ現狀及ビ漁業組合ノ新規加入ノ事實ニ鑑ミマシテ、政府ノ出資ニ對スル今後ノ配當ニ關スル規定ヲ定メル必要ガアリマスルノデ、本案ヲ提出致シタ次第アリマス、改正ノ主要ナル點ヲ申上げマスト

一、漁業組合聯合會及ビ漁業協同組合ノ業組合聯合會ガ、所屬ノ組合又ハ聯合會ニ對シ、手形ノ割引ヲ爲スコトシタノデアリマス

二、漁業組合聯合會及ビ漁業協同組合ノ

三、評議員ノ定員二十名以内ヲ、三十名以内ニ増加スルコト

四、年賦償還貸付額ノ制限ニ關スル現行法ノ規定ヲ政府資金ヲ融通スル場合ニハ適用セザルコトスルコト

五、餘裕金運用ノ範囲ヲ擴張スルコト

六、事業年度ニ付テハ一般ノ産業組合及ビ同聯合會ト同様ノ規定ニ依ルコトトスルコト

七、政府以外ノ者ノ出資ニ對スル配當ガ一定率以下ナル場合ニハ政府ノ出資ニ對スル配當ヲ制限スルコト

ト致シタコトデアリマス

次ニ漁業法ノ改正ニ付キ御説明申上ゲタリト存ジマス、漁村金融ノ圓滑ヲ圖ル爲メ先ニ御説明申上ゲマシタ通り、漁業組合聯合會及ビ漁業協同組合ヲ産業組合中央金庫ニ加入セシムルト共ニ、漁村經濟ノ中権機関タル漁業組合聯合會ノ活動促進ヲ圖ル爲メ、二三ノ項目ニ關スル規定ヲ定メル必要ガアリマスノデ、本案ヲ提出シタ次第アリマス、改正ノ主ナル點ハ、第一ニ漁業組合聯合會及ビ漁業協同組合ニ貯金ノ受入ニ關スル施設ヲ認ムルコト、第二ニ日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又ハ産業組合中央金庫ガ、漁業組合聯合會及ビ漁業組合聯合會ヲシテ保證ヲ爲スニ際シシムルコト、第三ニ道府縣ヲ區域トスル漁業組合聯合會ガ、所屬ノ組合又ハ聯合會ニ對シ、手形ノ割引ヲ爲スコトシタノデアリマス

次ニ産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、産業組合中央金庫特別融通及損失補償

法ハ昭和七年施行以來相當ノ成績ヲ擧ゲテ

見マシテモ、海洋萬里ノ富源ヲ開拓シ、以テ國民ノ榮養食料ヲ豊富ニシ、進ンデ輸出貿易ヲ伸張シ、國家ノ富強ヲ圖ルベキデアルト信ジマス(拍手)。政府ハ今回産業組合中央金庫法竝ニ漁業法ヲ改正シテ、漁業組合即チ漁村民ノ金融改善ノ舉ニ出デラレタコトハ、時局重大ノ折柄極メテ意義ノ深イコトアリマシテ、本員ハ政府當局ノ考慮下努力トニ對シマシテハ衷心ヨリ敬意ヲ拂フ者デアリマス、併ナガラ本員ハ此漁村金融ノ改善ニ付テハ長イ間要望モシ、又研究モ致シタノデ、此際本問題ニ對スル根本方針ト其他水產振興策トシテ是非共此際實現ヲ期ラナケレバナラスト信ジマスル所ノ重要ナル問題二三ニ付テ、簡單ニ御尋ラ致シタノト存ジマス。

第一ニ御伺致シマスノハ、沿岸漁業ノ資源培養、即チ魚族ノ蕃殖ヲ圖ルノ必要ニ付テデアリマス、元來昔カラ漁村ハ主トシテ沿岸漁業ヲ營ミ生活ヲ爲シテ來タノデアリマシテ、沿岸漁業ノ漁村ノ基調ヲ成ス洵ニ重要ナルモノデアリマスルガ、近來其沿岸ノ魚族ガ減少致シテ、沿岸ノ小漁民ノ生活ガ極度ニ不安トナリ、漁村ノ維持ハ甚ダ困難ニナツクノデアリマス、ソレハ漁民ノ生活ノ窮乏カラ、已ムナク酷漁濫獲ニ陥タノモノノ原因カモ知レマセヌガ、併シ其主ナルモノハ、近時工業ト礦山等ノ事業ガ急速度ニ發展シ、其汚水ヲ流出スルガ爲メ、魚族ノ蕃殖ヲ害シ、且ツ回游魚ノ來游ヲ妨ガルガ爲ス、沿岸漁業ガ衰頽致スヤウニ相成リマシタコトハ事實アリマス(拍手)漁業法第三十四條第五項ニハ、水產動植物ニ有害ナル物ノ遺棄又ハ漏泄ニ關スル制限又ハ禁止ニ付テノ法文モアリマスルガ、殆ド是ガ厲行サレテ居ラナイコトヲ最モ遺憾トスル者デアリマス、政府ハ此際汚水防止法ヲ制定シ、沿岸魚族ノ蕃殖保護ヲ圖ル意思ナキヤ否ヤラ伺ヒタインデアリマス。

尙ホ前ニ戻リマスルガ、折角漁業法第三十四條第五項ガアリマシテモ、各府縣ニ於キマシテハ此汚水ノ取締ガ甚ダ緩漫ニ流レ

テ居ル、ソレハ水產課長ノ多クガ、商工課長等ヲ兼ネテ居リマスルノデ、商工課ノ方大ナル會社トカ、銀行トカ、或ハ工業方面ニ關係シテ居リマスルノデ、水產業者ノ折柄極メテ意義ノ深イコトアリマシテ、申ス迄モナガラ本員ハ此漁村金融ノ改善ニ付テハ長イ間要望モシ、又研究モ致シタノデ、此際本問題ニ對スル根本方針ト其他水產振興策トシテ是非共此際實現ヲ期ラナケレバナラスト信ジマスル所ノ重要ナル問題二三ニ付テ、簡單ニ御尋ラ致シタノト存ジマス。

第一ニ御伺致シマスノハ、沿岸漁業ノ資源培養、即チ魚族ノ蕃殖ヲ圖ルノ必要ニ付

テ、魚介類ハ蛋白質ヲ主トシ、又脂肪ニ富ミ、海藻ニハ沃度ヲ多量ニ含シニ居ルコト

ハ世人ノ知ル通リデアリマス、現今ノヤウニ戰時體制ニ於ケル國民保健ト云フ問題ヲ

考ヘル時、私ハ保健上魚ヲ食フコトト、水產業ノ振興ヲ國策トシテ提倡シタイノデアリマス、(拍手)日本人ハ魚ヲ食べるカラ強

リマス、(拍手)日本ハ魚ヲ食べるカラ強

イト云フコトモ此頃言ハレテ居ル位デアリマス(拍手)歐米諸國ニ於キマシテモ、近來

非常ニ魚食ノ宣傳ヲ爲シテ居リマス、然ルニ

日本デハ多量ノ肉類ヲ外國カラ輸入シテ居ルヤウナ現状ヲ、私ハ海國日本トシテ甚ダ

遺憾ニ思ツテ居ルヤウナ次第デアリマス(拍手)

此度ノ事變ニ依ヅテ想起シマス事ハ、歐洲大戰中ニ於ケル獨逸ノコトデアリマス、獨逸ハ食料ノ不足ヲ來シタル關係上、極度ニ

食料ノ制限ヲ爲シタル爲ニ、國民ハ甚シキ

榮養不良ニ陥リ、小兒ノ發育ハ停止スル、

民眾ノ病氣ニ對スル抵抗力ハ衰ヘル、國民ノ元氣ハ甚シキ沮喪スルト云フ結果ニ陥タノデアリマス、是ハ全ク蛋白質ヲ過度ニ

節約シタガ爲メ、斯ル恐シイ結果ヲ齎シタ

ノデアリマス、我國ハ幸ニ水產物ノ如キ榮

養食料ガ豊富ニアリマスノデ、其憂ハ先づ

無イト存ジマスガ、戰爭ハ如何程永ク續イ

テモ、國民ノ健康力ハ更ニ衰ヘズ、否並、向

上スルヤウ心掛ケナケレバナラヌト思フノ

デアリマス、是ガ爲ニハ先程中村君カラ申

付テハ、方策モアリマセウケレドモ、先づ蛋

白質及ビ脂肪質ヲ多ク攝ルト云フコトが最

モ必要デアルヤウニ思フノデアリマス、幸

ニ我國ハ魚類ガ豊富ニアリ、其年產額ハ五億万圓以上デアリマシテ、國民ノ榮養食料

ヲ十分ニ供給シ、尙ホ一億五千万圓モ海外

聲ガ水產課ニ徹底シナイコトヲ、私ハ常ニ

本員ハ政府當局ノ考慮下努力トニ對シマシ

テハ衷心ヨリ敬意ヲ拂フ者デアリマス、併

ナガラ本員ハ此漁村金融ノ改善ニ付テハ長

イ間要望モシ、又研究モ致シタノデ、此際

本問題ニ對スル根本方針ト其他水產振興策

トシテ是非共此際實現ヲ期ラナケレバナラ

スト信ジマスル所ノ重要ナル問題二三ニ付

テ、簡單ニ御尋ラ致シタノト存ジマス。

第一ニ御伺致シマスノハ、沿岸漁業ノ資

源培養、即チ魚族ノ蕃殖ヲ圖ルノ必要ニ付

テ、魚介類ハ蛋白質ヲ主トシ、又脂肪ニ富

ミ、海藻ニハ沃度ヲ多量ニ含シニ居ルコト

ハ世人ノ知ル通リデアリマス、現今ノヤウニ戰時體制ニ於ケル國民保健ト云フ問題ヲ

考ヘル時、私ハ保健上魚ヲ食フコトト、水

產業ノ振興ヲ國策トシテ提倡シタイノデア

リマス、(拍手)日本人ハ魚ヲ食べるカラ強

イト云フコトモ此頃言ハレテ居ル位デアリマス(拍手)歐米諸國ニ於キマシテモ、近來

非當ニ魚食ノ宣傳ヲ爲シテ居リマス、然ルニ

日本デハ多量ノ肉類ヲ外國カラ輸入シテ居

ルヤウナ現状ヲ、私ハ海國日本トシテ甚ダ

遺憾ニ思ツテ居ルヤウナ次第デアリマス(拍手)

此度ノ事變ニ依ヅテ想起シマス事ハ、歐洲大戰中ニ於ケル獨逸ノコトデアリマス、獨逸ハ食料ノ不足ヲ來シタル關係上、極度ニ

食料ノ制限ヲ爲シタル爲ニ、國民ハ甚シキ

榮養不良ニ陥リ、小兒ノ發育ハ停止スル、

獨逸ハ食料ノ不足ヲ來シタル關係上、極度ニ

食料ノ制限ヲ爲シタル爲ニ、國民

府縣令ヲ改正致シマシテ、此徹底的取締ニ
當ルノデアリマスルガ、近時工業ノ發
達ニ伴レテ、污水ノ流出スルコトガ相當殖
エテ參マシテ、御心配ニナツテ居ルヤウナ
事柄ノ多イコトヲ、耳ニスルノデアリマス
ガ、之ニ對シマシテハ銳意調査致シマシテ、
之ニ對處スル成案ヲ得タイト考ヘテ居ル次
第ニアリマス

第二ノ御質問ハ、保健榮養上ニ於キマシ
テ、魚食ヲ獎勵スベキデハナイカト云フ意
味ノ御質問デアタト存ズルノデアリマス
ルガ、洵ニ御尤デアリマシテ、政府ニ於キ
マシテモ、多產魚ノ利用増進ニ依リマシテ、
其生産額ヲ殖ヤシ、併セテ是等多產魚ノ凍
結冷藏若クハ鹽乾魚等ニ依リマシテ、相當
丰富ニ、又絶エズ之ヲ供給スルト云フ風ナ
コトニ、指導ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、
之ニ依ヅテ漁村ノ經濟更生ニ充テ、併セテ農
山漁村ノ保健榮養上ニ資シタイト努力シテ
居ル次第ニアリマス

○政府委員(高橋守平君) 高木君ノ御質問
ニ御答申上ゲマス、汚水ノ漏泄、若クハ水
産動植物ニ有害ナルモノノ遺棄ニ對シマシ
テハ、只今御説ノ通り昭和八年ニ漁業法ヲ
改正シテ、其禁止ヲ致スコトニシタノデア
リマス、併ナガラマダ其趣旨ガ徹底致シマ
セヌコトハ、洵ニ殘念デゴザイマスガ、現
在ニ於キマシテ、既ニ此法律ニ依リマシテ
玄成縣ト十二寺縣ニ於キマンゾヘソレム

ニ、産業組合中央金庫法ヲ改正サルル位ナ
ラバ、寧ロ此際進ンデ該金庫ヲ改組シテ、
漁業組合ハ勿論、養魚組合、養鶏組合、畜
産組合等、廣ク包容シ、一大農林水產中央
金庫ノ如キモノト致シタイト云フ考ヲ持ッテ
居リ、ソレガ又至當ト信ズルモノデアリマ
スガ、之ニ對スル政府ノ所見如何ヲ伺ヒタ
イノデアリマス

以上甚ダ簡単デアリマスガ、何レ餘ノコ
トハ委員會ニ譲ルコトト致シマシテ、是ダ
ケ御諱申上ゲマス。

(政府委員高橋守平君登壇)

○國務大臣(大谷尊由君) 高木君ニ御答致
善處ヲ圖リタイト存ズル 次第デアリマス
命達成ノ方法ニ付キマシテ、出來ル限リノ
ナ點ニ御心配ガアルト致シマスレバ、十分
注意致シマシテ、此産業組合中央金庫ノ使
途ハ此中央金庫ニ依ツテ開カレテ居ルト思
フノデアリマスガ、尙ホ御説ノヤウナ色々
シテモ、相當市街地信用組合等ニ依リマシ
テ、中小商工業者ニ對シマシテモ、金融ノ
○國務大臣(大谷尊由君登壇)

最後ニ産業組合中央金庫ト云フモノノ使命ガ、最初ノ使命ト變ッテ來テ居ルデハナイカト云フ風ナ御話アリマス、固ヨリ産業組合中央金庫ハ、地方ニ分散シテ在リマスル産業組合、是ノ金融機關ノ中心ヲ成サセルト云フノ方使命デアリマシテ、産業組合法ニ示シテアリマス中小産業者ノ經濟更生法ニ示シテアリマス

第三ノ御尋ハ、拓務大臣ヘノ御尋ノヤウニ存ジマシタガ、是ハ拓務大臣カラ御答ニナルト存ジマス
ソレカラ第四ノ御尋ハ、何故漁業組合中央金庫ヲ設ケナイカ、斯ウ云フ御尋デアリマス、是ハ今回産業組合中央金庫ニ、漁業組合聯合會竝ニ漁業共同組合ガ加入スルト云フコトニ依リマシテ、一應漁村ニ對シマシテノ金融ノ途ガ開ケルト、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、成程御説ノ通り漁村ニ於キマシテノ事情ハ、色々各地ニ依リマシテ特殊性ガアルノデアリマスカラ、各地方ノ特殊性ノアル時ニ於キマシテハ、漁業組合ノ聯合會是ニ依テ産業組合ト違ツタ團體ヲ結成サセテ、ソレドモ特殊ニ應ジタ策ヲ考ヘルコトガ必要デハアリマスガ、中央ニ於キマシテハ同シ産業組合中央金庫ニ之ヲ一緒ニ致シマシテモ、差支ハナイト云フ風ニ考ヘマシテ、今回産業組合中央金庫ノ中ニ包括スルコトニ致シタ次第アリマス

(副議長退席、議長著席)　日本國民ニ取リマシテ、最モ重要ナ食料デアリマス所ノ水產物ノ供給ニ一大不安ガ生じ、國民生活ヲ壓迫スル所尠カラザルモノガアルト云フコトアリマス、即チ我國ニ於キマシテ、大眾ノ需要致シマス水產物ノ主タル供給源泉デアリマス所ノ「トロール」漁業ハ、全ク行詰リノ狀態ニ在リマシテ、當局ハ之ヲ現狀維持ノ方針デヤツテ居ルノデアリマス、「トロール」漁業ヨリモ、更ニ我國獨特ノ漁法ト致シマシテ、國情ニ適シ、非常ナル勢力ヲ持ツテ居リマス所ノ機船底曳網

シマス、鰹節ノ價格ノ下落ニ付テ、統制ヲ
セナイカト云フ御尋デアリマスガ、御説ノ
通り、近時南洋ニ於キマシテハ、多數ノ鰹
ガ獲レルノデアリマシテ、五十万貫貰カリ
ノ鰹節ガ出來テ居ルノデアリマス、隨て是
各種ノ調味料ガ出來テ居リマスノデ、隨
テモ價格ノ下ツテ居ル原因ノ一ツデハナ
イカト思フノデアリマス、勿論溢賣ト云フ
コトニ付テハ、餘程戒メナケレバナラナイ
ト思ヒマス、又南洋ニ於キマスル鰹節ニ付
キマシテハ、十分統制ヲ行ヒタイト存ジマス
○副議長（金光庸夫君） 西川貞一君

（西川貞一君登壇）

○西川貞一君 私ハ只今議題トナリマシタ
諸案ノ中、漁村金融ノ關シマス諸案ニ付キ
マシテ、質問ヲ致シタイノデゴザイマス、
現在ノ我國ノ時局ガ、水產物ノ豊富ナル供
給ヲ絶對的ニ要求致シテ居リマスト云フコ
トハ、只今高木議員カラ縷々御質問ニナッタ
通リデゴザイマス、然ルニ私方當局ノ御注
トデアリマス、即チ我國ノ水產業ハ、之ヲ
時局ノ要求ニ逆行致シマシテ、水產界ノ前
途ガ甚シク悲觀スペキ状況ニ在ルト云フコ
トデアリマス、現狀ノ儘ニ放任シムカ、近キ將來ニ於テ非

漁業ハ、現在二千六百隻ノ船ヲ操業シテ居ルノデゴザイマスガ、當局ハ此二千六百隻ヲ半減致シマシテ、近キ將來ニ於テ三千三百隻ニ之ヲ減少スルノ方針ノ下ニ、只今整理事行ヒツ、アルノデゴザイマス、此大衆ノ需要致シマス所ノ水產物ヲ供給致シマストロール」漁業ノ行詰リト、機船底曳網漁業ヲ與ヘルモノデアルト云フコトヲ私ハ信ズル、是ガ廳テハ魚價ノ暴騰ヲ來シ、一般國民生活ヲ壓迫シ來ルト云フコトハ、何人モ否認スルコトハ出來ナインデアリマス、是ハ國民生活上極メテ重大問題デアリマスルガ、農林省當局ハ如何ナル對策ヲ以テ、此局面ヲ打開セント致シテ居ルカ、是レ私第一ニ質問セントスルノ要點デアリマス。私ハ此局面打開ノ對策ト致シマシテ第一ニ考ヘラレルノハ、現下時局ノ下ニ於キマシテ、支那ニ對シマスル作戰ノ進捗ト共ニ、支那沿岸漁業ノ開拓ニ依リマシテ、内地ニ於テ行詰ツテ居ル漁業ノ新生面ヲ打開スルト云フコトデゴザイマス、然ルニ現在支那海方面ニ於キマスル漁業ハ頗ル亂雜ヲ極メマシテ、機船底曳網漁業ガ關東州ヲ根據トシマシテ百三十五隻、朝鮮ヨリ百六七十隻、内地ヨリ六百八十八隻、臺灣ヨリハ、是ハ順數ヲ以テ制限シテ居リマスノデ、八千五百隻、是等ノ船ガ、或モノハ關東州ノ許可ニ依リ、或モノハ朝鮮總督府ノ許可、或モノハ臺灣總督府ノ許可ニ依リマシテ出漁ヲスルノミナラズ、更ニ青島ニ於キマシテモ、外務省ノ許可ノ下ニ機船底曳網ガ操業ヲ致シテ居リマシテ、其間極メテ亂雜ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、特ニ青島ニ根據ヲ置キマスル漁船ニ付テハ、外務省ニハ何等水產専門ノ機關ヲ持ツテ居ナイヤウニ思フノデアルノ間隙ガ頗ル大デアリマシテ、現ニ實際漁業ニ當ツテ居ル者ハ、許可權ノ名義的保有者ニ對シ、年々數万圓ノ權利料ヲ拂ツテ居ル

如キハ此際斷然改革整理ヲ致スト共ニ、是ノ等ノ許可權ヲ一ツニ統一致シマシテ、所謂統一的、綜合的、合理的ノ指導監督助成ヲ致シマシテ、支那海方面ニ於ケル所見ノミナラズ、所管ハ拓務省ノ方ガ多イノデゴザイマス、スルカラ、拓務省ト致シマシテハ、ドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレマスルカ、殖民地ノ行政ハ特殊ノ事情ノ下ニ在リマスルカラ、ソレゾレ植民地ノ官廳ニ於テ致スノガ當然アリマスケレドモ、水產行政ニ至リマシテハ、臺灣ニ於テ許可ヲ受ケマシテモ、朝鮮ニ於テ許可ヲ受ケマシテモ、亦青島其他支那ニ於テ許可ヲ受ケマシテモ、ソレ等ノ活動スル部面ハ同ジ處デ活動スルノデアリマス、隨テニ對シテ拓務省當局ハ相當ノ決心ヲサレマシテ、此際水產國策ノ確立ニ順應サル、コトガ、必要デアルト信ズルノデアリマスルノガ理ノ當然デアルト私ハ信ズル(拍手)是等ニ對シテ拓務大臣所見如何、此點ヲ御尋シタガ、拓務大臣ノ所見如何、此點ヲ御尋シタイノデゴザイマス

局へ青島、上海等ヲ根據トシ、軍ノ需要ヲ充足スル範圍ニ於テ、漁業權ヲ許容サレテ居ルカノ如クニ聞イテ居ルノデゴザイマスガ、其方針ハ如何ナツテ居ルノデゴザイマスカ、其實情ハ如何ナツテ居ルノデゴザイマスルカ、此席ニ於テ明ニシテ戴キタイノデゴザイマス
更ニ海軍當局ニ御質問申上ダタイノハ、今回ノ事變ニ關聯致シマシテ、支那海方面ニ於ケル我ガ帝國臣民ノ持ツテ居リマスル漁業權ノ行使ノ上ニハ、作戰關係ト相關聯致シマシテ、種々複雜ナル問題ガ生ジテ居ルト思フノデゴザイマス、而シテ是等ハ作戰ノ推移ニ伴ヒマシテ、漁業權ノ行使ガ如何様ニナリツ、アルノデゴザイマスルカ、其前途ノ見透シ、將來ノ取扱ノ御方針ニ付テ承リタインノデゴザイマス
次ニ私ハ農林當局ニ御伺致シタイコトハ、水產ノコトハ茫洋タル大洋ニ於キマシテ操業スルノデゴザイマスカラ、最モ慎重ナル研究調査ヲ要スルノデゴザイマス、而シテ此研究調査ハ、中央ニ於ケル國立試驗場ノ研究調査ト、地方府縣廳ニ於ケル研究調査ガ、一つノ統一的ノ方針ノ下ニ、有機的聯關ノ下ニ行ヘラネクテハナラスト信ズルノデアリマスルガ、現在果シテ満足スペキ狀況ニ進ミツ、アリマスルヤ否ヤ、私ノ知ツテ居リマスル範圍内ニ於キマシテヘ、地方政府縣ノ試驗場ハ收入本位主義ヲ執ツテ居リマシテ、自分で儲ヶタ金ヲ以テ試驗ヲスルト云フヤウナ、極メテ姑息ナル手段ヲ執ツテ居リマスルガ爲ニ、毫モ國立試驗場ト各府縣ノ試驗場トトノ間ニ、有機的連絡ガ出來テシマシテ當局ハ如何ナル對策ヲ持ツテ臨ンデ居ルノデゴザイマスカ
次ニ今申シマシタ「トロール」漁業、機船底曳網漁業ノ局面ヲ打開致シマスルノニハ、マルコトハ斷ジテ出來マセヌ（拍手）是等ニ對シマシテ當局ハ如何ナル對策ヲ持ツテ臨ン

又、是ニ於テ進取果敢ナル漁業者ハ、敢然
太平洋ノ沖合ニ乘出し、深海ニ於ケル「ト
ロール」漁業、機船底曳網漁業等ニ付テ、
多大ノ關心ヲ持ツニ至ッタノデアリマスガ、
之ヲ成功セシムル爲ニハ、當局ノ研究指導
助成ノ力ニ俟タナクテハナリマセヌ、太平洋
ノ深海ヨリ我等ノ榮養ヲ補給スベク、豐
富ナル水産物ヲ獲得スルコトノ爲ニ、當局
ハドレダケノ熱意ヲ持ツテ、是ガ研究調査、
指導助成ニ當ラントシテ居ルカ、所信ヲ承
リタイト思フノデゴザイマス

次ニ只今議題トナツテ居リマスル漁村金
融對策ニ關シマスル、此法ノ對象物デアリ
マスル所ノ漁業組合、此漁業組合ナルモノ
ハ、一體如何ナル性質ノモノト當局ハ見テ
居ルカ、是ハ極メテ「リケート」ナ問題デ
アリマシテ、此處デ諄々申上ガマスルト、
議員各位ノ御聽苦シイヤウナ問題ニナツテ
來ルト思ヒマスカラ、是ハ委員會ニ讓リマ
ス、唯私方此處デ強調シテ置キタイノハ、
凡ソ一ツノ政策ヲ立テテ之ヲ遂行シヨウト
致シマスナラバ、豫メ政策ノ對象ニ付キマ
シテ十分ナル研究調査ガ遂ゲラレテ、其内
容ガ明ニサレテ居ナクテハナラヌノデアリ
マス、然ルニ我ガ水產當局ハ果シテ從來漁
村經濟ノ更生ニ關シ、水產經濟ノ内容ニ關
シマシテ、政策ノ根據トナルベキ研究ヲ爲
サレタコトガアリヤ否ヤ、政策ノ根據トナ
ルベキ十分ナル調査ヲシテ、水產行政ノ根
柢ヲ樹立スベキ、漁村社會水產經濟ニ對シ
マスル所ノ御調查ヲシテ居ラレマスルカド
ウカ、水產問題ハ我國ニ於キマシテハ極メ
テ重大ナ問題デアルニモ拘ラズ、未ダ科學
的ニ價値ノアル水產經濟學ト云フモノハナ
イノデアリマス、水產行政ノ根本ヲ確立ス
ベキ、據ルベキ標準が未ダナイノデゴザイ
マス、之ヲ今日マデ放任サレテ置キマシタ
ト云フコトハ、水產當局トシテ私ハ相當ノ
責任問題デアルト思フノデゴザイマスルガ、
此際當局ハ相當ノ犠牲ヲ拂ヒ、漁村社會ノ
更生ニ關シ、水產經濟ノ本質ニ關シマシテ

研究調査ヲ遂ゲ、政策ノ根據ヲ確立スルノ用意アリヤ否ヤト云フコトヲ御伺シテ置キ
而モ是等ノ調査研究ガ出來テ居ナイト云
フコトハ、當局ヲシテ重大ナル過チニ陷ラ
シメツ、アル、詰リ當局ヘ前ニヘ所謂水產
政策ノ中心ト云フモノヲ、漁獲物ノ金額ノ
大キイ所ニ置キマシテ、漁獲物ノ水揚高ノ
増大スルコトヲ以テ、政策ノ目標トシテ來
マシタガ爲ニ、水產物ノ水揚高ハ非常ニ増
加シ來タノデアリマスガ、沿岸漁業民ノ生
活ハ年々苦シクナリ、所謂漁村疲弊ハ年ト
共ニ其度ヲ加ヘ來タノデアリマス、然ルニ
近年水產當局ハ又一大轉向ヲ試ミマシテ、
水產水揚高ヲ增加スル資本漁業ノ獎勵助長
ト云フコトハ、姑ク之ヲ等閑ニ付シ、漁村
ノ振興ヲ圖リ、沿岸漁業ノ振興ヲ圖ルト云フ
コトニ轉向サレ來タノデアリマス、私ハ此
轉向ハ或ル意味ニ於テ當ツテ居リ、或ル意味
ニ於テハ誤ヅテ居ルト思フノデアリマス、ト
申シマスノハ、我國水產經濟ノ内容ヲ分析
シテ見マスナラバ、沿岸漁業ト云フモノト
資本漁業ト云フモノハ、形ハ別デアリマスケ
レドモ、其實體ハ一ツデアリマス、詰リ沿
岸漁業ニ於キマシテハ、如何ニ漁民ガ精勵
致シマシテモ、年々其漁場ハ荒廢シ、狹隘化
スルノミデアリマシテ、幾ラ當局ガ指導助
成ヲサレマシテモ、沿岸漁業ノミニ依ツテ生
活ヲ立テルコトハ絶對ニ出來マセヌ、沿岸
漁民ノ生活ト云フモノハ、一年間一戸ノ純
收入ハ百五十圓カラ二百圓足ラズデゴザイ
マシテ、百五十圓ヤ二百圓足ラズノ金ヲ以
テシテハ、絶對ニ生活ヲ立テルコトハ出來
ナイノデアリマス、ソコデ沿岸漁業ハ年ヲ
取リマシク者トカ、身體ノ弱イ者ガ沿岸ヲ
漁ツテ居リマシテ、青壯年ハ資本漁業ノ勞働
者トナツテ、或ハ機船底曳網漁業ニ或ヘト
ロール漁業ニ、或ハ定置漁業其他ノ勞働者
トナツテ働イテ、其收入ヲ以テ一家ノ生計ヲ
立テテ行クノデアリマス、然ルニ我國ノ漁
業經濟ノ内容ハ、資本漁業ニ於キマシテハ

極メテ複雜ナ組織ニナツテ居リマシテ、多クノ企業ニ於キマシテハ、總收入ノ中カラ先ヅ漁船ノ諸經費ヲ除キ去り、消耗品ノ經費ヲ除キ去り、更ニ乗組員ノ食糧ノ經費等ヲ除キ去り、殘ツタ金額ヲ勞働者ノ賃金トシテ之ヲ分配スルノ制度ヲ採ツテ居リマスルガ故ニ、資本漁業ノ經營費ハ、増大スルカ節約ガ出來ルカト云フコトハ、其資本家自身ノ利害關係ヨリモ、之ニ從事シテ居リマスル所ノ労働者ノ利害關係、即チ沿岸ニ漁業ヲシテ居リマスル沿岸漁民ニ青壯年漁夫ノ收入ガ多クナルカ少クナルカノ問題ニナツテ來マシテ、資本漁業ノ盛衰ハ直チニ沿岸漁業其モノニモ響イテ來ルノデアリマス、此問題ニ對シマシテハ、農林當局ハ私ノ從來見ル所ヲ以テスレバ、甚シク認識不足デアッテ、同ジ漁業ト云フテモ、沿岸漁業ト資本漁業ハ別ナモノデアルト云フ風ナ考ヘ方ヲ持ツテ居ラレル方ガ、農林當局ニハ相當ニアル際ニモ、此免稅ニ於テ最モ多クノ利益ヲ受ケルノハ、所謂資本家漁業デアルト云フヤウナ口吻ノ下ニ、農林當局ノ態度甚シク冷淡デアリマシタノハ、斯ル認識不足ニ基クモノデアリマシテ、私ハ此際此觀念ヲ大いニ是正サレナケレバ、到底我ガ水產行政ノ確立ハ出來ヌ、漁村民ノ生活ハ決シテ幸福ニナラナイト信ズル者デアリマスルガ、改メテ當局ノ所見ヲ御聽シタイノデゴザイマス最後ニ私ハ水產業ハ何ガ故ニ行詰ツテ居ルカ、漁村ハ何故ニ疲弊スルカ、漁民ハ何故ニ貧乏スルカト云フ問題ニ付テ、私ハ當局ノ注意ヲ促シタイ、現在ノ社會經濟ハ價格經濟組織デアリマシテ、富ノ分配ハ、生産物ノ多クハ獨占價格デアリマス、生産機構ノ獨占ニ依ツテ、其生産物ノ價格ヲ支配

シテ居リマス、農產物ニ於キマシテハ獨占的支配ハ出來ナイノデアリマスケレドモ、農民ノ政治的自覺ニ依ツテ、統制價格ヲ以テ、政治的統制ノ力ニ依ツテ米價ヲ吊上げ、又肥料ノ値段ニ對スル一ツノ對策モ講ジテ居ルノデアリマス、統制價格ト獨占價格トノ爭ヒノ中ニ於キマシテモ、所謂價格ノ鉗状的價格差ノ問題ガ屢々喧シク論ゼラレマシテ、農產物ガ不利ニ取扱ハレテ居ルト云フコトハ、各位ノ御承知ノ通リデアリマス、此獨占價格ト統制價格ノ中ニ伍シマシテ、獨リ水產物ハ自由放任主義ノ下ニ、其購入者ノ意ノ儘ニ取扱ハレテ來テ居ルノデアリマス、工業生産物ハ獨占機構ヲ以テ之ヲ支配シ、農業生産物ハ政治的統制ノ力ヲ以テ價格ヲ支配スル中ニ、獨リ何等ノ手段ヲ講ゼラレナイノハ水產物ノ價格デアリマス(拍手)是ガ爲ニ水產界が如何ニ不利益ヲ忍バネバナラヌカト云フコトハ、資本漁業ニ於キマシテハ、其資本力ノ强大ナルモノハ、極端ナル產業合理化ヲ行ウテ辛ジテ存立シ、中小漁業ハ水產界ノ好況不況ノ波ノ中ニ甚シク資本ノ破壊ヲ續ケテ居ル、而モ沿岸ニ居住致シテ居リマス所ノ零細漁民ハ、真ニ飢餓線上ニ押付ケラレタ生活ヲ致シテ居リマシテ、今日最モ悲慘ナル貧民窟ニアリモ、私ノ住ンデ居リマスル山口縣大島郡安下庄ノ漁業地ガ、最モ悲慘ナル貧民窟ニナッテ居ルト云フコトハ、水產當局ハ能ク御承知デアル、岡山縣ノ牛窓町ニ於テモサウデアリマスル、全國到處ノ沿岸ニ、彼ノ悲慘極マル貧民窟トシテ漁村ノ存在シナクテハナラヌト云フ、此悲シムベキ宿命ハ、斯ルカ否カ、此點ヲ御伺シタイノデアリマスル(拍手)

イ、昨年以來燃料ノ價格ハ非常ニ暴騰致シ
マシテ、其底止スル所ヲ知ラズ、今ヤ此燃
料用ノ重油ノ暴騰ノ爲ニ、全ク我國ノ漁業
界ハ瀕死ノ状態ニ陥リテ居ルノデアリマス
ル、而モ漁船ニ於キマスル燃料油ヘ、農村
ニ於キマスル所ノ肥料ヨリモ、餘程重大ナ
ル關係ヲ持テ居ルノデアリマス、農村ニ於
キマシテ、肥料ノ問題ハ極メテ重大デハ
アリマスルケレドモ、其肥料ノ價格ハ農業
生産費ノ中ノ、サウ大キイバ、一セントヲ
占メテ居リマセヌ、然ルニ燃料ノ方ハ水產
ノ經營費ノ中ノ、漁業經營費ノ中ノ、非常メテ
ニ大キナ部分ヲ占メテ居ルノデアリマス
ル、而モ時局ノ下ニ肥料價格暴騰ノ危險ガ
迫リマスルヤ、農林當局ハ熱心ニ是ガ對策
ヲ講ゼラレマシテ、今日相當ニ價格ハ上ツテ
ハ居リマスルケレドモ、尙ホマア我慢ノ出
來ル程度ニアルノデアリマスルガ、是ヨリ
以上ノ重要性ヲ持テ居リマスル所ノ燃料
油ノ問題ニ對シマシテハ、當局ハ如何ナル
對策ヲ以テ臨マレタカ、少クトモ從來ハ漁
業用ノ燃料油ニ對シマシテハ、關稅免除
ノ恩典ガアツクノヲ、此燃料油暴騰ノ危險ヲ
前ニシテ、此特典ヲ取上げテシマッタノデゴ
ザイマス（拍手）而モ是ガ對策ノ豫算トシテ
計上サレマシタルモノハ、決シテ其影響ヲ
償フベキ十分ノモノハアリマセヌ、其對
策未ダ適當ナラズト吾々ハ信ジマシタルガ
故ニ、昨年ノ議會ニ於キマシテハ對策豫算
ノ増額ヲ要求シ、昭和十三年度豫算ニ於キマ
シテ、我ガ衆議院ハ院議ヲ以テ附帶條件
ヲ附ケテ居リマスル、即チ漁業經營費ノ補
助金ハ、之ヲ更ニ百万圓増額シテ三百万圓
トナシ、其中ノ百万圓ヲ下ラザル金額ヲ、
前ノ対策豫算ニ依テ其補助金ヲ未ダ受ケ
テ居ラナイ、從來ノ免稅受益者ノ燃料油ノ
購入費ノ補助金トシテ、中小漁業者ニ之ヲ
交付スペシト云フ、明カナル院議ヲ以テ、

百万圓ヲ下ラザル金額ヲ云フコトヲ、明瞭ニ示シテ居ルノデゴザイマスガ、勿論當局ハ此院議ヲ尊重サレマシテ、ソレ等ノ對策ハ講ゼラレテ居ルト私ハ信ジマスガ、若シ此院議ニ背クヤウナコトガアリマシタナラバ、私ハ此席ニテ申上ゲテ置キマスガ、三宅サン、アナタハ腹切モンデスゾ（拍手）此豫算ノ行使ニ對シマシテハ、十分ナル責任ヲ以チ、深甚ナル考慮ヲ以テ臨マレンコトヲ要求スル者デアリマス（拍手）只今述べマシタルガ如キ問題ヲ解決スルニハ、内地ニ至リマスル所ノ、從來複雜多岐ヲ極メタ水產行政機關ハ、一大擴張ヲ要スルヨトハ申ス迄モアリマセヌ、私ハ徒ニ新シイ省ガボカ／＼出來テ來ルコトヲ歡迎スル者デハアリマセヌカラ、敢テ水產省ヲ獨立セシメヨト云フコトヲ申シマセヌケレドモ、内外地ニ於ケル複雜多岐ヲ極メテ居ル水產行政ヲ、一ツニ統一すべき實質ヲ有スル水產行政官廳ヲ確立スルト云フコトハ、私ハ現下ノ時局上最モ必要デアルト信ズルノデアリマスガ、當局ノニ之ニ對スル所信如何、以上御伺致シマシテ私ノ質問ヲ終リマス（拍手）私ハ敢テ再質問ハ致シマセヌガ、當局ノ御答辯ノ基礎ト致シマシテ、委員會ニハ質問ヲ致シマスカラ、其積リデ以テ御答辯ヲ願ヒタイ（拍手）

此機船底曳網ノ整理ニ付キマシテハ、御説ノ通リデゴザイマシテ、政府ト致シマシテハ成ベク之ヲ統制致シマシテ、魚族ノ保護ノ爲ニ、又沿岸漁業ノ保護ノ爲ニ整理ヲシノ居ルノデアリマス、併ナガラ其整理ノ方法ト致シマシテハ、成ベク極端ナ打撃ノ現ハレナイヤウニト云フノデ、相當ノ期間ヲシテ置キマシテ、逐次整理ヲショウト努メテ居ルノデアリマス、此結果魚族ノ保護ガ出来、沿岸漁業ノ保護ガ出來ルト云フコトニナリマスレバ、其方面ニ於キマシテ相當ナ漁獲ノ増加ガ考ヘラレル同時ニ、深海漁獲、若クハ遠洋漁業等ニ依リマシテ、機船底曳網ノ統理ニ依テ減少スル漁獲物ガ、相當補ハレルノデハナイカト思フノデアリマスソレカラ、水産行政ノ統制ニ關スル御話ガゴザイマシタ、是ハ御尤ナ御説ニアリマシテ、關係各省ニ於キマシテ緊密ナル連絡ヲ取シテ、統制アル下ニ水產行政ヲ行ヒタイ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマシテ、今二月ニ於キマシテモ關係官ヲ集メマシテ協議會ヲ開キマシテ、此各省間ニ於キマスル水產行政ニ對シマシテノ緊密ナル連絡ヲ以チマシテ、其行政ノ統一ヲ圖ッテ居ル次第アリマス

○政府委員(春名成章君)　西川君ニ御答申
上ダマス、支那海ニ於キマス邦人漁業権ノ
確立ト其發展、茲ニ其統制ノ必要ナルコト
ハ御説ノ通リデアリマス、但シ御存ジノ如
ク現下ノ事局ニ鑑ミマシテ、是等ノ問題ニ
對スル處置ノ如何ハ、内外ニ及ボス所ノ影
響モ相當微妙ナルモノガアリマスルガ故
ニ、關係當局者ニ於テ、能ク是等ノ點ニ付
テハ熟議致シマシテ、善處セシコトヲ期シ
テ居ル次第アリマス

(政府委員春名成章君登壇)

○政府委員(春名成章君)　只今ノ御質問
ニ御答致シマス、御質問ノ第一點ハ、北支
那沿岸ニ於ケル漁業ニ關シテ、帝國ハ新政
權ニ對シ如何ナル方針ヲ以テ臨ム考カト云
フ御趣旨ノヤウニ承クタノデアリマス、本件

ニ關シヤミナラズ、作單へ連絡、北支政権へ確立ト相俟テ、日支共存共榮ノ精神ニ基キ、我ガ漁業家ガ彼ノ地ニ於テ新ナル漁場ヲ開拓シ、十分ニ其獨特ナル漁業ヲ營ミ得ルヤウナ協定ヲ結ビタイト考ヘテ居リマス。第二點ノ上海及ビ青島ニ於ケル我ガ漁業ノ現状ハドウデアルカ、茲ニ軍ハ目下取敢ズノ處置トシテ、軍ノ需要ニ充ツルヲ本旨トシテ、漁業家ニ漁業ヲ許可シアルトノコトデアルガ、之ニ對スル將來ノ方針如何ト云フ御質問ノヤウニ承ツタノデアリマスガ、上海竝ニ青島方面ニ於ケル漁業ノ現状ハ、上海方面ハ關係各廳トモ十分協議ノ上、二三ノ會社茲ニ組合ニ對シ漁業ヲ許可致シマシテ、敢取ズ軍ノ需要ニ充ツルヤウニ處置シテ居リマス、青島方面ニ於キマシテハ、未ダ統制アル漁業ニ從事セシムルノ域ニ達シテ居ラヌヤウニ聞イテ居リマス、此方面ハ成ベク早イ機會ニ適當ナル組合若クハ會社ニ漁業ヲ開始セシメタイト考ヘテ居ル次第アリマス、上海方面ニ對シテ將來如何ニ考ヘテ居ルカト云フコトニ關シマシテハ、上海方面ハ未ダ支那方面ノ政權が確立ヲ見ルニ至シテ居リマセヌノデ、是等ノ諸情勢ガ進展致シマシタナラバ、我ガ方ト致シマシテハ、關係各廳ト是亦十分協議ノ上、支那政權ニ對シ我ガ漁業家ガ十分活動シ得ルヤウニ、善處シタイト考ヘテ居ル次第アリマス、終リ（拍手）

○議長（小山松壽君）質疑ハ終局致シマシ
タ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ
付テ御諸リ致シマス

○議長（小山松壽君）〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君）〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君）〔異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ〕

此際一言致シマス、議長ハ院内ノ秩序維
持ニ付キマシテハ、絶エヌ注意ヲ拂テ居ル
所デアリマスルガ、去ル二月二十二日、電
力委員會ニ於キマシテ、一政黨事務員ガ議
員ノ身邊ニ迫リ、委員會ノ秩序ヲ紊シマシ
タコトヘ、洵ニ遺憾ニ堪ヘザル次第デアリ
マス、議長ニ於テハ斯ノ如キ穏カナラザル
行動ヲ執リマシタ政黨事務員ニ對シマシテ
ハ、議院出入ノ通章ヲ取上げルコトニ致シ
マシタ、尙ホ政黨事務員ノ委員會出入ヘセ
ル、ヤウ、ソレハ、御中渡シヲ願ヒマス、
議會振肅委員會ノ申合セモアリマスコト
故、何卒各自ニ於カレマシテモ此點御留意
アランコトヲ希望致シマス

○服部崎市君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日
ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君）〔議長（小山松壽君）御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議
事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス〕

午後六時三十一分散會

○議長(小山松壽君) 質疑ハ終局致シマシ
案ヲ一括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付
託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 付部崎市君 日程第十四乃至第十八ノ五
案ヲ一括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付
託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 「賛成」ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

此際一言致シマス、議長ハ院内ノ秩序維
持ニ付キマシテハ、絶エズ注意ヲ拂ツテ居ル
所デアリマスルガ、去ル二月二十二日、電
力委員會ニ於キマシテ、一政黨事務員ガ議
員ノ身邊ニ迫リ、委員會ノ秩序ヲ紊シマシ
タコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘザル次第デアリマ
ス、議長ニ於テハ斯ノ如キ懸カナラザル
行動ヲ執リマシタ政黨事務員ニ對シマシテ
ハ、議院出入ノ通章ヲ取上ゲルコトニ致シ
マシタ、尙ホ政黨事務員ノ委員會出入ハ、
其用務ヲ終リマシタル時ハ、直チニ退去セ
ラル、ヤウ、ソレドク御申渡シヲ願ヒマズ、
議會振肅委員會ノ申合セモアリマスコト
ハ是ニテ散會セラレシコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議
事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午後六時三十一分散會

Digitized by srujanika@gmail.com